

宇美町都市計画マスタープラン

都市計画に関する基本的な方針

豊かな自然と快適な住環境を
地域力ではぐくむまち
宇美



平成27年3月
福岡県宇美町

ごあいさつ



この度、宇美町では「**豊かな自然と快適な住環境を地域力ではぐくむまち 宇美**」を都市づくりの理念・将来像とした宇美町都市計画マスタープランを策定いたしました。

本計画は、上位計画である「**ひとが輝き! 地域が輝き!! まちが輝く!!! 元気なまちづくり**」を基本理念とした第6次宇美町総合計画に基づき、宇美町の都市づくりの基本的な考え方を定めたものでありますが、本町の概ね20年先を見据え、他の都市にはない宇美町ならではの魅力を最大限引き出せる計画となったのではないかと考えております。

この計画の策定にあたっては、第6次宇美町総合計画の策定と歩調を合わせ、平成25年に実施した住民アンケート調査や、翌26年まで4回にわたって開催した町内全49行政区からの住民参加型のワークショップにより、広く意見交換をまいりました。また、順次、福岡大学の辰巳教授を委員長とする本マスタープラン策定委員会も5回開催され、専門的な審議が重ねられたところでもあります。

今後は、本マスタープランの目指す共働による都市づくりを、主役である町民のみなさまや事業者及び関係機関等との連携を図り、その実現に向け一層努力してまいります。

宇美町の魅力ある都市づくりのため、熱心にご審議いただきました策定委員会の委員の皆様、また、この計画策定に関わっていただいた多くの町民の皆様に心から感謝を申し上げ、ごあいさつといたします。

平成27年3月

宇美町長

木原 忠



目次

はじめに.....	1
1 策定の背景と目的.....	1
2 計画の対象区域.....	1
3 計画の期間.....	2
4 計画の策定体制.....	2
5 計画の構成.....	3
1 宇美町の現況.....	4
1.1 位置と沿革.....	4
1.2 都市計画区域.....	5
1.3 主要な施設の立地状況.....	6
1.4 道路・公共交通.....	7
1.5 土地利用状況(都市計画区域内).....	9
1.6 人口・世帯数.....	10
1.7 通勤・通学の状況.....	15
1.8 産業動向.....	16
1.9 都市計画の決定などの状況.....	20
1.10 法規制状況.....	28
1.11 文化・観光資源.....	30
2 上位・関連計画.....	31
2.1 上位計画.....	31
2.2 関連計画.....	36
3 町民意向の把握.....	39
3.1 住民アンケート.....	39
3.2 町民まちづくり検討会.....	50
4 都市づくりの基本的課題.....	58
5 都市づくりの理念及び基本方針.....	62
5.1 都市づくりの理念(将来像).....	62
5.2 都市づくりの基本方針.....	63

6 全体構想.....	66
6.1 将来都市構造.....	66
6.2 土地利用に関する方針.....	68
6.3 都市施設の整備等に関する方針.....	70
6.4 市街地開発事業等に関する方針.....	74
6.5 自然的環境の保全等に関する方針.....	75
6.6 都市景観の形成に関する方針.....	75
6.7 安全で安心して暮らせる都市づくりに関する方針.....	77
7 地域別構想.....	78
7.1 全体構想から地域別構想への展開.....	78
7.2 宇美地域.....	79
7.3 宇美東地域.....	84
7.4 原田地域.....	88
7.5 桜原地域.....	92
7.6 井野地域.....	96
8 実現化方策.....	100
8.1 今後の都市づくりの取り組み方針.....	100
8.2 実現化に向けたシナリオ.....	102
■参考資料	
策定スケジュール.....	107
宇美町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱.....	108
宇美町都市計画マスタープラン策定委員会 名簿.....	110
宇美町都市計画マスタープラン庁内検討会議 名簿.....	111
用語解説.....	112

当計画での表現については、以下のように定義し使い分けています。

「継続」：現在すでに実施しているもので、今後も同様な内容で実施するもの。

「推進」：現在すでに実施しているもので、今後はより内容の充実を図りながら実施していくもの。

「実施」：現在は実施していないが、すでに実施する事が決定しているもの。

「検討」：将来の検討としているもの。

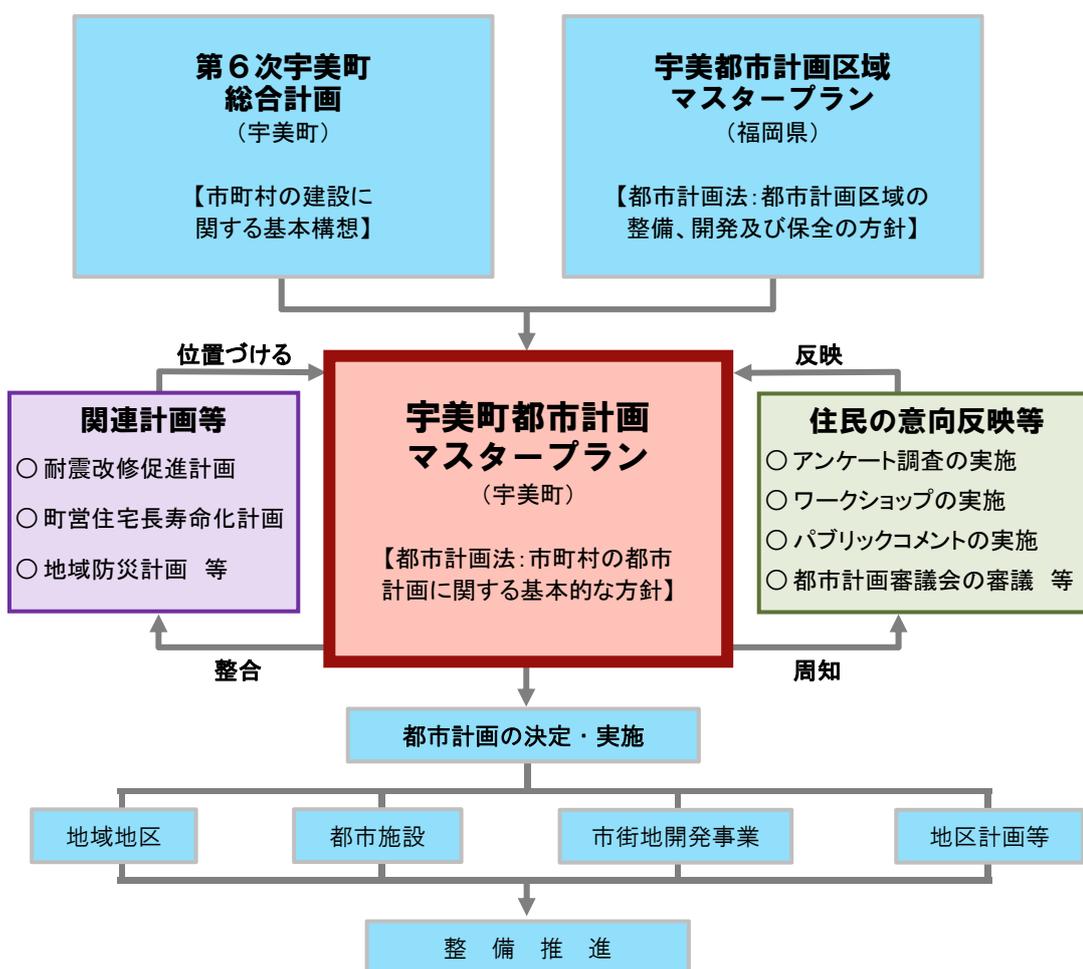
「促進」：他団体等に物事が早く進むよう町が促していくこと。

はじめに

1 策定の背景と目的

宇美町都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に該当する計画であり、本町の総合計画などをうけて、本町の都市計画に関する今後の都市づくりの方向性を具体的に示し、住民と都市づくりの方向性を共有しながら都市計画を推進していくための、いわば都市計画行政の行動指針として策定するものです。

なお、都市計画マスタープランは、個別の細かな計画や事業の内容を決めるものではありませんが、今後、定める都市計画は本計画に即して定めることになります。



都市計画マスタープランの位置づけ

2 計画の対象区域

本計画の対象区域は、宇美都市計画区域が指定された範囲とします。

3 計画の期間

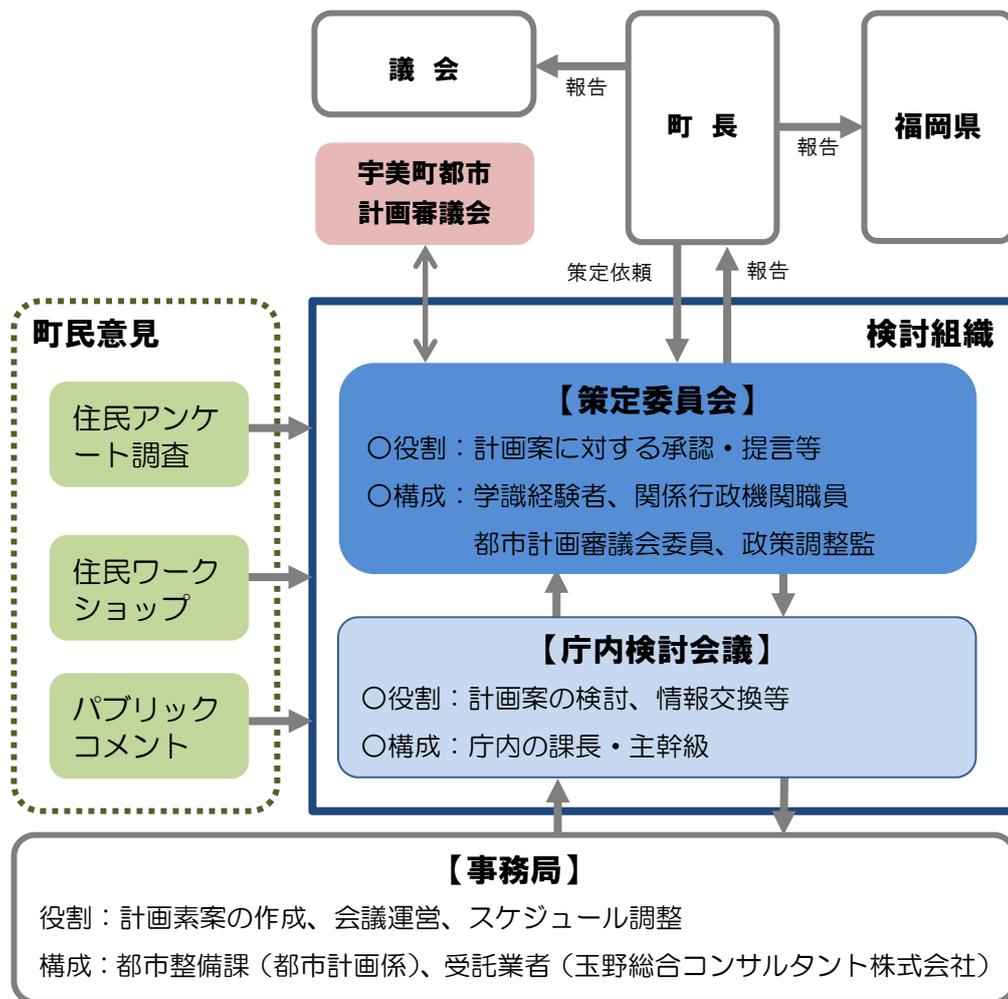
長期的な視野により都市計画を捉えるものとして、平成27年度からの概ね20年間の計画期間とします。

ただし、都市計画に関する情勢や町民ニーズなどの変化を受けて、必要が生じた際は適宜・適切な見直しを行うこととします。

4 計画の策定体制

本計画は、策定する上で「策定委員会」と「庁内検討会議」の2つの組織を中心に、町民意見を取り入れながら検討しました。

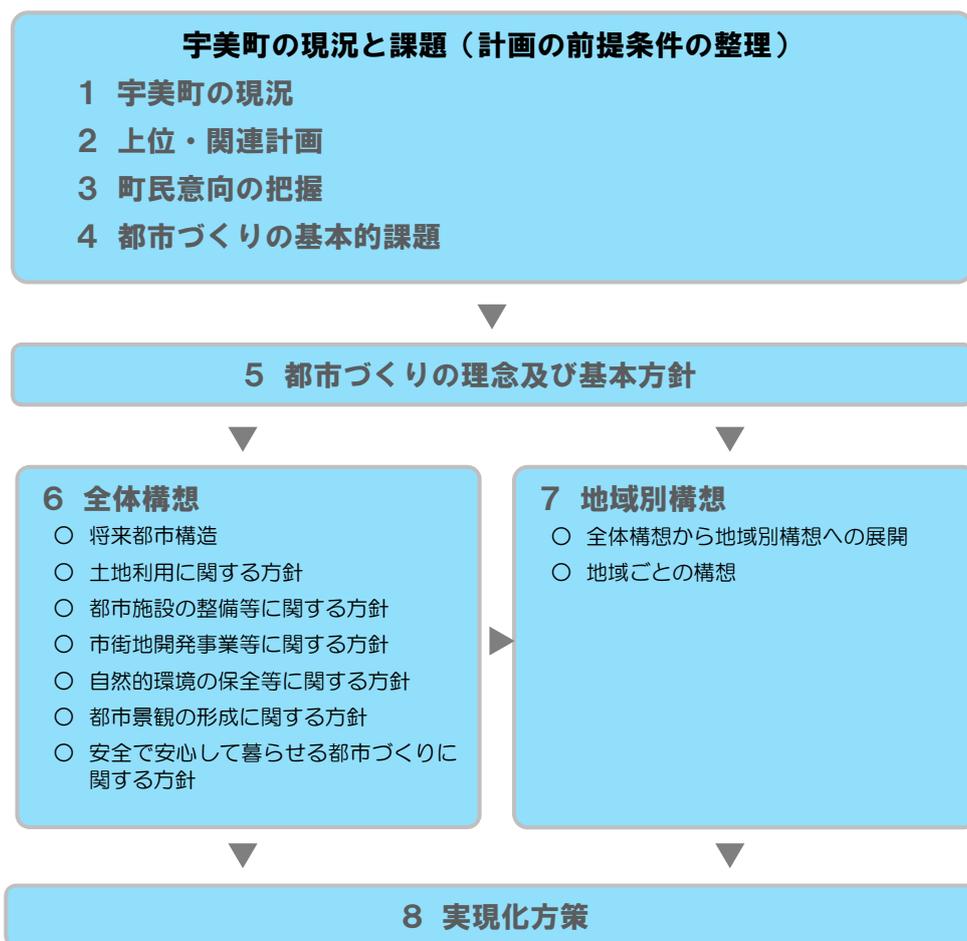
「策定委員会」は、学識経験者、関係行政機関職員、都市計画審議会委員などにより構成され、計画案に対する承認・提言などの役割を担い、「庁内検討会議」は、庁内の課長・主幹級により構成され、計画案の検討、情報交換などを行いました。



都市計画マスタープランの策定体制

5 計画の構成

本計画は、本町の現況などと都市づくりの課題を整理した『宇美町の現況と課題』、これを踏まえて設定した『都市づくりの理念及び基本方針』、この実現にむけた都市づくりのあり方として、町全体を対象に示した『全体構想』、町域を5つの地域に区分し地域ごとに示した『地域別構想』、さらに、今後の都市づくりの道筋を示す『実現化方策』により構成します。



都市計画マスタープランの構成



都市計画マスタープラン策定委員会 第1回会議



都市計画マスタープラン策定委員会 第5回会議

1 宇美町の現況

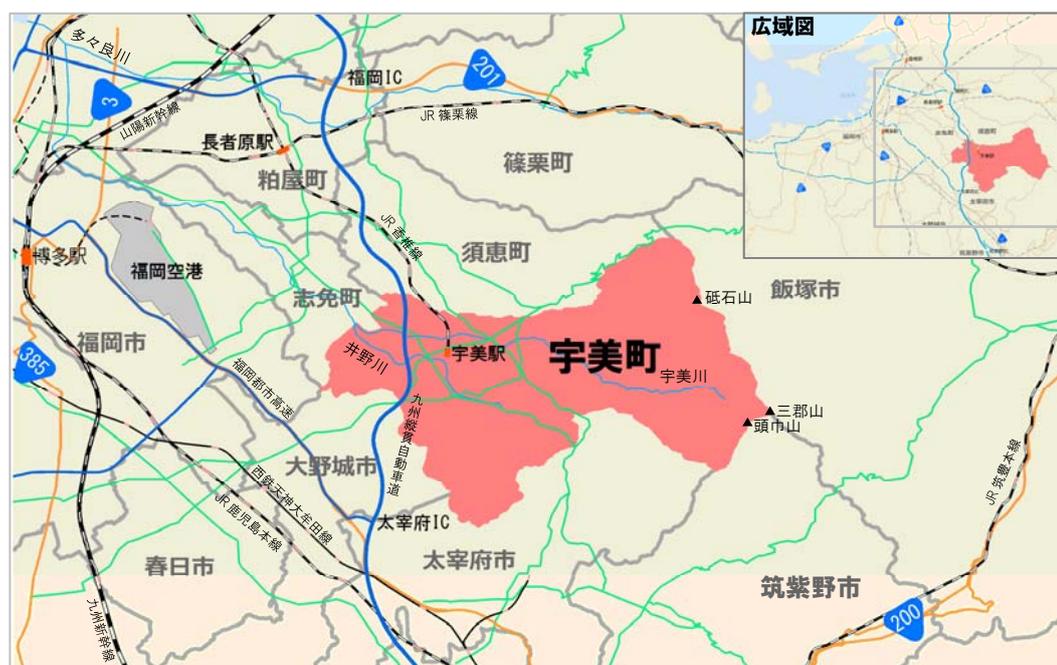
1.1 位置と沿革

■宇美町の位置及び地勢

- 本町は、東経 130 度 30 分、北緯 33 度 31 分、糟屋郡の最南端に位置し、西に大野城市、福岡市、北西に志免町、北に須恵町、東に飯塚市、南に太宰府市、筑紫野市にそれぞれ隣接しています。
- 本町の東部から南部にかけて、砥石山(828m)、三郡山(936m)、頭巾山(901m)などの筑紫山系が取り囲み町土のおよそ 6 割が森林で形成されています。また、砥石山・三郡山を源とし、町の中央部を貫く宇美川と、四王寺山系より発した井野川が合流し、志免町・福岡市を経て多々良川に流れ込み、博多湾に注いでいます。

■沿革

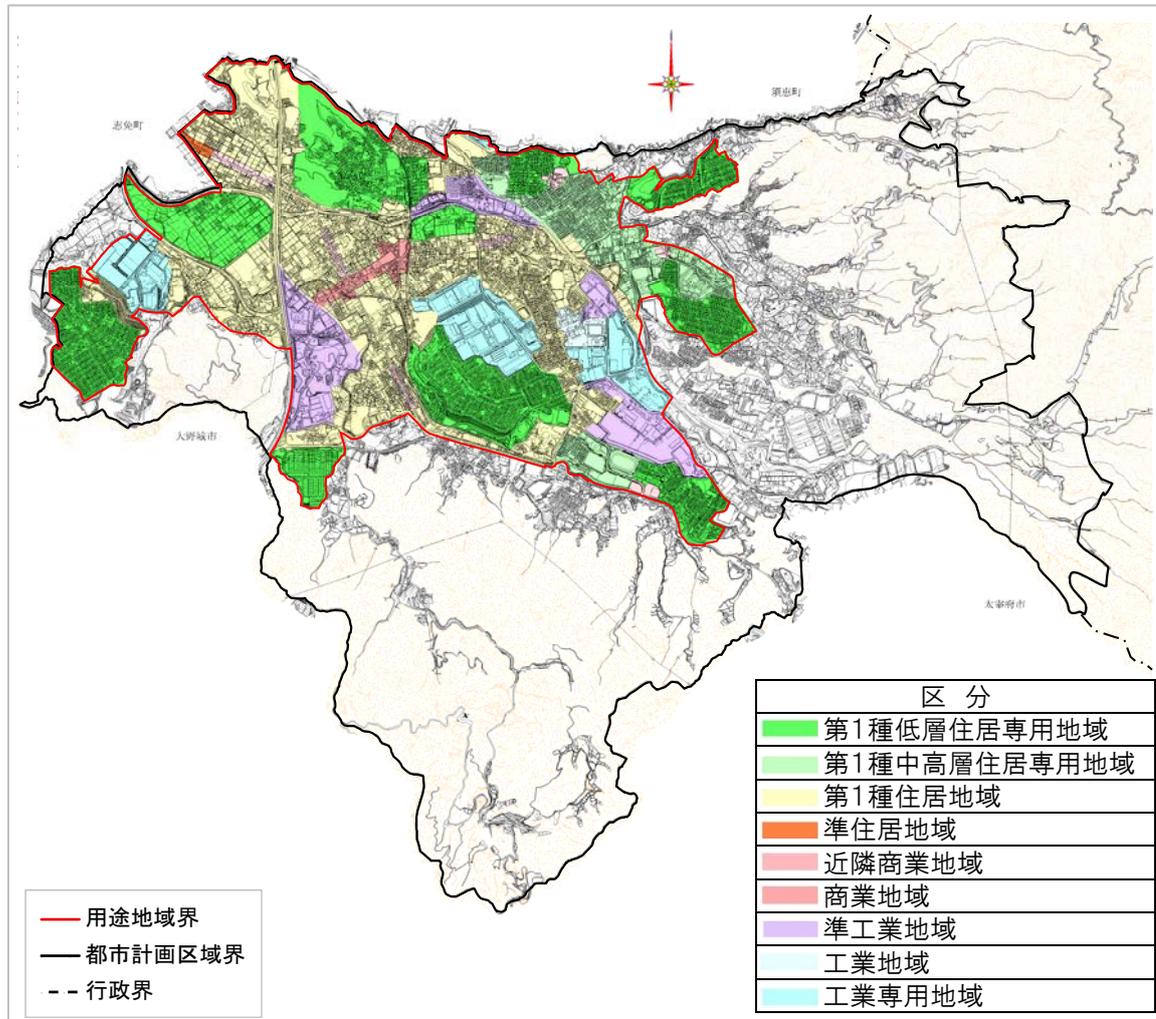
- 明治 21 年(1888)、市町村制の実施によって、宇美・炭焼・井野・四王寺の四つの村が合併して、宇美村が誕生しました。当時の戸数は 629 戸、人口は 3,464 人。さらに、大正 9 年(1920)10 月 20 日には、現在の糟屋郡のなかで最初に町制を施行し、宇美町になりました。
- 戦後しばらくまで、本町は石炭産業で栄えましたが、高度経済成長政策とエネルギー革命によって、炭坑の閉山が相次ぎ、昭和 38 年(1963)の三菱勝田炭坑の閉山を境に、鉱業所の歴史は幕を降ろしました。
- 昭和 50 年代に入ると、福岡市の成長とともにベッドタウン化が進み、町制施行 90 周年を迎えた現在では、人口 38,592 人(平成 22 年国勢調査)を有する町へと成長しました。



位置図

1.2 都市計画区域

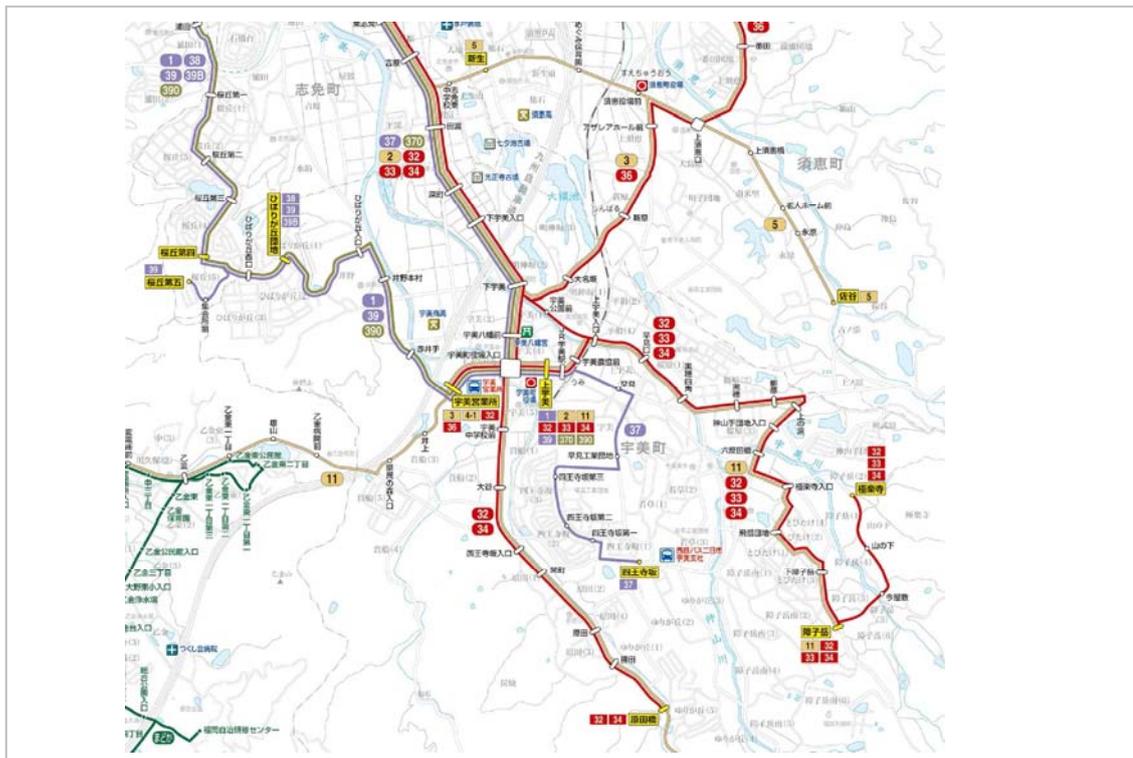
○本町の総面積は 3,021ha であり、東側の森林部を除く区域に都市計画区域(2,159.0ha)が指定され、市街地を形成する北西側一帯に用途地域(764ha)が指定されています。都市計画区域は、非線引き都市計画区域となっています。



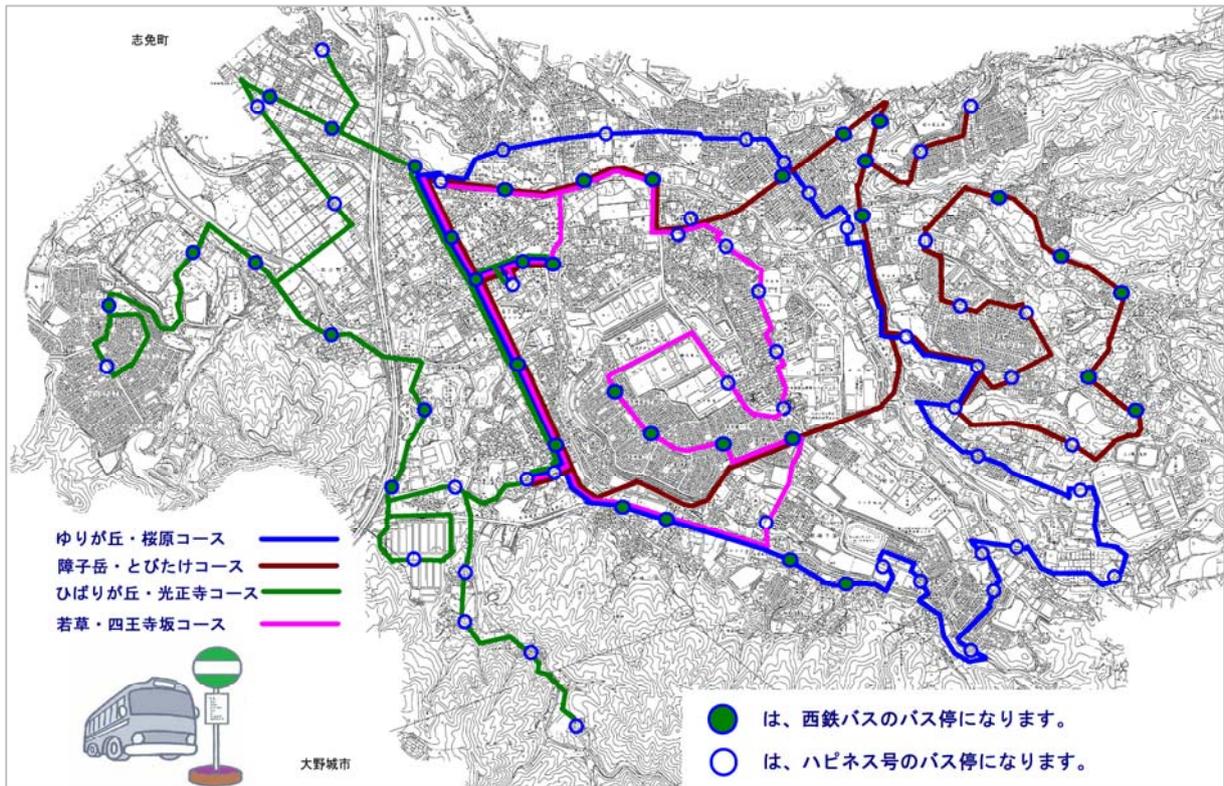
都市計画区域及び用途地域の指定状況

1.4 道路・公共交通

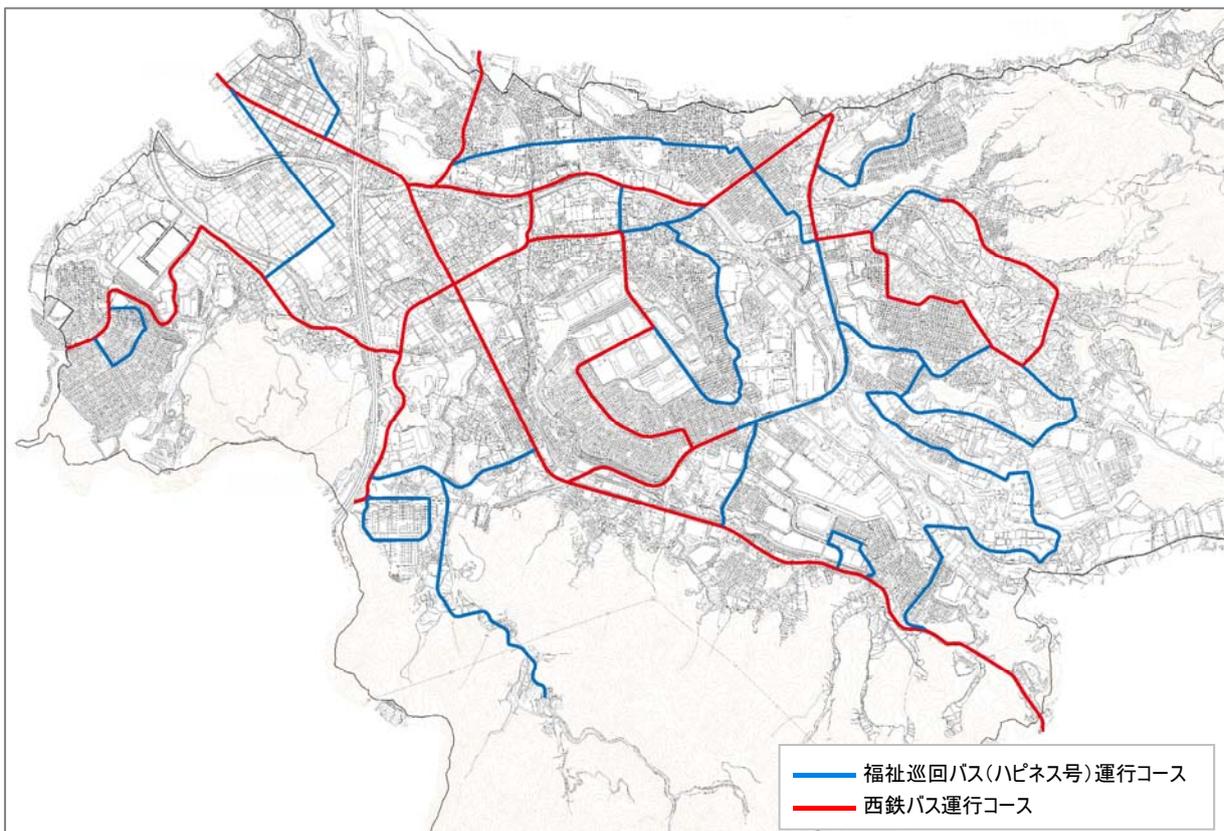
- 主要な道路網として、町の西側に九州縦貫自動車道が南北に通り、北側に接する須恵町内に須恵スマートインターチェンジが立地しています。この他、主要地方道筑紫野古賀線(35号)及び主要地方道福岡太宰府線(68号)が町の北西側から南東側を通り、主要地方道飯塚大野城線(60号)が町の西側から北東側を通過しており、町の骨格を形成しています。
- 本町の公共交通は、鉄道、バス(高速バス、路線バス、福祉巡回バス(ハピネス号))があります。
- 鉄道は、町北西側の町役場近くに JR 香椎線の終着駅があり、博多方面、香椎方面、飯塚方面を結んでいます。博多駅までの所要時間は35分程度です。5時台から23時台まで運行されており、6時台から21時台は概ね1時間に3本程度運行されています。
- 高速バスは、九州縦貫自動車道に宇美バス停があり、小倉方面、久留米・長崎・熊本方面を結んでいます。
- 路線バスは、西鉄バスが運行されており、宇美町役場入口バス停を中心に、北は博多・天神方面、西は JR 南福岡駅方面、南は太宰府方面と四王寺坂、東は障子岳を結んでいます。各バス停の停車本数は概ね20本(片側)以上となっており、主要地方道福岡太宰府線の宇美町役場入口バス停以北で特に多くなっています。宇美町役場入口バス停からの所要時間は、JR 南福岡駅までが25分程度、博多駅までが40分程度となっています。
- 福祉巡回バスとして、ハピネス号を4コース(各コース4～5便/日、運賃無料)で運行しています。日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)、盆(8月13日～15日)が運休となっています。
- 本町を出発地とする移動の代表交通手段は、調査圏の平均値に比べて、自動車が多く、公共交通の鉄道やバスが少ない傾向にあります。(第4回北部九州圏パーソナルトリップ調査(H17～19年度))



路線図(西鉄バス) : 西日本鉄道株式会社ホームページ



福祉巡回バス(ハピネス号)運行コース

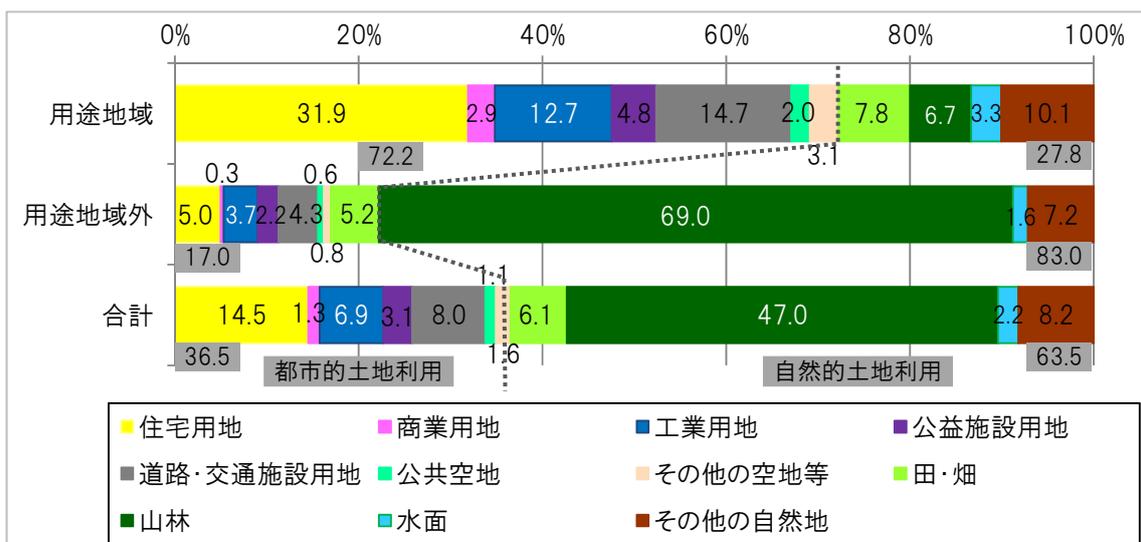
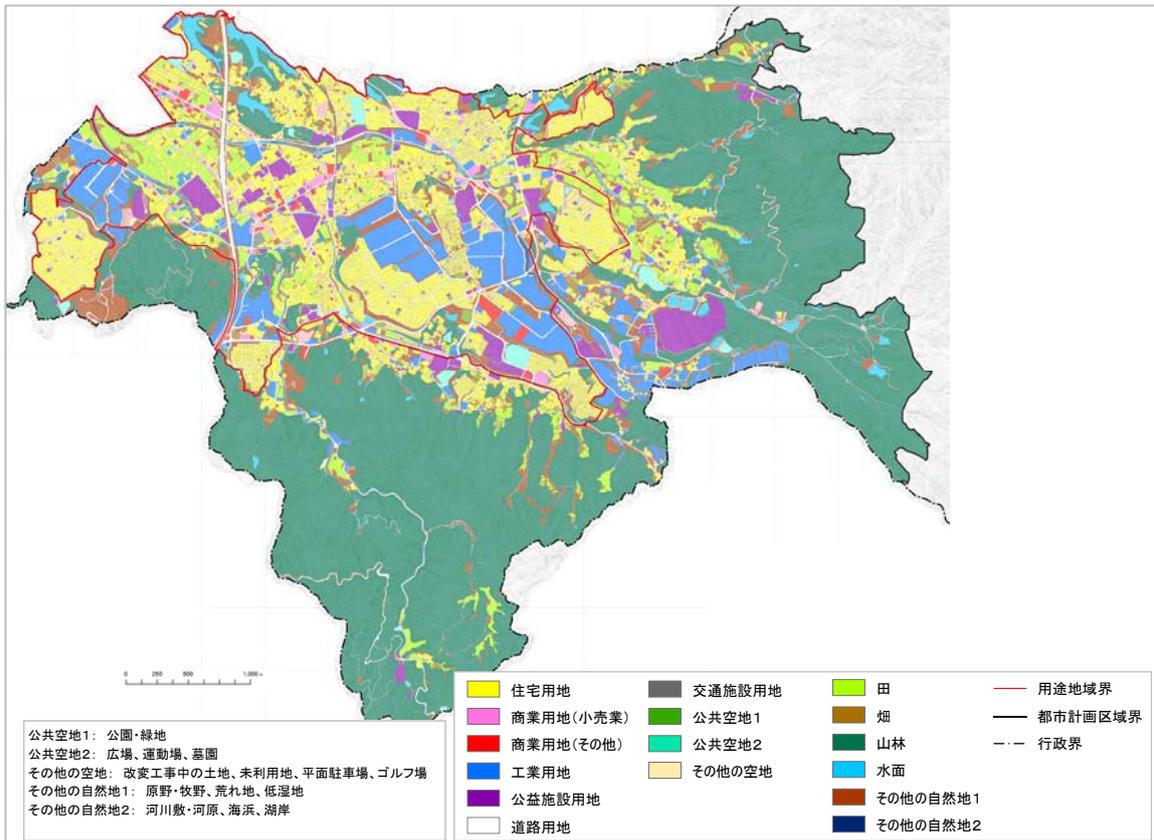


福祉巡回バス及び西鉄バス運行コース

1.5 土地利用状況（都市計画区域内）

○用途地域では、都市的土地利用が72.2%を占め、住宅用地31.9%、工業用地12.7%、公益施設用地4.8%、道路・交通施設用地14.7%が多くを占めています。その一方で、その他自然地10.1%、田・畑7.8%の割合も高くなっています。

○用途地域外では、自然的土地利用が83%を占めています。



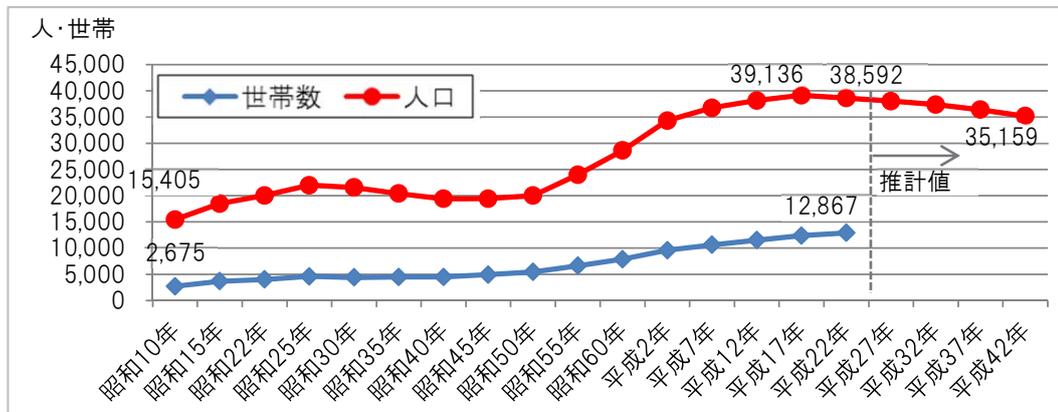
土地利用現況 : 平成 25 年度都市計画基礎調査

1.6 人口・世帯数

1.6.1 人口及び世帯数の推移

行政区域における人口の推移

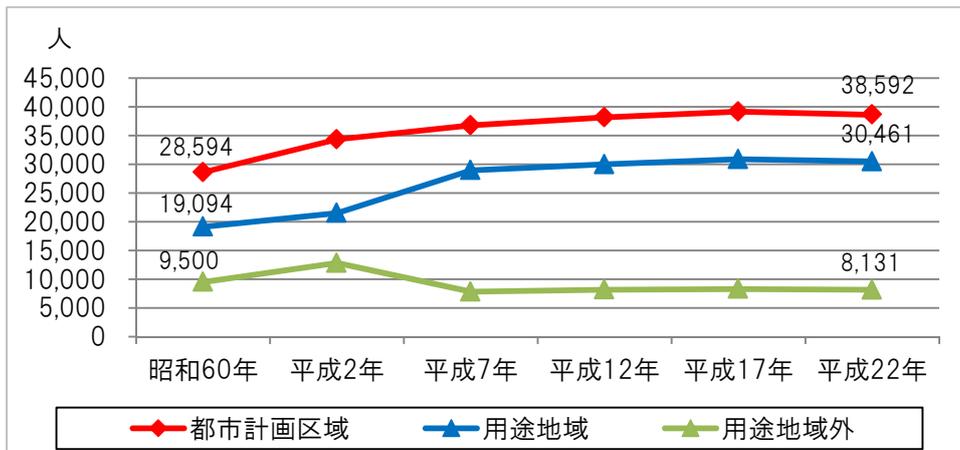
- 本町の人口は、石炭産業の繁栄によって昭和 25 年まで増加し続けましたが、炭坑の閉山に伴いその後減少に転じ、昭和 50 年代からは福岡市の成長とともにベッドタウン化が進み平成 17 年の 39,136 人にまで増加し続けました。平成 22 年は 38,592 人に減少しており、今後も減少し続けることが予測されます。
- 世帯数は昭和 10 年以降増加傾向にあり、平成 22 年は 12,867 世帯となっています。昭和 10 年から平成 22 年にかけて、世帯数は 4.8 倍に増加しているのに対し、人口は 2.5 倍でとどまっているため、1世帯当たりの人口は 5.76 人から 3.00 人にまで減少しています。



平成 22 年まで 国勢調査
平成 27 年以降 日本の地域別将来推計人口 H25.3 推計(国立社会保障・人口問題研究所)
人口と世帯数の推移(行政区域)

都市計画区域などにおける人口の推移

- 平成 22 年の人口は、都市計画区域 38,592 人、用途地域 30,461 人、用途地域外 8,131 人となり、用途地域に本町の人口の約8割が居住しています。
- 人口の推移では、用途地域で増加傾向、用途地域外で減少傾向にあります。



人口の推移 :平成 25 年度都市計画基礎調査

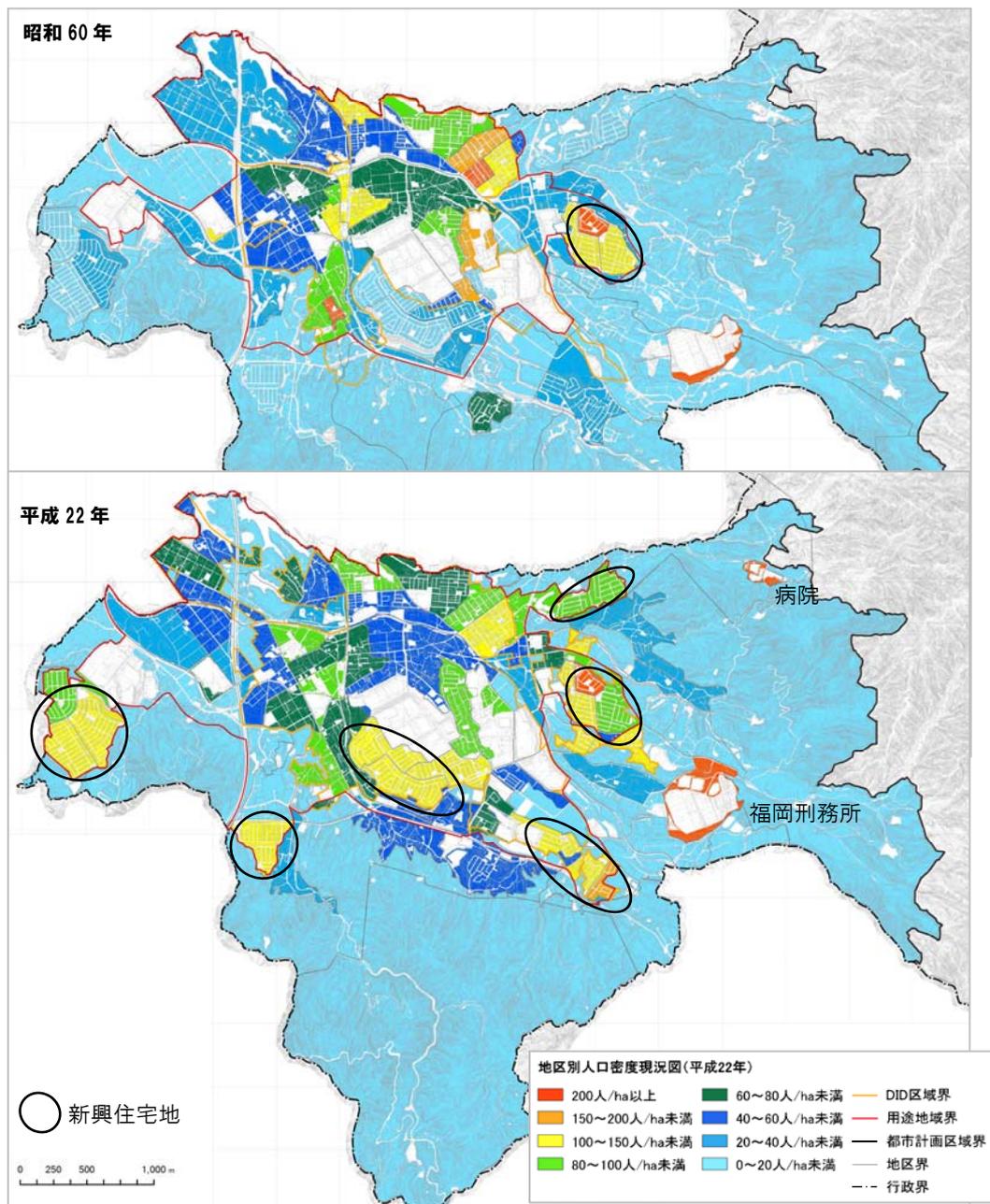
1.6.2 人口密度

○平成 22 年の人口密度(可住地[※])は、都市計画区域 22.0 人/ha、用途地域 62.8 人/ha、用途地域外 6.4 人/ha と用途地域で高くなっています。

○用途地域では、四王寺坂団地やひばりが丘などの新興住宅地を中心に人口が増加しており、人口密度が特に高くなっています。

○用途地域外においても、用途地域に隣接する原田地区などでも人口が増加し、人口密度は 40 人/ha を超えています。

※可住地:水面、公共空地、道路用地、交通施設用地などの住むことができない非可住地を除く区域

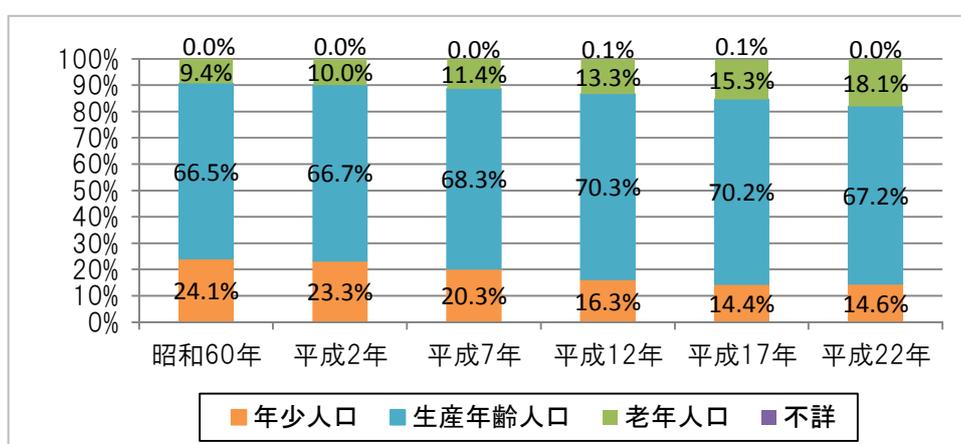


人口密度 : 平成 25 年度都市計画基礎調査

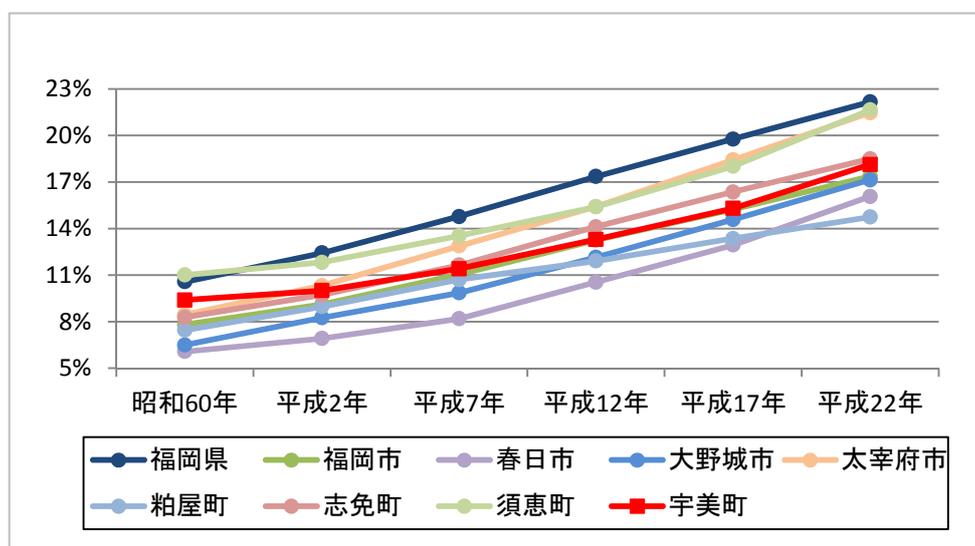
1.6.3 年齢階層別人口

○年齢階層3区分別人口構成は、年少人口割合が減少傾向にあるのに対し、老年人口割合は増加し続け、平成22年は、年少人口(15歳未満)14.6%、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)67.2%、老年人口(65歳以上)18.1%となっており、高齢化が進展しつつあります。ただし、周辺市町に比べて、高齢化の進行はやや緩やかな傾向にあります。

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
年少人口	6,899	7,988	7,448	6,208	5,640	5,648
生産年齢人口	19,009	22,862	25,092	26,815	27,457	25,949
老年人口	2,686	3,427	4,188	5,070	5,988	6,991
不詳	0	6	0	33	51	4
総人口	28,594	34,283	36,728	38,126	39,136	38,592



年齢階層3区分別人口の推移 : 国勢調査



高齢化率の推移 : 国勢調査

1.6.4 人口動態

- 出生・死亡による自然増減は、県全体では自然減であるのに対し、本町では、周辺市町と同様に自然増となっています。
- 転入・転出による社会増減は、周辺市町が転入超過の傾向にあるなか、本町は転出超過となっています。また、人口に占める転入・転出の割合は周辺市町に比べて少なくなっています。
- 自然増に比べて、社会減が大きく人口の減少は社会減が要因となっています。

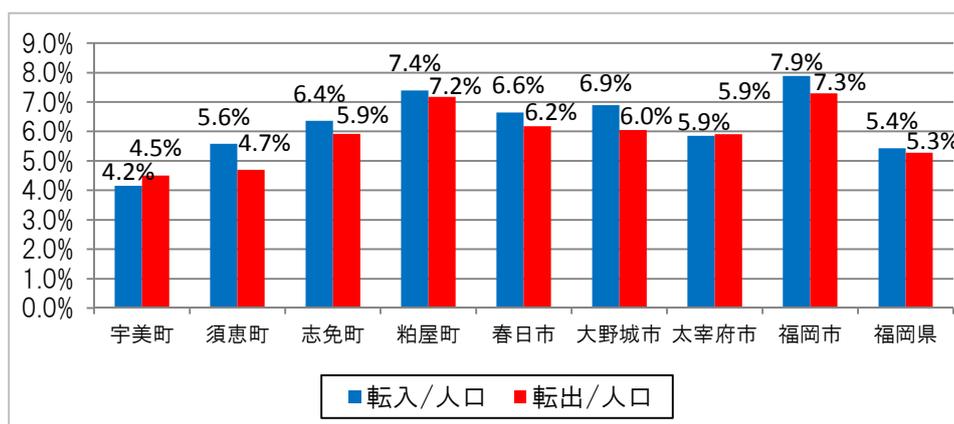
	出生/人口	死亡/人口	人口	出生	死亡	増減
宇美町	0.9%	0.8%	38,543	348	310	38
須恵町	1.0%	0.9%	26,587	279	226	53
志免町	1.2%	0.7%	45,072	542	318	224
粕屋町	1.6%	0.7%	42,892	679	279	400
春日市	1.0%	0.6%	108,024	1,027	677	350
大野城市	1.1%	0.6%	96,760	1,078	615	463
太宰府市	1.0%	0.8%	71,249	748	551	197
福岡市	1.0%	0.7%	1,492,254	14,480	10,526	3,954
福岡県	0.9%	0.9%	5,085,368	45,831	48,286	▲ 2,455

(自然増減は平成23年10月～平成24年9月。人口は平成24年10月1日現在)

人口動態(自然増減) : 平成24年福岡県の人口と世帯年報

	転入/人口	転出/人口	人口	転入	転出	増減
宇美町	4.2%	4.5%	38,543	1,603	1,737	▲ 134
須恵町	5.6%	4.7%	26,587	1,485	1,250	235
志免町	6.4%	5.9%	45,072	2,866	2,667	199
粕屋町	7.4%	7.2%	42,892	3,171	3,075	96
春日市	6.6%	6.2%	108,024	7,182	6,675	507
大野城市	6.9%	6.0%	96,760	6,668	5,848	820
太宰府市	5.9%	5.9%	71,249	4,174	4,212	▲ 38
福岡市	7.9%	7.3%	1,492,254	117,640	108,773	8,867
福岡県	5.4%	5.3%	5,085,368	276,267	268,752	7,515

(社会増減は平成23年10月～平成24年9月。人口は平成24年10月1日現在)



人口動態(社会増減) : 平成24年福岡県の人口と世帯年報

1.6.5 小学校区ごとの人口の動向

- 小学校区ごとの人口は、「宇美」が大幅に増加、その他は減少傾向にあり、「原田」で減少が大きくなっています。「宇美」は、自然増減・社会増減ともに増加しており、特に、自然増減の出生率(6.1%)が他の小学校区に比べて大きくなっています。「原田」は、自然増減・社会増減ともに減少しており、特に、社会増減の減少率(-2.8%)が大きくなっています。
- 自然増減が増加している「宇美・井野・宇美東」は、いずれも出生率が高く、年少人口率も、他の学区に比べて高くなっています。その一方で、自然増減の減少が大きい「桜原」は死亡率が高く、老年人口率も高くなっており、年齢構成が人口の増減に影響していることがわかります。
- 社会増減が増加している「宇美」は、多くのバス路線が経由し、JR宇美駅や多くの公共施設が立地する中心地を有する地域となっています。その一方で社会増減が減少している「原田・宇美東・井野」は中心地から離れた地域で、特に減少が大きい「原田・宇美東」は博多方面から離れた地域となっています。また、これらの地域の老年人口率は平成17年から平成22年にかけて大きく増加しており、平成22年以降は団塊世代が老年人口へ移行することから、今後一層の高齢化の進展が懸念されます。

	人口			自然増減 (H17年度末-H22年度末)			社会増減 (H17年度末-H22年度末)		
	H17	H22	増減	出生	死亡	増減	転入	転出	増減
宇美小学校区	8,591	9,034	443	547	327	220	2,304	2,187	117
	-	-	4.9%	6.1%	3.6%	2.4%	25.5%	24.2%	1.3%
宇美東小学校区	6,324	6,293	-31	313	243	70	1,560	1,731	-171
	-	-	-0.5%	5.0%	3.9%	1.1%	24.8%	27.5%	-2.7%
原田小学校区	10,126	9,837	-289	315	337	-22	1,669	1,947	-278
	-	-	-2.9%	3.2%	3.4%	-0.2%	17.0%	19.8%	-2.8%
桜原小学校区	7,998	7,941	-57	286	420	-134	1,710	1,643	67
	-	-	-0.7%	3.6%	5.3%	-1.7%	21.5%	20.7%	0.8%
井野小学校区	4,807	4,798	-9	271	134	137	1,110	1,224	-114
	-	-	-0.2%	5.6%	2.8%	2.9%	23.1%	25.5%	-2.4%
計	37,846	37,903	57	1,732	1,461	271	8,353	8,732	-379
	-	-	0.2%	4.6%	3.9%	0.7%	22.0%	23.0%	-1.0%

下段はH22人口に対する割合

小学校区ごとの人口動態 : 住民基本台帳人口

年齢階層別人口 (%)	宇美 小学校区		宇美東 小学校区		原田 小学校区		桜原 小学校区		井野 小学校区		町全体	
	H17	H22	H17	H22	H17	H22	H17	H22	H17	H22	H17	H22
年少人口(~14歳)	16.9	18.3	13.4	14.7	15.6	14.0	13.8	13.8	14.1	14.3	15.0	15.1
生産年齢人口(15~64歳)	65.1	62.3	72.5	67.0	71.4	70.6	65.2	63.6	73.8	71.1	69.2	66.6
老年人口(65歳~)	18.0	19.4	14.0	18.4	13.0	15.4	21.0	22.6	12.0	14.6	15.9	18.2

※平成17年度末の人口は集計基礎となる電子データが不足しており正確な集計ができないため、現在算定可能な情報で集計した。
 ※自然増減と社会増減の合計は、未届け者などを含まないため、人口の増減数とは合致しない。

小学校区ごとの年齢階層別人口率 : 住民基本台帳人口

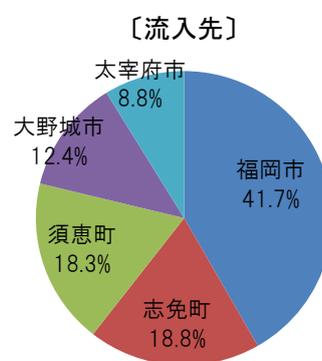
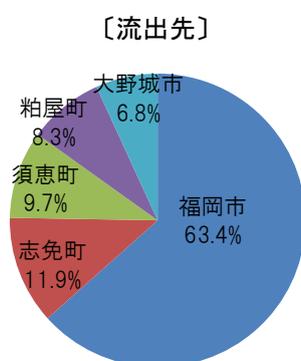
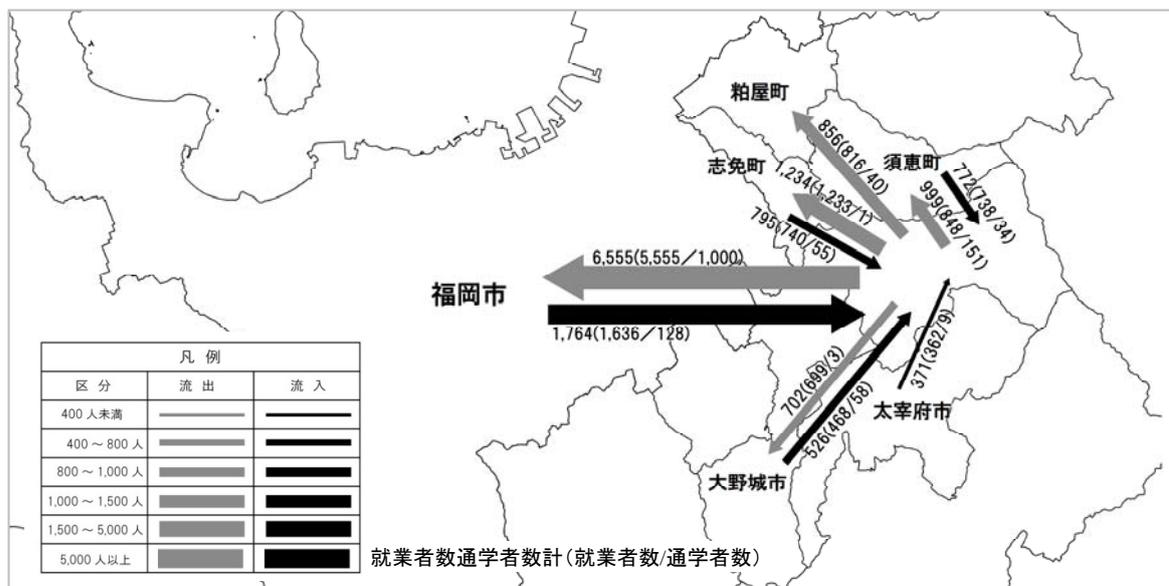
1.7 通勤・通学の状況

○平成 22 年の本町の通勤・通学者数は、流出が 12,946 人、流入が 6,342 人で流出超過となっています。

○流出先は、福岡市が最も多く、全体の約 63%を占めています。流入先も福岡市が最も多く、全体の約 42%を占めています。流出入の通勤者と通学者の内訳は、通勤者が大半を占め、通学者は少ない傾向にあります。通学者では、福岡市や須恵町への流出が多くなっています。

	宇美町に 居住して 就業・通 学する人 (A)	流出		宇美町で 就業・通 学する人 (B)	流入		就業・通 学者比率 (B/A) (%)
		宇美町以 外で就業・ 通学する 人	流出率 (%)		宇美町以 外から就 業・通学 する人	流入率 (%)	
昭和 60 年	13,143	7,534	57.3	9,358	3,749	40.1	71.2
平成 2 年	16,607	10,586	63.7	11,314	5,293	46.8	68.1
平成 7 年	19,159	12,086	63.1	13,324	6,251	46.9	69.5
平成 12 年	20,327	12,749	62.7	14,273	6,695	46.9	70.2
平成 17 年	20,695	13,215	63.9	14,076	6,596	46.9	68.0
平成 22 年	19,372	12,946	66.8	12,907	6,342	49.1	66.6

流出入人口の推移 : 国勢調査



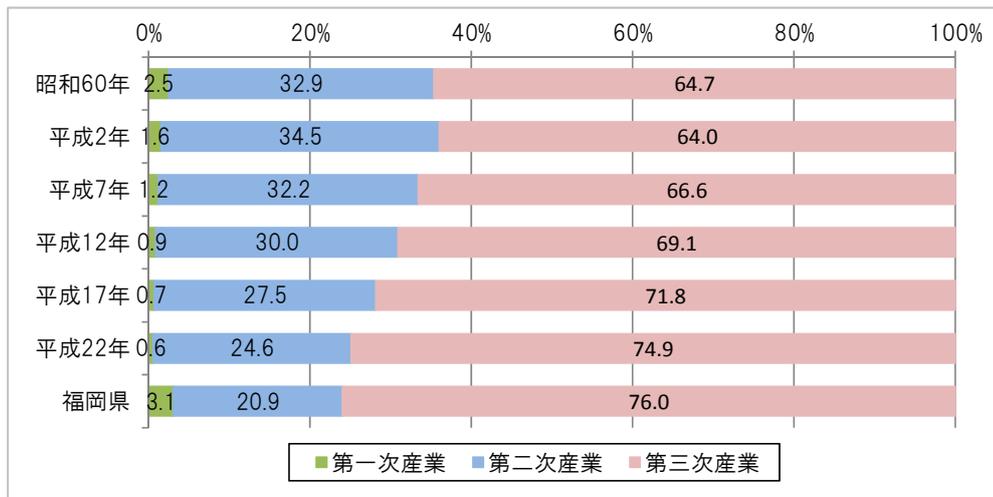
福岡市 志免町 須恵町 粕屋町 大野城市 福岡市 志免町 須恵町 大野城市 太宰府市

流出入先上位5都市 : H22 国勢調査

1.8 産業動向

1.8.1 就業構造

- 町内に居住する産業分類別就業者人口の構成は、平成22年現在、第一次0.6%、第二次24.6%、第三次74.9%と、第三次産業の割合が最も高くなっています。県平均と比較すると第一次産業の割合が低く、第二次産業の割合が高くなっています。
- 就業者割合の推移は、昭和60年から平成22年にかけて、第二次産業は約4分の3に、第一次産業は約4分の1にまで減少する一方で、第三次産業は増加傾向にあります。
- 産業分類を細かくみると、「サービス業」が最も多く、次いで「卸売業，小売業」「製造業」「運輸業，郵便業」「建設業」が多くなっています。



※「分類不能の産業」を除く

産業分類別就業者人口の構成比推移 : 国勢調査

産業分類		就業者数	構成比
第一次産業	農業，林業	96	0.6%
	漁業	1	0.0%
	小計	97	0.6%
第二次産業	鉱業，採石業，砂利採取業	4	0.0%
	建設業	2,064	11.9%
	製造業	2,193	12.6%
	小計	4,261	24.6%
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	57	0.3%
	情報通信業	264	1.5%
	運輸業，郵便業	2,088	12.0%
	卸売業，小売業	3,803	21.9%
	金融業，保険業	293	1.7%
	不動産業，物品賃貸業	408	2.4%
	サービス業	5,397	31.1%
	公務(他に分類されるものを除く)	682	3.9%
	分類不能の産業	127	-
小計	13,119	74.9%	
計		17,477	100.0%

※構成比は「分類不能の産業」を除いて算定

産業分類別就業者人口及び構成比 : H22 国勢調査

1.8.2 事業所数・従業者数

○町内の事業所数は、「サービス業」が最も多く、次いで「卸売業、小売業」、「建設業」、「製造業」が多くなっています。

○町内の事業所の従業者数は、「サービス業」が最も多く、次いで「製造業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」が多くなっています。

産業分類		事業所数	従業者数
第一次産業	農業, 林業	1	8
	漁業	—	—
	小計	1	8
第二次産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	5
	建設業	203	1,128
	製造業	188	2,552
	小計	392	3,685
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
	情報通信業	1	3
	運輸業, 郵便業	100	2,232
	卸売業, 小売業	255	2,209
	金融業, 保険業	9	80
	不動産業, 物品賃貸業	69	301
	サービス業	370	3,055
	小計	804	7,880
計	1,197	11,573	

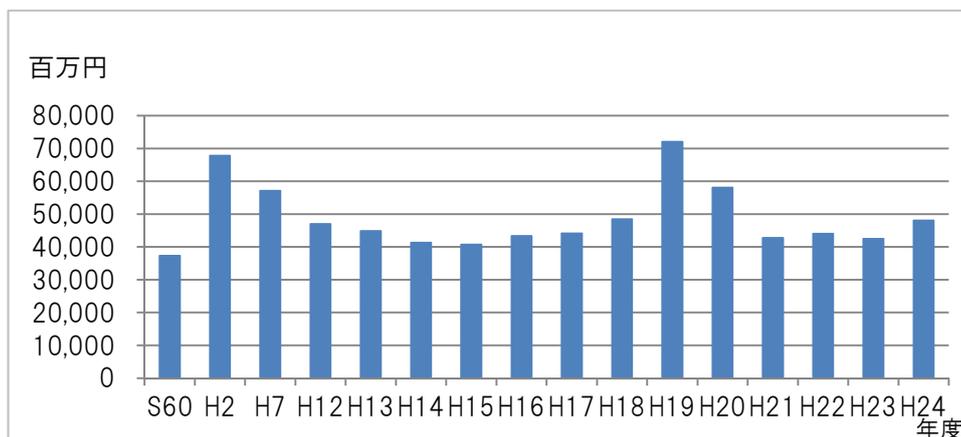
産業分類別事業所数及び従業者人口 : 平成 24 年 経済センサス-活動調査



1.8.3 工業の動向

○製造品出荷額は、昭和 60 年度から増減を繰り返し、平成 19 年度をピークに減少傾向にありましたが平成 24 年度はやや増加しています。

○平成 24 年度における本町の製造品出荷額は約 481 億円で、従業者一人当たりの製造品出荷額は福岡県平均の 60%、人口一人当たりの製造品出荷額は同 77%と、県平均に比べて低くなっていますが、周辺市町の中では、人口一人当たりの製造品出荷額は須恵町に次いで高くなっています。



製造品出荷額の推移 : 工業統計調査、H23 は平成 24 年 2 月実施の平成 24 年経済センサス-活動調査

	宇美町	須恵町	志免町	粕屋町	春日市	大野城市	太宰府市	福岡市	福岡県
事業所数	102	113	56	60	23	137	39	876	5,956
従業者数(人)	2,183	1,934	986	1,905	506	3,280	1,185	21,677	213,005
製造品出荷額等(百万円)	48,089	36,510	21,431	39,560	7,575	40,918	52,959	576,523	8,333,733
従業者一人当たりの出荷額(万円/人)	2,197	1,844	2,134	2,131	1,454	1,272	4,294	2,377	3,687
人口一人当たりの出荷額(万円/人)	127	137	48	92	7	43	76	41	165
人口	37,946	26,580	44,745	43,154	109,768	96,272	70,107	1,422,831	5,049,457

人口は福岡県住民基本台帳年報(平成 24 年 3 月 31 日現在)

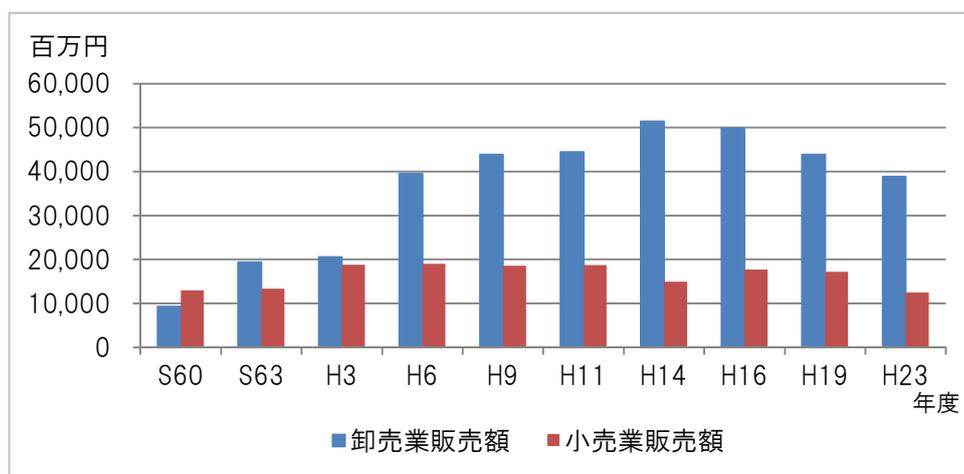
工業の状況 : 平成 24 年福岡県の工業 (工業統計調査)



早見工業団地

1.8.4 商業の動向

- 卸売業は、昭和 60 年度から増加傾向にありましたが、平成 14 年以降は減少しています。
- 卸売業の平成 23 年度の年間商品販売額は約 388 億円で、従業者一人当たりの販売額は福岡県平均の約 54%、人口一人当たりの販売額は同約 39%と、県平均に比べ低くなっています。
- 小売業は、昭和 60 年度から平成 3 年度にかけて増加傾向にありましたが、その後は平成 14 年度にかけて減少し、平成 16 年度に増加したものの平成 23 年にかけて再度減少しています。
- 小売業の平成 23 年度の年間商品販売額は約 124 億円で、従業者一人当たりの販売額は福岡県平均の約 77%、人口一人当たりの販売額は同約 38%と、福岡県平均に比べて低く、周辺市町の中においても低くなっています。



年間商品販売額の推移 : 商業統計調査、H23 は平成 24 年 2 月実施の平成 24 年経済センサス-活動調査

		宇美町	須恵町	志免町	粕屋町	春日市	大野城市	太宰府市	福岡市	福岡県
卸売業	事業所数	63	49	111	159	173	332	109	5,898	12,511
	従業者数(人)	638	461	1,114	1,697	930	2,610	714	67,006	118,695
	年間商品販売額(百万円)	38,823	27,959	119,297	171,482	47,498	185,405	79,539	9,404,846	13,292,819
	従業者一人当たりの販売額(万円/人)	6,085	6,065	10,709	10,105	5,107	7,104	11,140	14,036	11,199
	人口一人当たりの販売額(万円/人)	102	105	267	397	43	193	113	661	263
小売業	事業所数	114	88	245	205	448	414	313	8,111	31,462
	従業者数(人)	811	483	2,269	2,243	3,941	3,974	2,636	66,217	218,428
	年間商品販売額(百万円)	12,431	7,404	54,840	42,355	80,822	87,247	46,744	1,564,163	4,348,918
	従業者一人当たりの販売額(万円/人)	1,533	1,533	2,417	1,888	2,051	2,195	1,773	2,362	1,991
	人口一人当たりの販売額(万円/人)	33	28	123	98	74	91	67	110	86
人口	37,946	26,580	44,745	43,154	109,768	96,272	70,107	1,422,831	5,049,457	

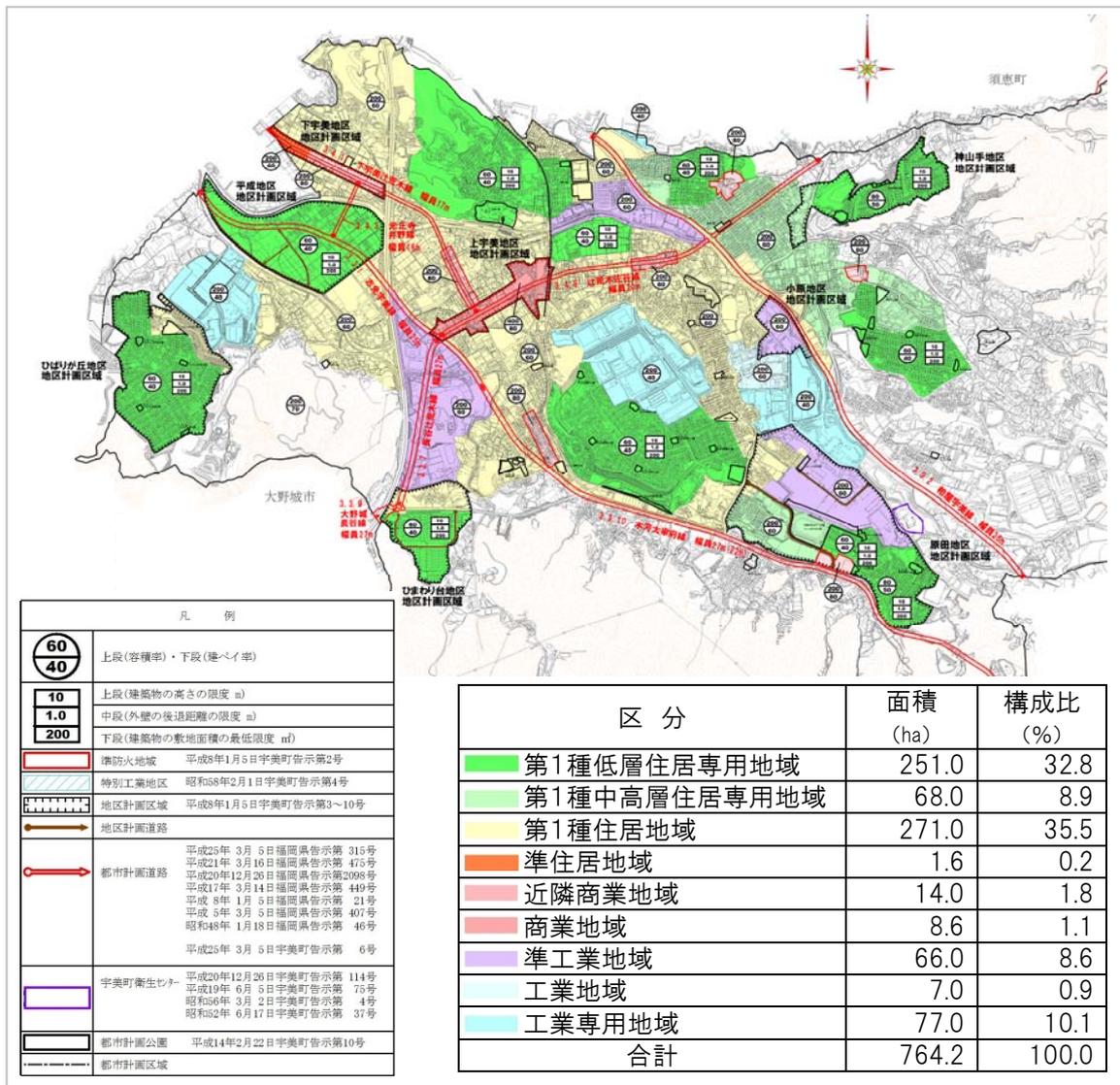
人口は福岡県住民基本台帳年報(平成 24 年 3 月 31 日現在)

商業の状況 : 平成 24 年経済センサス-活動調査

1.9 都市計画の決定などの状況

1.9.1 用途地域

- 四王寺坂団地やひばりが丘などの低層住宅地を中心に、第1種低層住居専用地域(32.8%)や第1種中高層住居専用地域(8.9%)が指定されており、住居専用地域系の用途地域は、用途地域全体の41.7%を占めています。
- 工業集積地においては、工業専用地域(10.1%)や工業地域(0.9%)が指定されており、準工業地域(8.6%)を合わせると、工業系の用途地域は、用途地域全体の19.6%を占めています。工業地域には特別工業地区が指定され、住宅や託児所などの建築が規制されています。
- 主要地方道飯塚大野城線(60号)沿道のJR宇美駅から都市計画道路志免宇美線にかけての本町の中心商業地一帯に商業地域が指定されています。また、主要地方道福岡太宰府線(68号)沿道の一部区間においても商業系用途の立地を許容する近隣商業地域や準住居地域が指定されています。これらの地域には、準防火地域が指定されています。

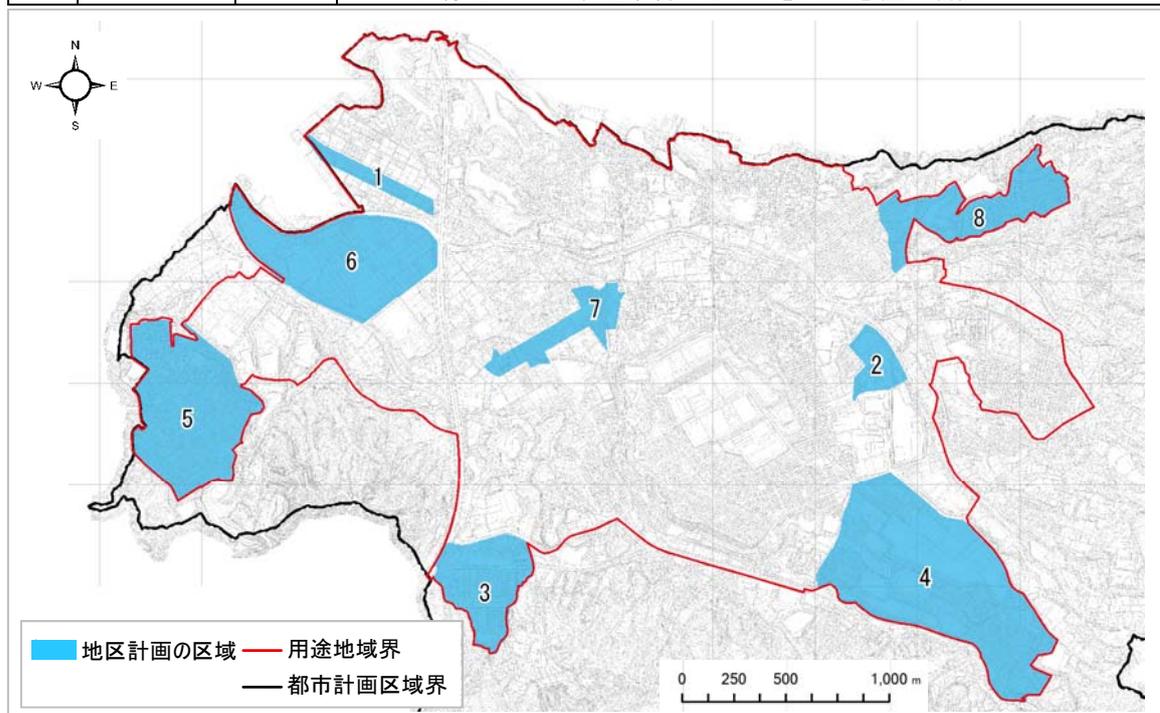


用途地域の指定状況

1.9.2 地区計画

○本町においては、以下の8地区で地区計画が指定されています。

図面番号	地区計画の名称	決定年月日	計画の概要
1	下宇美地区地区計画	H8.1.5	目標：県道沿線における土地の有効利用と商業施設の集積により本町の商業の活性化を図る/地区施設：公共空地(1m)/建築物などの用途の制限(住宅・事務所・店舗などの立地を許容)/建築物などの形態又は意匠の制限
2	小原地区地区計画	H8.1.5	目標：後背地の居住環境の保全に努め、軽工業の維持・増進を図る/建築物などの用途の制限(学校などの立地抑制)/壁面の位置の制限(5m(1m))/建築物などの形態又は意匠の制限/かき又はさくの構造の制限
3	ひまわり台地区地区計画	H8.1.5	目標：居住環境の整備・保全を図るとともに、住民の利便性の向上及び流通業務施設の立地に配慮し、調和のとれた地区を形成する/地区施設：道路(9m)・公園(0.1ha、0.2ha)・公共空地(1m)/建築物などの用途の制限(県道北側：第二種低層住居専用地域並み)/建築物などの高さの最高限度(12m)/建築物などの形態又は意匠の制限
4	原田地区地区計画	H8.1.5	目標：住宅、商業及び軽工業が各分野ごとに機能し、調和のとれた良好な市街地の形成を図る/地区施設：道路(12m、9m)・公園(0.1ha、0.1ha、0.1ha、0.3ha、0.3ha)・緑地(3.4ha)/建築物などの用途の制限(地区ごとに定める)/建築物などの形態又は意匠の制限
5	ひばりが丘地区地区計画	H8.1.5	目標：戸建て低層住宅地の潤いのある街並みの形成と良好な居住環境の保全を図る/地区施設：公園(0.1ha)・緑地(3.1ha)/建築物などの用途の制限(第1種低層住居専用地域並み)/壁面の位置の制限(1m)/建築物などの高さの最高限度(12m)/建築物などの形態又は意匠の制限
6	平成地区地区計画	H8.1.5	目標：用途の混在を防止するとともに、基盤整備を行うことにより、健全な住宅市街地の形成、良好な居住環境の増進を図る/地区施設：道路(13m、9m、6m)・公共空地(1m)/建築物などの形態又は意匠の制限
7	上宇美地区地区計画	H8.1.5	目標：活力と潤いにあふれた商業地域の形成を図るとともに、宇美の顔ともなる地域としてふさわしい土地利用の誘導を図る/地区施設：公共空地(1m)/建築物などの用途の制限(学校・病院などの立地抑制)/建築物などの形態又は意匠の制限
8	神山手地区地区計画	H8.1.5	目標：樹林地と法面を生かした緑地の保全、推進を図り、良好な住環境の保全と潤いのある街並みの形成を図る/地区施設：公園(0.3ha、0.2ha)・緑地(3.3ha)/建築物などの形態又は意匠の制限



地区計画の指定状況 :平成 25 年度都市計画基礎調査

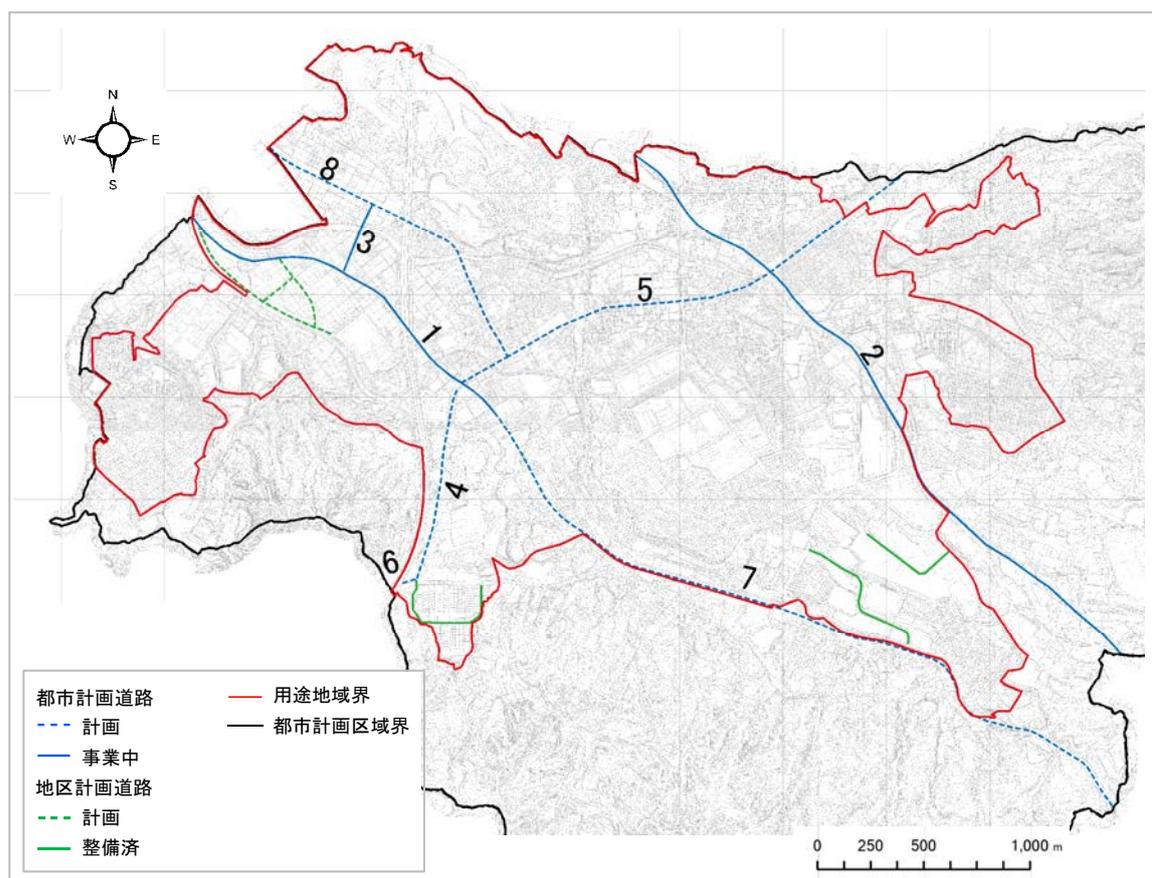
1.9.3 都市計画道路

○本町の都市計画道路は昭和 48 年に最初の都市計画決定がなされて以降、市街地の拡大や人口の急増に伴う自動車交通の需要増加に対応するため、平成 8 年に新たに 14 路線の都市計画道路の決定を行い都市計画道路網の整備拡充を図りました。

○しかし、近年の社会情勢や人口減少を踏まえ平成 24 年度に都市計画道路の見直しを行い、現在 8 路線で延長 14,410mの都市計画道路が計画されています。

○現在 3.3.1 志免宇美線、3.3.2 粕屋宇美線、3.4.3 光正寺井野線が事業中となっています。

図面 番号	決定 年月日	都市施設の名称	延長 (m)	幅員 (m)	事業期間
1	H25.3.5	3・3・1 志免宇美線	1,990	25	H15～
2	H25.3.5	3・3・2 粕屋宇美線	3,480	25	H8～
3	H21.3.16	3・4・3 光正寺井野線	340	16	H15～H28
4	H25.3.5	3・3・7 長谷辻荒木線	940	27	
5	H25.3.5	3・4・8 辻荒木佐谷線	2,340	20	
6	H25.3.5	3・3・9 大野城長谷線	160	27	
7	H25.3.5	3・3・10 木河太宰府線	3,570	22	
8	H25.3.5	3・4・11 下宇美辻荒木線	1,590	17	
合計			14,410	—	



都市計画道路及び地区計画道路整備状況

1.9.4 都市公園

○本町の都市公園は、街区公園が40箇所・9.8ha、近隣公園が6箇所・11.2ha、風致公園が1箇所・87.0ha、地区公園が1箇所・4.7ha、緑道が4箇所・1.7ha、合計114.4ha整備されています。このほか、児童遊園が8箇所・0.8ha整備されています。

図面 番号	種別 ※	名 称	敷地面積 (㎡)	都市計画決定 年月日	町告示 年月日	供用開始 年月日	備 考
1	街区	飛岳中央公園	1,246.00	S60.8.6	S61.3.26	S61.3.31	
2	街区	飛岳東公園	1,289.00	S60.8.6	S61.3.26	S61.3.31	
3	街区	飛岳西公園	2,185.00	S60.8.6	S61.3.26	S61.3.31	
			4,981.62	H2.3.2	H2.3.12	H2.3.20	変更増+4,981.62㎡
					H4.9.30	H4.10.13	変更増
4	街区	飛岳北公園	3,339.00	S60.8.6	S61.3.26	S61.3.31	
5	街区	桜原公園	870.00	S60.8.6	S61.3.26	S61.3.31	
6	街区	鎌倉公園	1,002.00	S60.8.6	S61.3.26	S61.3.31	
7	街区	浦田公園	1,033.00	S60.8.6	S61.3.26	S61.3.31	
8	街区	原田中央公園	1,011.00	S60.8.6	S61.3.26	S61.3.31	
9	街区	井野公園	1,279.00	S60.8.6	S61.3.26	S61.3.31	
10	街区	ひばりが丘西公園	773.00	S60.8.6	S61.3.26	S61.3.31	都市計画決定名称『観音浦西公園』
11	街区	ひばりが丘中央公園	1,358.00	H2.3.2	H2.3.12	H2.3.20	都市計画決定名称『観音浦中央公園』
12	街区	ひばりが丘南公園	1,126.00	H2.3.2	H2.3.12	H2.3.20	都市計画決定名称『観音浦南公園』
13	街区	四王寺坂第1公園	9,233.00	H2.3.2	H2.3.12	H2.3.20	
14	街区	四王寺坂第2公園	1,032.00	H2.3.2	H2.3.12	H2.3.20	
15	街区	四王寺坂第3公園	1,001.00	H2.3.2	H2.3.12	H2.3.20	
16	街区	四王寺坂第4公園	1,000.00	H2.3.2	H2.3.12	H2.3.20	
17	街区	四王寺坂第5公園	1,504.35	H2.3.2	H2.3.12	H2.3.20	
18	街区	四王寺坂第6公園	1,004.93	H2.3.2	H2.3.12	H2.3.20	
19	街区	四王寺坂第7公園	1,007.66	H2.3.2	H2.3.12	H2.3.20	
20	街区	明治町第1公園	2,532.97	H2.3.2	H2.3.12	H2.3.20	
21	街区	柳原公園	2,325.98	H2.3.2	H2.3.12	H2.3.20	△165.60m2(H22.8.19 修正)
22	街区	貴船公園	2,721.00	H2.3.2	H9.3.31	H9.3.31	変更増+5,499.12㎡
			5,499.12	H7.11.30	H10.3.31	H10.3.31	
			880.86		H14.2.22	H14.2.28	変更増+880.86㎡
23	街区	新町公園	1,920.11	H2.3.2	H4.9.30	H4.10.13	
24	街区	山ノ内公園	1,187.88	H2.3.2	H5.3.29	H5.3.30	
25	街区	新成公園	4,050.66		H5.9.27	H5.10.1	
26	街区	鎌倉谷公園	1,497.02	H3.9.25	H5.12.20	H5.12.20	
27	街区	神武原第1公園	4,573.00		H5.11.1	H5.11.1	
28	街区	神武原第2公園	4,122.42		H5.11.1	H5.11.1	
29	街区	ひばりが丘東公園	924.00		H5.11.1	H5.11.1	告示名称『観音浦東公園』
30	街区	深町公園	2,038.00		H4.9.30 H6.9.12	H4.10.13 H6.9.12	
31	街区	ひばりが丘北公園	5,578.00		H9.3.31	H9.3.31	
32	街区	飛岳緑地公園	1,851.00		H9.3.31	H9.3.31	
33	街区	ちびっこ運動広場	3,075.00		H9.3.31	H9.3.31	
34	街区	原田公園	3,771.00		H9.3.31	H9.3.31	
35	街区	ゆりが丘北公園	2,381.86		H10.3.31	H10.3.31	
36	街区	ゆりが丘南公園	1,330.39		H10.3.31	H10.3.31	
37	街区	ゆりが丘東公園	2,254.02		H10.3.31	H10.3.31	
38	街区	ひまわり台西公園	1,450.26		H14.2.22	H14.2.28	
39	街区	ひまわり台南公園	2,308.03		H14.2.22	H14.2.28	
40	街区	菖蒲公園	2,443.17		H14.2.22	H14.2.28	
		計	97,991.31				
41	近隣	宇美公園	23,498.00	S61.6.5	S62.3.27	S62.3.31	
42	近隣	塔ノ尾公園	17,919.00	S62.10.13	S63.3.28	S63.3.31	
43	近隣	早見公園	13,125.00	S62.10.13	H2.3.12	H2.3.20	
44	近隣	林崎公園	19,700.00		H8.3.1	H8.3.1	
45	近隣	原の前スポーツ公園	24,538.62		H13.3.30	H13.3.30	
46	近隣	光正寺古墳公園	13,158.42		H13.3.30	H13.3.30	
		計	111,939.04				

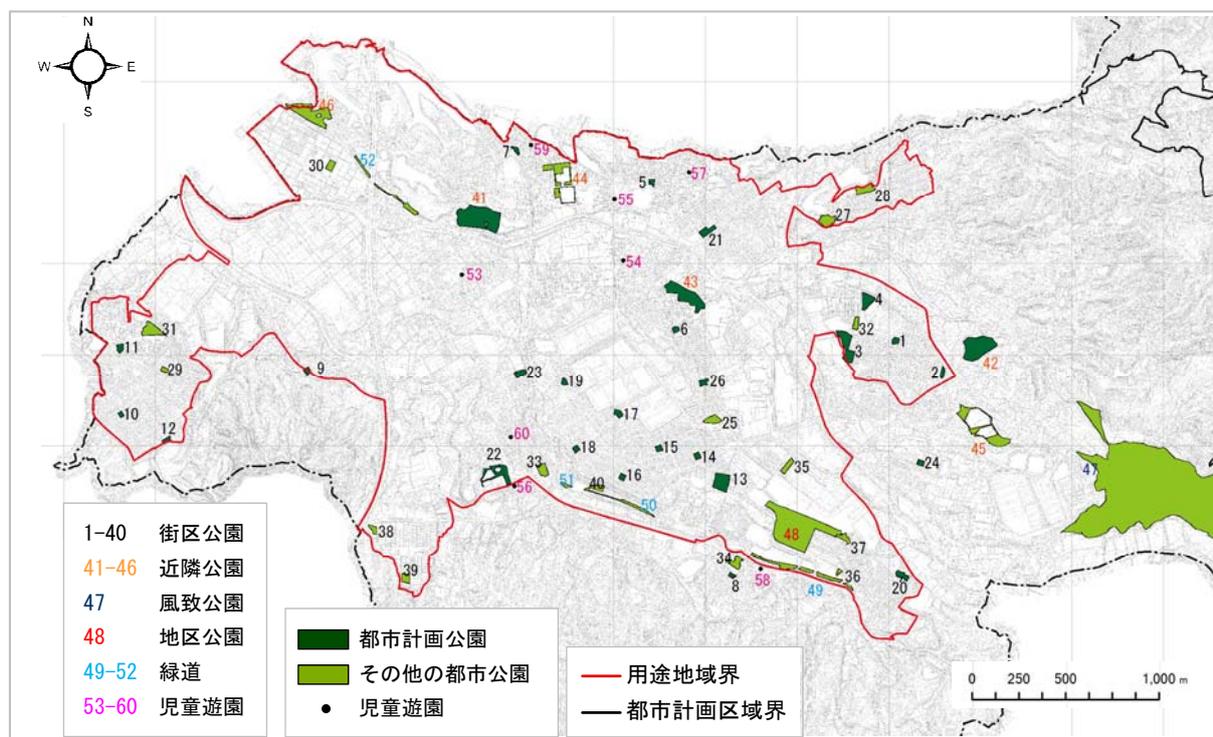
※「街区」:街区公園、「近隣」:近隣公園

図面番号	種別※	名称	敷地面積(m ²)	都市計画決定年月日	町告示年月日	供用開始年月日	備考
47	風致	一本松公園	870,000.00		H5.3.29	H5.3.30	
計			870,000.00				
48	地区	ゆりが丘中央公園	47,057.69		H10.3.31	H10.3.31	総合スポーツ公園 30,666.3 緑地 16,391.39
計			47,057.69				
49	緑道	原田緑道公園	8,852.15		H10.3.31	H10.3.31	約 850m
50	緑道	四王寺坂緑道公園	3,608.78		H11.3.31	H11.3.31	約 330m
51	緑道	貴船緑道公園	1,416.40		H13.3.30	H13.3.30	約 200m
52	緑道	下宇美緑道公園	2,984.10		H13.3.30	H13.3.30	約 330m
計			16,861.43				

※「風致」:風致公園、「地区」:地区公園

図面番号	種別※	名称	敷地面積(m ²)	認可・設置年月	備考
53	児童	本町児童遊園	1,500	S56.4	
54	児童	早見児童遊園	1,000	H3.11	
55	児童	林崎児童遊園	600	S54.3	
56	児童	花ノ木児童遊園	1,500	S53.4	
57	児童	桜原児童遊園	500	S51.11	
58	児童	勝田児童遊園	1,700	S51.11	
59	児童	浦田児童遊園	500	S47.4	
60	児童	炭焼児童遊園	1,100	S46.4	
計			8,400		

※「児童」:児童遊園

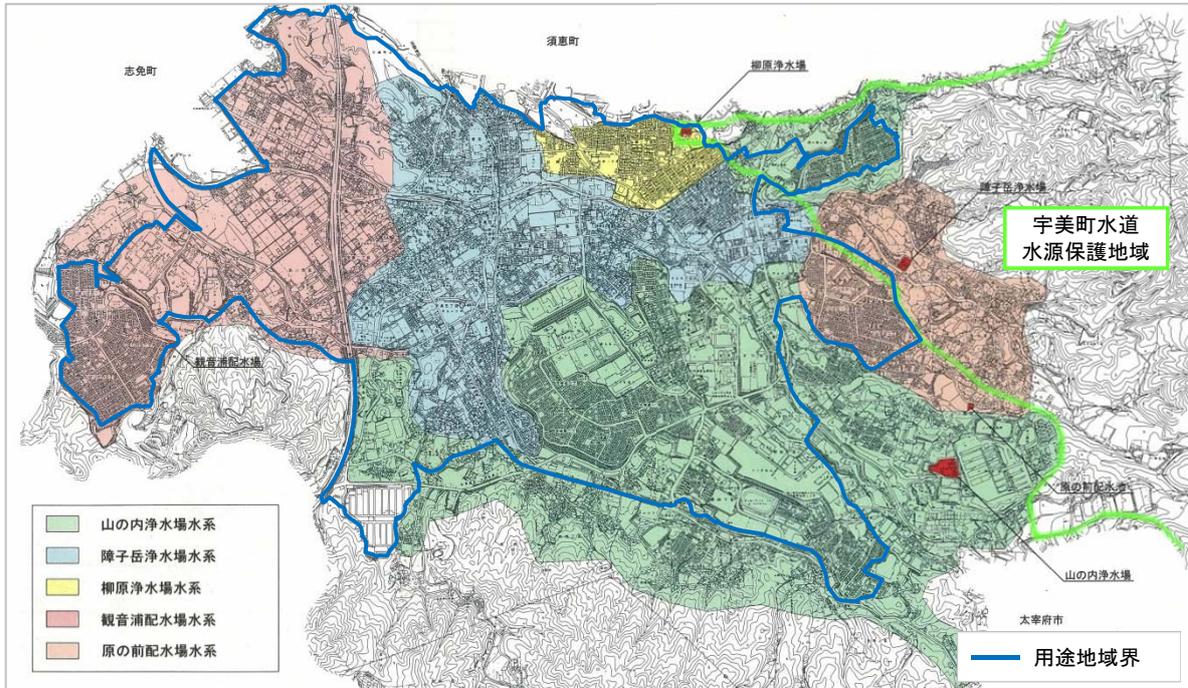


都市公園・児童遊園位置図

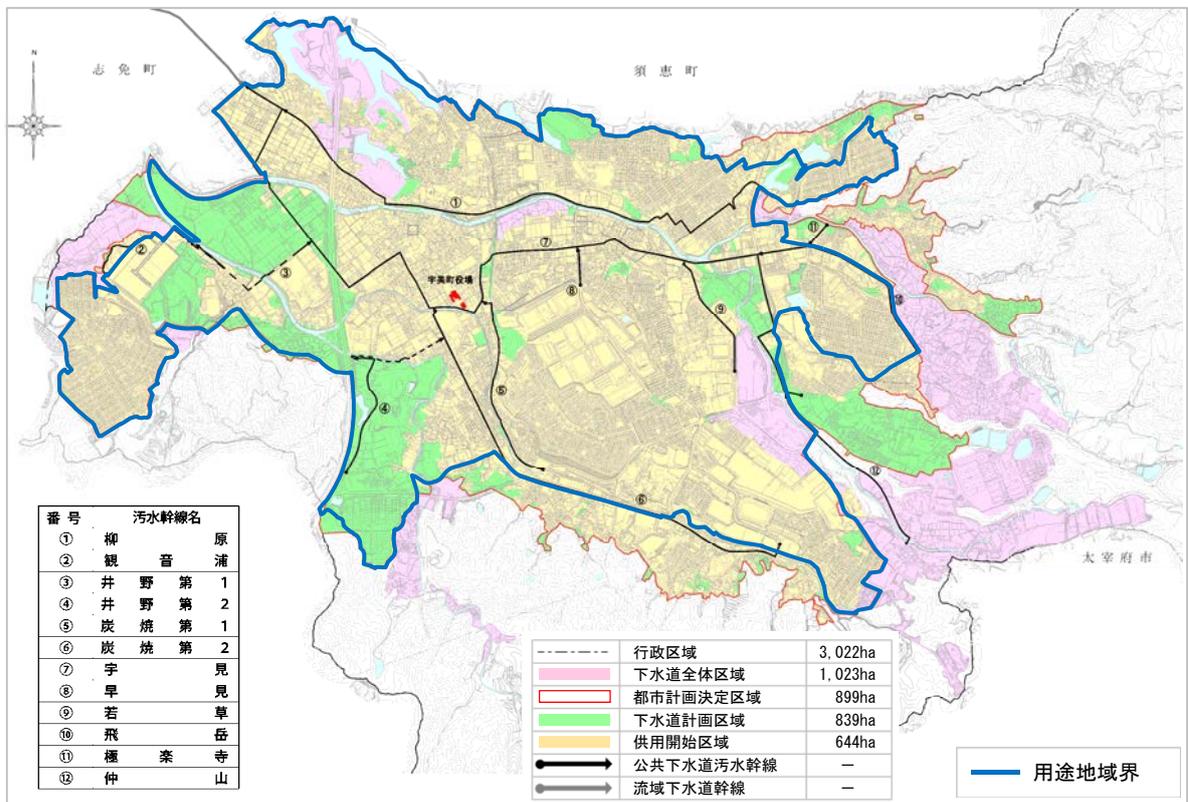
1.9.5 上下水道

○本町の上水道は、給水人口が36,418人(平成25年度末)で、人口ベースで96.34%の普及率となっています。また、水道水の水源保護を目的に町条例により水源保護地域を指定しています。

○本町の公共下水道は、下水道全体区域 1,023haのうち、899haが都市計画決定されており、平成26年4月現在で、644haが供用されています。



宇美町上水道給水区域図



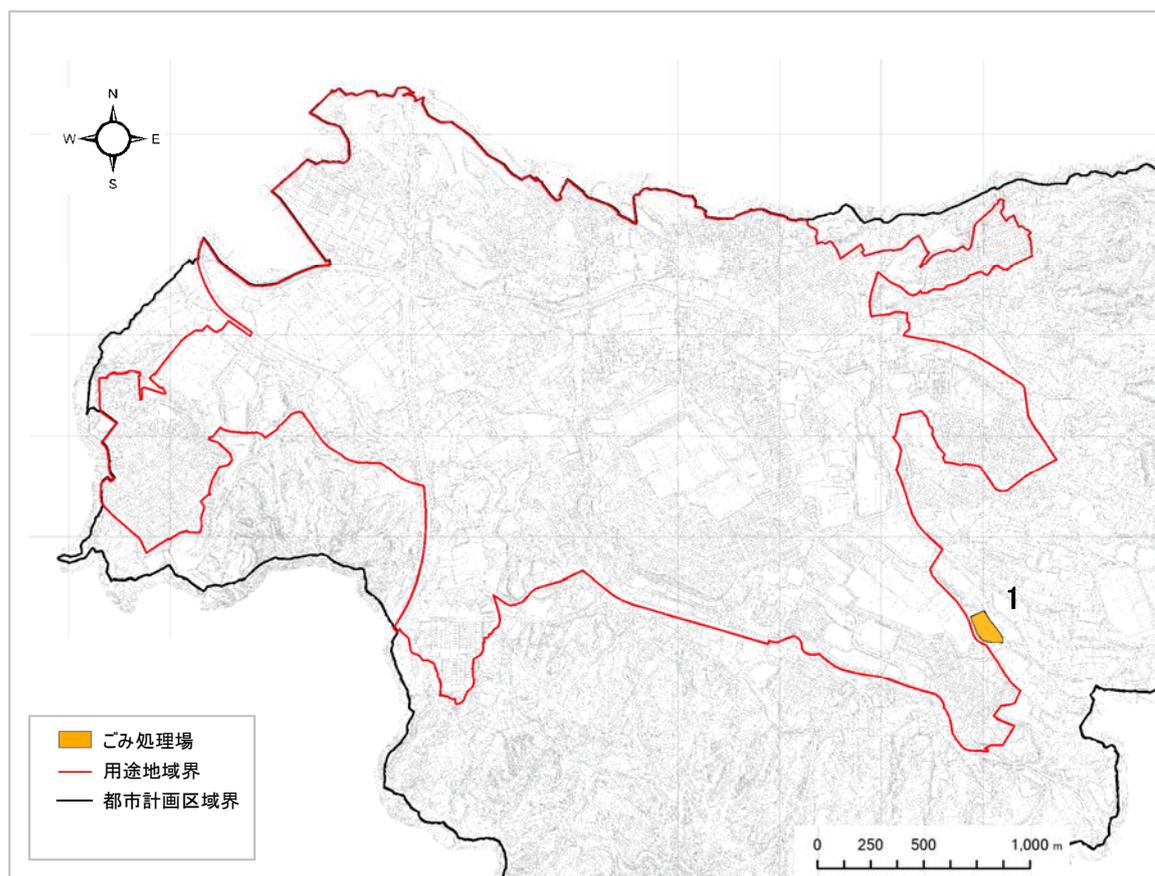
宇美町多々良川流域関連公共下水道計画図

1.9.6 その他の都市施設

- その他都市施設として宇美町衛生センターが整備されています。
- 可燃ごみ以外の、資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは、本町に立地する「宇美志免リサイクルセンター」において、志免町と共同で処理しています。
- 可燃ごみは、篠栗町に立地する「クリーンパークわかすぎ RDF 化施設」において、周辺5町※が共同で固形燃料化処理を行っています。平成 29 年以降も周辺5町での共同処理を予定しています。
- 各施設の処理に伴い発生する残さは、本町の一般廃棄物最終処分場で埋立処分を行っています。

※周辺5町：宇美町、志免町、須恵町、篠栗町、粕屋町

図面番号	当初決定年月日	都市施設の名称	面積(㎡)	事業期間	供用開始年月日	備考
1	S52.6.17	宇美町衛生センター	14,000.0	S52.7 ～54.3	S54.4	

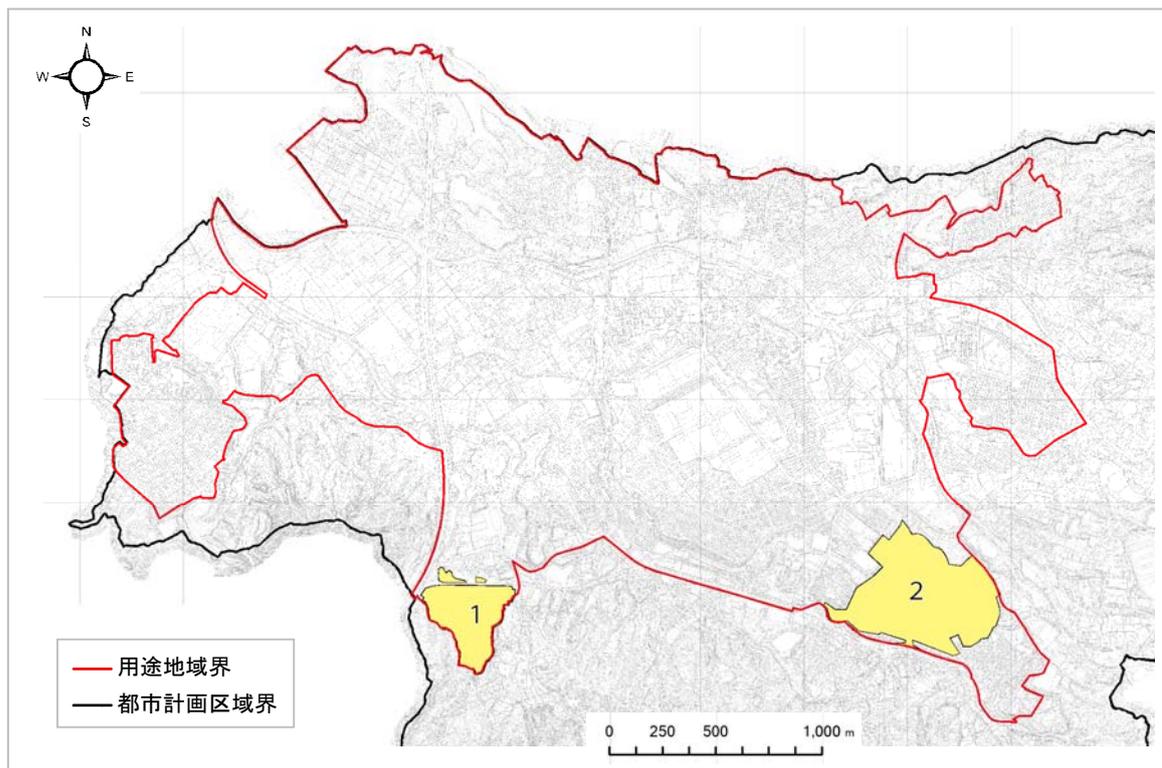


その他都市施設位置図

1.9.7 市街地開発事業

○本町における市街地開発事業は、土地区画整理事業が昭和59年から平成13年にかけて、2件実施されています。

図面番号	事業手法	事業主体	事業面積 (ha)	事業期間	主な用途	人口計画 (人)
1	土地区画整理事業	個人・共同施行	12.2	S59～H13	戸建住宅	1,158
2	土地区画整理事業	組合施行	30.6	H5～H10	公共用地・工場・戸建住宅	430



土地区画整理事業実施箇所図 : 平成25年度都市計画基礎調査

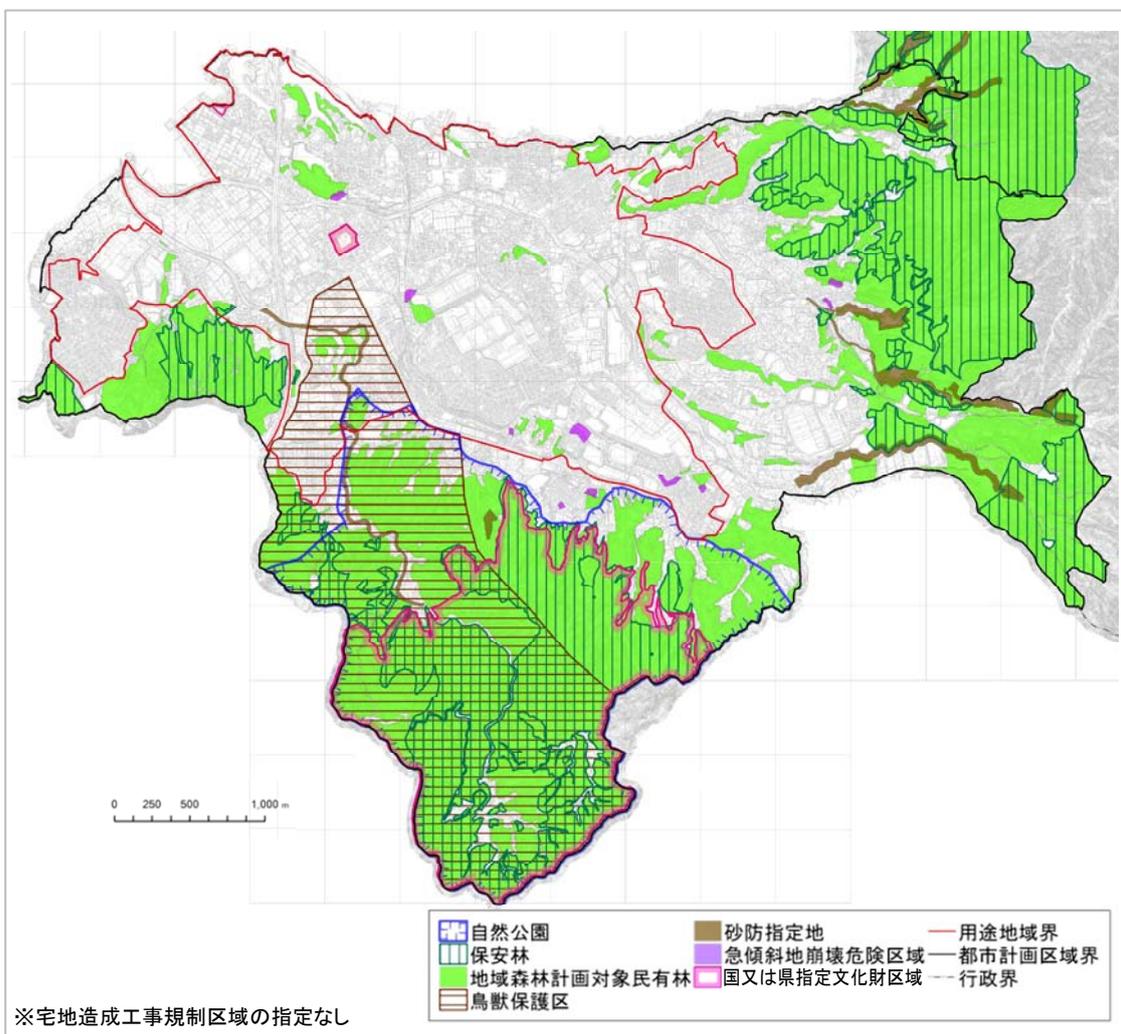


1.10 法規制状況

1.10.1 法規制の状況

○本町には以下の法規制が適用されています。

地域・地区	名称	指定年月日		面積 (ha)	根拠法
		当初	最終		
県立自然公園	太宰府	S25.5.13	S53.3.31	16,568.0	自然公園法
保安林				751.7	森林法
地域森林計画対象民有林				1,140.0	森林法
鳥獣保護区	四王寺山			約 1,785.0	鳥獣保護法
砂防指定地	宇美川河川敷の一部 など	—	—	約 53.9	砂防法
急傾斜地崩壊危険区域	船石 など	—	—	約 3.4	急傾斜地法
国又は県指定文化財区域 (現状変更等許可申請区域)	大野城跡	S7.7.23	S56.3.19	約 346.7	文化財保護法
	光正寺古墳	S50.6.26	S50.6.26	約 0.19	
	宇美八幡宮(湯蓋の森など)	T11.3.8	S34.3.31	—	

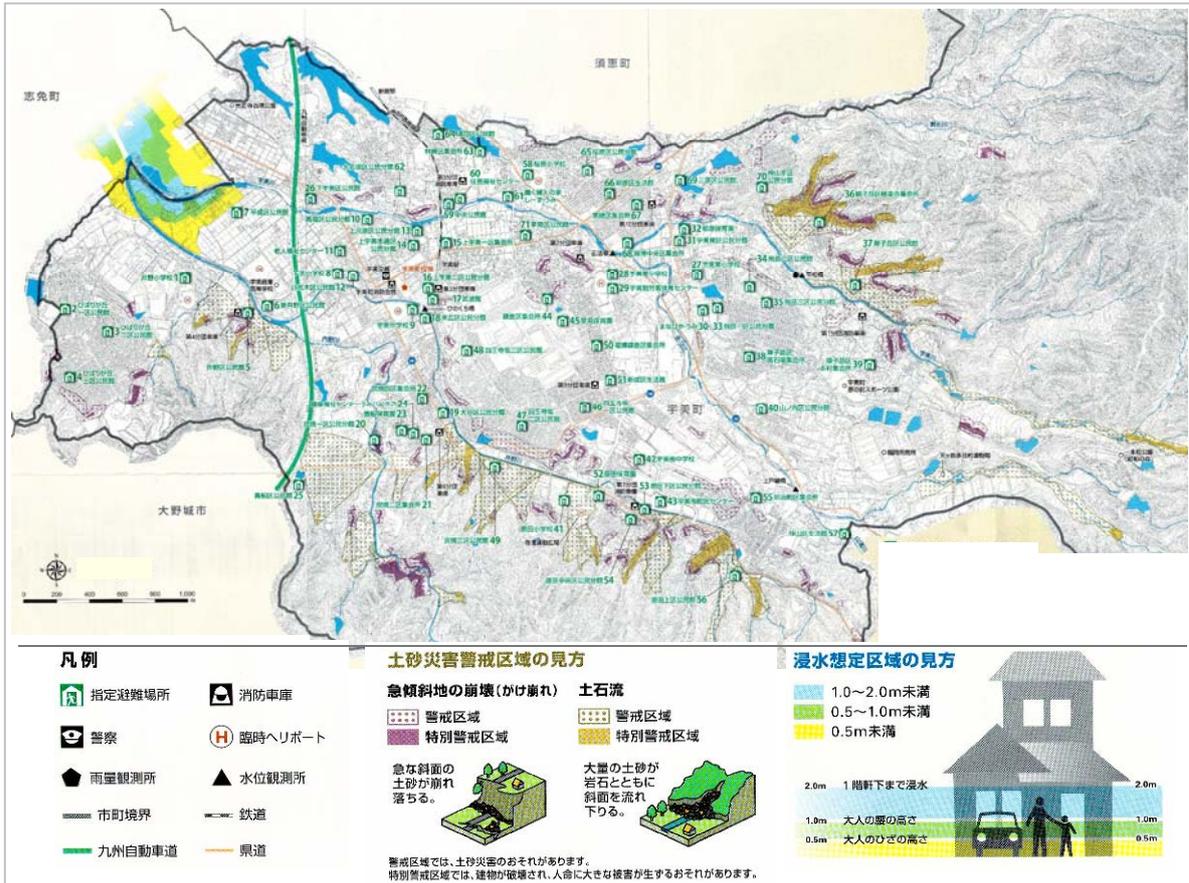


法規制状況 :平成 25 年度都市計画基礎調査

1.1 0.2 ハザードマップ

○大雨や地震発生時、がけ崩れや土石流が発生するおそれのある土砂災害警戒区域が山裾や急傾斜地などの一部の区域に指定されています。また、宇美川の氾濫によって浸水が想定される浸水想定区域が町の西側の宇美川沿いに指定されています。

○町内には 71 箇所の指定避難場所が指定されています。



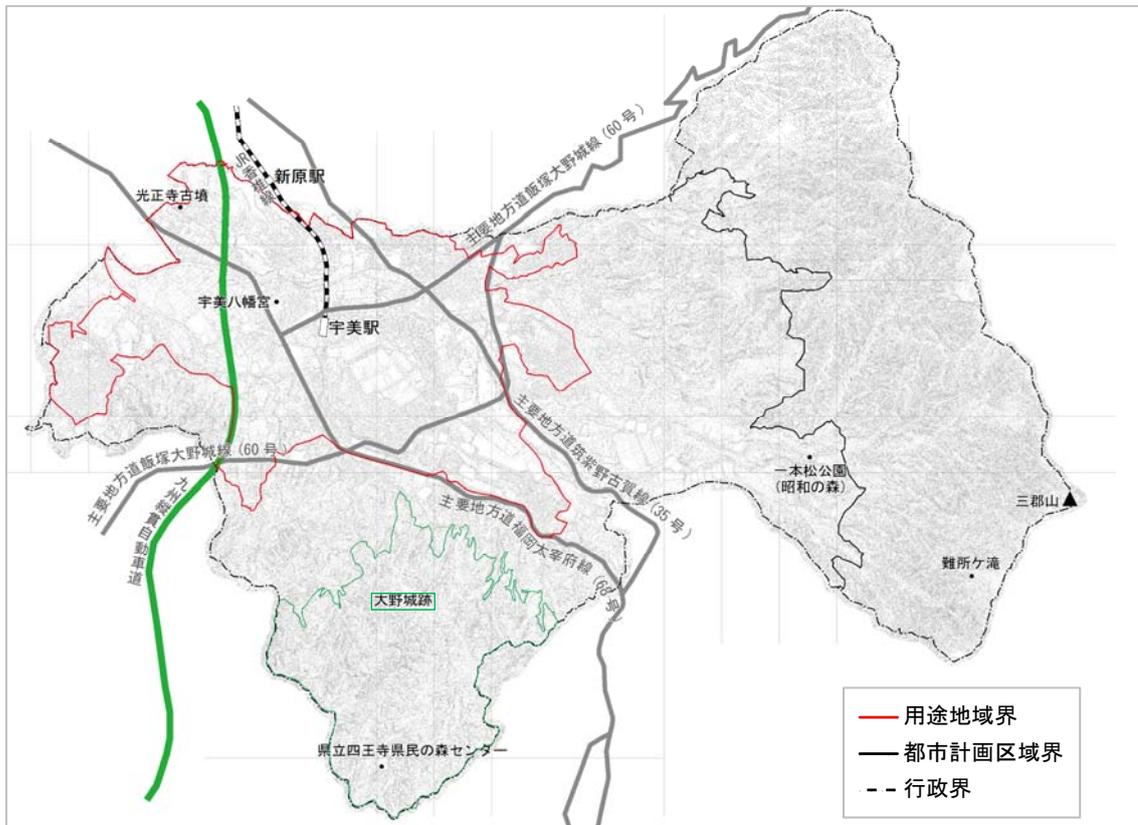
指定避難場所一覧

井野小学校区			
1 井野小学校	18 末広区公民分館	36 障子岳区極楽寺集会所	54 原田中央区公民分館
2 ひばりが丘一区公民館	19 大谷区公民分館	37 障子岳区公民館	55 明治町区集会所
3 ひばりが丘二区公民館	20 炭焼一区公民分館	38 障子岳区砥石場集会所	56 原田上区公民館
4 ひばりが丘三区公民館	21 炭焼二区集会所	39 障子岳区本村集会所	57 仲山区生活館
5 井野区公民館	22 炭焼四区集会所	40 山ノ内区公民分館	桜原小学校区
6 新井野区公民館	23 貴船保育園	原田小学校区	58 桜原小学校
7 平成区公民館	24 健康福祉センター(うみハピネス)	41 原田小学校	59 中央公民館
宇美小学校区			
8 宇美小学校	25 貴船区公民館	42 宇美南中学校	60 住民福祉センター
9 宇美中学校	26 下宇美区公民館	43 宇美南町民センター	61 働く婦人の家(し〜ず・うみ)
10 馬場区公民館	27 宇美東小学校	44 鎌倉区集会所	62 大名坂区公民分館
11 老人福祉センター(くすの杜)	28 宇美東中学校	45 早見保育園	63 林崎区集会所
12 辻荒木区公民館	29 勤労者体育センター	46 四王寺坂一区公民館	64 浦田区公民館
13 上河原区公民分館	30 研修所(まなびや・うみ)	47 四王寺坂二区公民館	65 桜原区公民分館
14 上宇美区本通区公民分館	31 宇美東区公民分館	48 四王寺坂三区公民館	66 柳原区生活館
15 上宇美一区集会所	32 柳原保育園	49 炭焼三区公民館	67 黒穂区集会所
16 上宇美二区公民分館	33 飛岳一区公民分館	50 福博鎌倉区集会所	68 福博中央区集会所
17 武道館	34 飛岳二区公民分館	51 新成区生活館	69 三原区公民館
	35 飛岳三区公民分館	52 原田保育園	70 神山手区公民分館
		53 原田下区公民分館	71 早見区公民館

宇美町土砂災害ハザードマップ

1.1.1 文化・観光資源

- 本町の文化資源として、神功皇后が第十五代応神天皇を出産したという伝説に由来して、この二人を祭る安産信仰の宇美八幡宮があり、境内には、国指定天然記念物の大樟(湯蓋の森、衣掛の森)や県指定天然記念物の大樟 25 本(蚊田の森)などがそびえ立っています。この他、3世紀後半頃に築かれた糟屋郡内最大、最古級の前方後円墳で国指定史跡の光正寺古墳や西暦 665 年、唐と新羅の侵攻に備えて築かれた国指定特別史跡の大野城跡などがあります。
- 主な観光資源として、安産祈願の参拝者が絶えない宇美八幡宮のほか、四王寺県民の森、一本松公園(昭和の森)及び三郡山があり、観光客数は年間 90 万人程度で、その大半が県内、日帰り利用者となっています。



文化・観光資源

(単位:千人)

	総数	日帰	宿泊	県外	県内
H19	813	804	9	153	660
H20	885	883	2	37	848
H21	935	934	1	41	894
H22	975	974	1	43	932
H23	885	883	2	80	805
H24	895	891	4	81	814

観光入込客数の推移 : 福岡県観光入込客推計調査



宇美八幡宮



光正寺古墳



大野城跡(百間石垣)



一本松公園

2 上位・関連計画

2.1 上位計画

(1) 福岡県都市計画基本方針【平成 15 年 2 月策定】（平成 27 年度改訂予定）

- 福岡県の都市づくりの目標を『暮らしやすく活力のある環境共生の都市づくり』として、県全域を環境共生型の都市圏構造へと再築し、アジアとの交流の拠点となる新しい形の大都市圏を創造することとしています。
- 大福岡ブロック圏の都市圏構造において、宇美町は「田園環境共生ゾーン」「緑の自然軸」「水と緑のネットワーク」「サブ拠点を結ぶ連携軸」を構成する役割を担っています。

●都市づくりの目標

『暮らしやすく活力のある環境共生の都市づくり』

- ①都市と農山村との共生を基調として、都市間の連携による広域的な都市づくりを展開します。
- ②都市の個性を活かしながら、活力の再生を図り、新しい時代に適応する都市づくりを展開します。
- ③多様な主体の協働による都市づくりを展開します。

●県全域の都市圏構造

『アジアの交流拠点となる第4の大都市圏の創造』

- ・福岡市、北九州市などの個性ある都市群をネットワークし、身近に享受できる海や山の豊かな自然環境や、アジアの玄関口という特徴をいかすことにより、知的交流の国際拠点機能を備えた、環境共生型の新しい大都市圏の実現を目指します。

【大福岡ブロック圏の都市圏構造】

福岡市を中心とする多心ネットワーク型都市構造の形成により、国際中枢都市圏の形成をめざす。

福岡中心部をブロック圏の中心となる拠点とし、久留米、甘木、飯塚等の中心部を各広域都市圏の中心となる拠点と位置付けるとともに、これらの拠点間を放射環状型の連携軸でネットワークします。

また、国際情報発信機能の充実、九州大学の移転を契機とする学術研究機能の集積、国際交通・物流機能の強化などを通じて、大北九州ブロック圏と連携しながら国際中枢都市圏の形成をめざします。

今後とも、都市人口の増加が予測されることから、市街地の拡大をコントロールし、緑や自然と共生した適正な市街地の形成を図ります。

宇美町の位置づけ

- ・田園環境共生ゾーン
- ・緑の自然軸
- ・水と緑のネットワーク
- ・サブ拠点を結ぶ連携軸

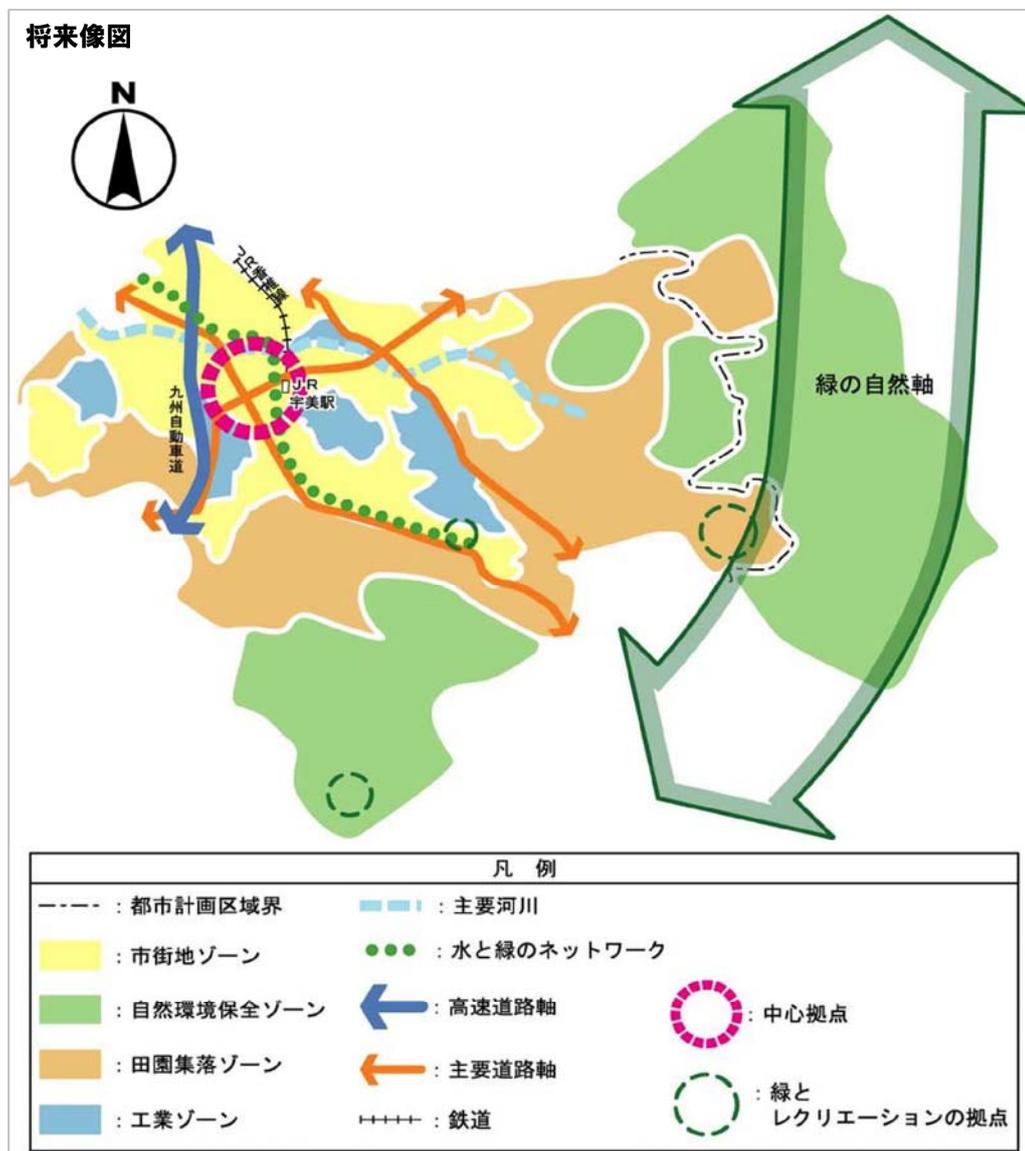


大福岡ブロック圏 都市圏構造図

(2) 宇美都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針【平成 20 年 12 月告示】

都市づくりの基本理念

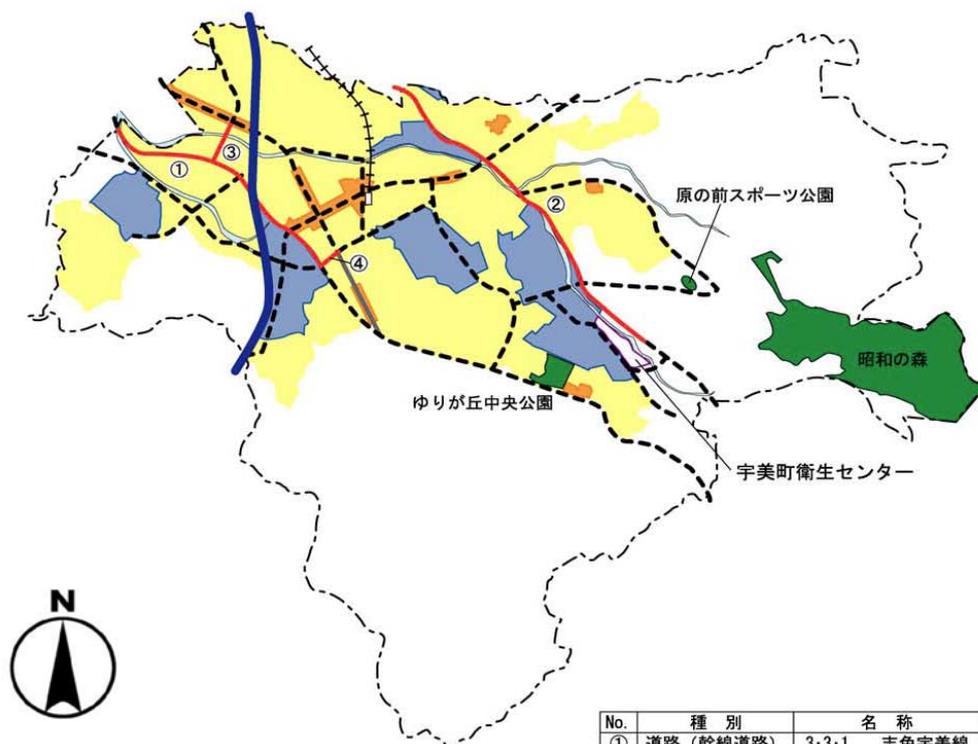
○「自然と歴史をまもり、みんなが安心して暮らせるまち」の実現に向け、“みんなが健康で生き生きと暮らせるまちづくり”、“自然と環境を大切にしたい快適な活力あるまちづくり”、“住民と行政がひとつになったまちづくり”を都市づくりの基本理念として定める。



主要な都市計画の決定等の方針

- JR宇美駅周辺の既存商店街を中心として、商業施設等の集積を図り、消費者の多様なニーズに応える魅力ある商店街の形成を図る。
- 主要地方道福岡太宰府線(68号)、飯塚大野城線(60号)沿線には、近隣商業地を配置し、郊外型大型店舗と地元商店街との共存を図る。
- 旧炭鉱住宅等の密集した住宅地においては、居住環境の改善を図る。また、主要地方道筑紫野古賀線(35号)、福岡太宰府線(68号)の沿線部については、道路整備事業の実施に伴い用途地域の見直しを図る。

主要な都市計画の決定の方針図



※都市計画道路は平成24年度に変更したため、図中の計画(平成20年12月)は現在の計画とは異なります。

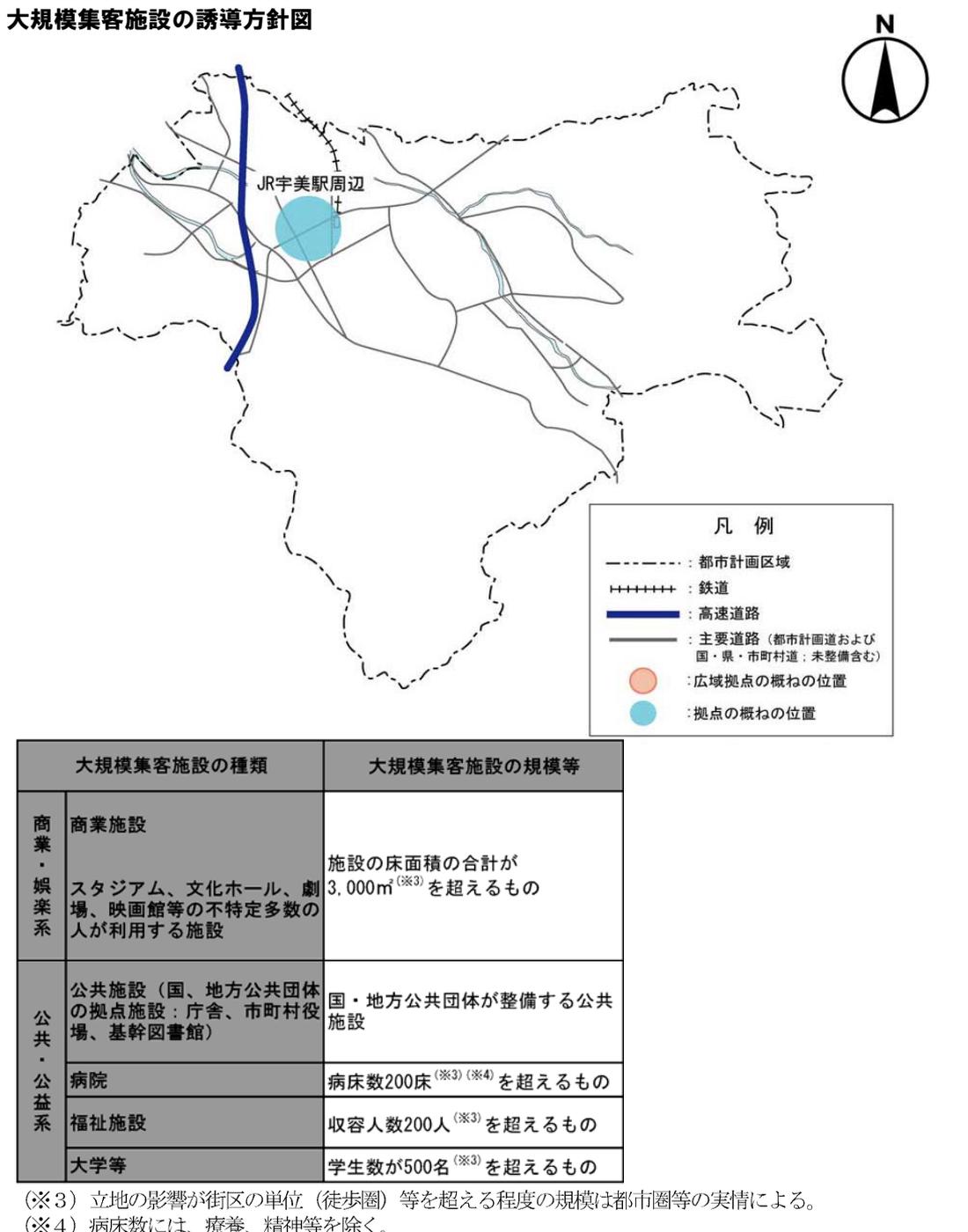
No.	種別	名称
①	道路(幹線道路)	3・3・1 志免宇美線
②	道路(幹線道路)	3・3・2 粕屋宇美線
③	道路(幹線道路)	3・4・3 土井宇美線
④	道路(幹線道路)	3・4・14 早見木河線

凡例

----- : 都市計画区域	——— : 主な交通施設	——— : 主な公園緑地
■ : 住宅地	[都市計画決定済]	■ : 整備済
■ : 商業業務地	——— : 整備済	■ : 計画
■ : 工業地・流通業務地	——— : おおむね10年以内に事業の実施(施工中を含む)を予定する主な施設	■ : おおむね10年以内に事業の実施(施工中を含む)を予定する主な施設
++++ : 鉄道	——— : 未整備	
——— : 高速道路	[その他]	——— : その他の主な都市施設
	——— : その他の国・県・町道	施設 : おおむね10年以内に事業の実施(施工中を含む)を予定する主な施設

大規模集客施設の立地誘導方針

- 拠点に位置づけられる JR 宇美駅周辺においては、身近な地域において都市機能の集積を図るものとし、立地の影響が一つの市町村の範囲内に留まる程度の大規模集客施設の立地を誘導する。
- 拠点においては、原則として床面積 10,000 m²以下の商業施設等の大規模集客施設が立地できるものとし、用途地域、地区計画、特別用途地区等により、その実現を図る。
- 拠点以外の地域は、大規模集客施設の立地を抑制する。この地域においては、都市圏等の必要性に応じて、用途地域、地区計画、特別用途地区、特定用途制限地域等により、その実現を図る。



(3) 宇美町第5次総合計画（平成23年7月策定）

●計画期間：平成23年7月～平成27年3月

●基本理念

◇再生のまちづくり◇ 『まなびの森に育む地域力で築く共働のまちづくり』

●政策領域のみちすじ

1 コミュニティ・行政運営の領域

- ① みんなが、あらゆる世代が集い、活力みなぎる地域を築く共働のまちづくり。
- ② だれもが身近に感じ、信頼される行政を運営する共働のまちづくり。

2 健康・福祉の領域

- ① いつまでも笑顔で健康に暮らせる共働のまちづくり。
- ② だれもが、住み慣れたところで自立して、自分らしくいきいきと暮らせる共働のまちづくり。

3 都市基盤・環境・産業振興の領域

- ① 住み続けたい、住みたくなる、快適で環境に優しい取り組みを進める共働のまちづくり。
- ② 助け合いのある、災害に強く、犯罪や事故の少ない共働のまちづくり。
- ③ 地域特性に応じた産業の振興を進める共働のまちづくり。

4 子育て・教育・文化の領域

- ① 地域の思いやりにあふれた輪のなかで、安心して子育て・親育ちができる共働のまちづくり。
- ② 未来を担う子どもたちが、のびのびと成長する共働のまちづくり。
- ③ いつでも、だれでも、どこでも、学びと生きがいに会える共働のまちづくり。
- ④ 歴史や文化を伝承する共働のまちづくり。

第6次宇美町総合計画（平成27年3月策定）

●計画期間：平成27年度～平成34年度

●まちづくりの基本理念

『ひとが輝き！ 地域が輝き!! まちが輝く!!! 元気なまちづくり』

ひとが輝き！

町民一人一人が自己実現に向けて学び続け、学んだ成果を地域やまちづくりに生かし、豊かな人間関係の中で自己をつくり出していけるよう、生涯学習を支援します。

地域が輝き!!

町民一人一人の力が地域に生きる、より暮らしやすい魅力あるまちづくりを目指すため、町民と行政による共働のまちづくりを推進します。

まちが輝く!!!

町民一人一人が、豊かな自然、歴史的・文化的資源を最大限に活用し、にぎわいと活気を生み出すとともに、「住みたい・住んでよかった」と実感できるまちづくりを目指します。

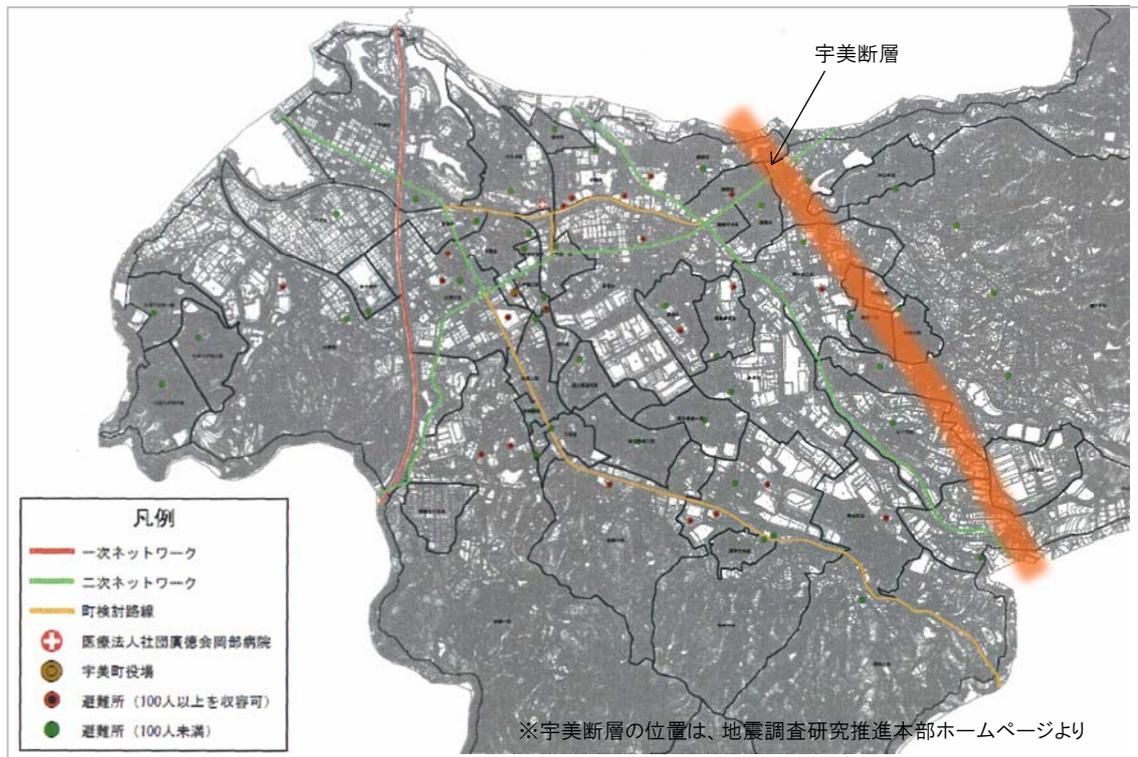
●町の将来像

『ともに創る自然とにぎわいが融合したまち・宇美』

2.2 関連計画

(1) 宇美町耐震改修促進計画（平成 23 年 3 月策定）

- 危険性：福岡市内を横断する警固断層において地震が発生した場合、表層地盤の震度は5強から6強が想定され、多くの建築物の倒壊が予測される。なお、町内を横断する宇美断層の場合は5弱から6弱が想定されている。
- 目標年次：平成 33 年度
- 耐震化目標
 - 町が所有する特定建築物で耐震性のない庁舎 2 棟、住民福祉センター1棟、中央公民館1棟の耐震化を図り、耐震化率を 100%とする。（住民福祉センター、中央公民館は平成 24 年度末時点整備済み。庁舎2棟は建替え及び現庁舎の耐震化について検討中(平成 26 年度末時点)。）
 - 住宅の耐震化率を 77.6%から県の目標値と同じ 90%とする。（昭和町町営住宅の建替え実施にむけ検討中(平成 26 年度末時点)。）
 - 民間の特定建築物で耐震性のない5棟の耐震化を図り、耐震化率を 100%とする。
※特定建築物：幼稚園・保育所(2階・500㎡以上)、小・中学校、老人ホーム等(2階・1,000㎡以上)、一般体育館(1,000㎡以上)、その他多数利用の建築物(3階・1,000㎡以上)、道路閉塞させる建築物、危険物を取り扱う建築物
- 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化
 - 地震発生時に通行を確保すべき道路(主要地方道筑紫野古賀線、主要地方道飯塚大野城線、主要地方道福岡太宰府線、町道柳原～大名坂線、町道宇美～林崎線)沿道の特定建築物について重点的に耐震化を促進するとともに、沿道の住宅等についても耐震化を促進する。



地震発生時に通行を確保すべき道路

※宇美町地域防災計画(平成 18 年 3 月)(平成 26 年度末時点見直し中)における緊急交通路の位置づけ
大規模災害の防止及び軽減並びに災害発生時における迅速、的確な災害応急対策に資するため、以下の緊急交通路の耐震性、安全性を強化することとされている。
九州縦貫自動車道、主要地方道筑紫野古賀線、主要地方道飯塚大野城線、主要地方道福岡太宰府線、町道井野～吉原線、町道早見団地1号線、町道柳原～大名坂線

(2) 宇美町町営住宅長寿命化計画（平成 24 年 11 月策定）**●整備方針**

- 本町の町営住宅は、昭和町町営住宅(102戸)と原田中央区町営住宅(65戸)合わせて167戸である。総世帯数に対する町営住宅供給量は約1.3%にすぎないが、本町においては、民間賃貸の供給が盛んであることから、従来より公営住宅を多く供給していない。そのため、今後10年間においても、現戸数を維持していく。
- 昭和町町営住宅は、構造躯体及び内部の木造躯体の劣化が進んでいることから、早急な建て替えを実施する。建替えに際しては、再入居者への負担を軽減する仕組みを検討する。
- 原田中央区町営住宅の住棟は、建築後18～20年を経過しているが、未だ外壁等の大規模修繕を行っていないため、長寿命化型の個別改善を実施する。

(3) 宇美町次世代育成支援対策行動計画【後期計画】（平成 22 年 3 月策定）**●計画期間:**平成 22 年度～平成 26 年度**●基本理念:**みんな宇美の子・地域の子、いきいき育つ未来の子、宇美はみんなが育つ町**●基本目標Ⅳ** 子育てを支援する安全な生活環境の整備

基本施策1 安全な道路交通環境の整備

具体的施策:生活道路における通過車両の進入や速度の抑制等の路面表示を、地域の要望等に応じて実施する。

基本施策2 安心して外出できる環境の整備

具体的施策:公共施設、歩道や橋梁等のバリアフリー化を進め、維持管理に努める。

基本施策3 安全・安心のまちづくりの推進

具体的施策:通学路や公園等への防犯灯等の設置。

(4) 高齢者保健福祉計画（平成 25 年 3 月改訂）**●計画期間:**平成 24 年度～平成 26 年度**●計画推進のためのキャッチフレーズ:**心も身体も健康で～みんなで元気に町づくり～**●基本方針3** 地域の安心感を育む

1. 生活の質を高める福祉サービスを提供する

施策・事業:介護が必要な方には、福祉タクシー助成事業等を実施する。

3. 安全・快適な地域をつくる

施策・事業:高齢者が安全に移動できる歩道・道路の整備を順次進めていく。

交通事故防止と抑制に向けて、交通安全施設設備の整備を推進する。

(5) 宇美町障害者基本計画（平成 25 年 3 月策定）

●計画期間：平成 24 年度～平成 29 年度

●障害者基本計画

IV まちづくりの推進

2. 道路等の生活空間の整備

- ・ 歩道・道路の整備に努め、快適な歩行者優先の道路整備に努める。
- ・ 歩道のない道路の路肩を着色により強調し歩行者の安全性確保に努める。
- ・ 誘導ブロックの設置や段差解消により安全な移動の確保に努める。
- ・ 緑道の一部区間で歩行者道と自転車道を分離し歩行者や車いす等が安心して通行できる環境整備を行う。
- ・ 公園の入り口幅等のバリアフリー化に努める。

3. 移動・交通手段の確保

- ・ 公共施設等を巡回する福祉巡回バス「ハピネス号」の運行を継続する。
- ・ バス、列車、バス停等を整備する際には障がい者に配慮した構造にする。

4. 公共建築物の整備

- ・ 公共施設における手すり、スロープ、視覚障がい者のための注意喚起材等の維持管理を十分に行い、支障があれば改善する。
- ・ 公共性の高い民間建築物等についても、障がい者の利用に配慮した整備が行われるように要望する。



3 町民意向の把握

3.1 住民アンケート

3.1.1 調査目的及び調査方法等

調査目的: 本調査は、宇美町地域共働のためのコミュニティ現状分析業務に当たって、町への愛着度や今後の定住意向をはじめ、生活や地域について日頃感じていることなど、町民の意識構造の実態を把握し、コミュニティ支援施策の基礎資料を得るために実施した。

このうち、都市計画マスタープランを検討していくうえでの基礎資料として、当調査結果から、関連する項目を整理した。

調査対象: 無作為に抽出した 20 歳以上の町民 1,000 名

調査方法: 郵送法(郵送による配布・回収)

調査時期: 平成 25 年6月

回収数: 493(回収率 49.3%)

有効回収数: 481(有効回収率 48.1%)

3.1.2 回答者の属性

性別: 女性(60.1%)、男性(39.3%)

年齢: 60 歳代(24.7%)、50 歳代(19.3%)、70 歳以上(19.3%)、30 歳代(16.2%)、40 歳代(15.4%)、20 歳代(5.0%)

職業: 主婦(夫)(21.4%)、その他サービス業等(21.0%)、パートタイム・アルバイト(20.6%)、無職(18.7%)、製造業・建設業(12.9%)、卸小売・飲食業(2.3%)、学生・その他(2.1%)、農林水産業(0.6%)

就業先・通勤先: 町外(42.2%)、就学・勤務していない(30.8%)、町内(20.6%)

居住年数: 20 年以上(60.5%)、10 年以上 20 年未満(20.6%)、5 年以上 10 年未満(9.8%)、5 年未満(8.7%)

居住地区: 原田小学校区(26.8%)、宇美小学校区(25.6%)、桜原小学校区(18.7%)、宇美東小学校区(17.5%)、井野小学校区(10.6%)

居住地区の区分図



3.1.3 調査結果

(1) 宇美町への愛着度、定住意向などについて

① 町への愛着度

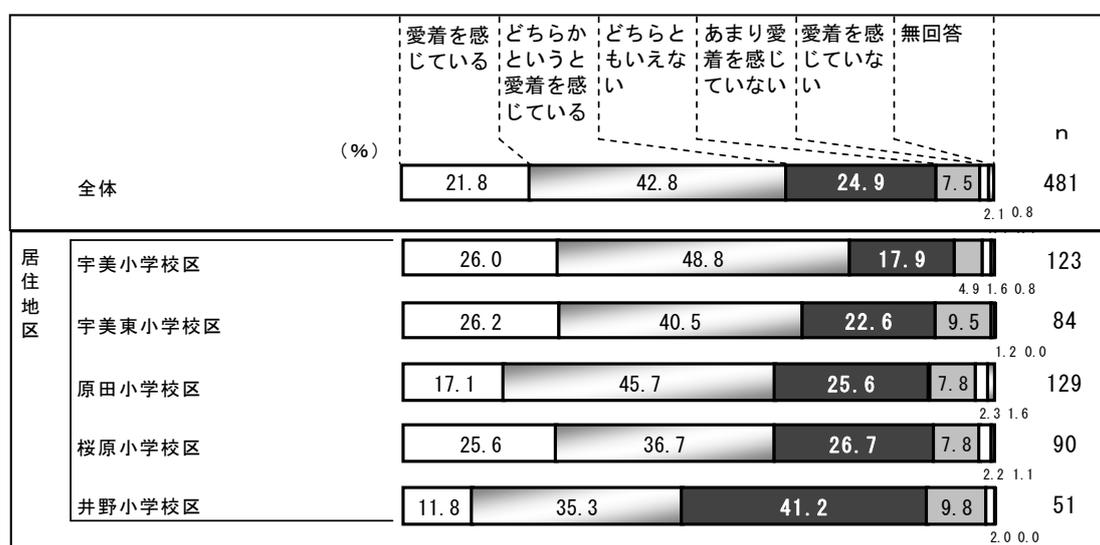
問2 あなたは、宇美町に「自分のまち」としての愛着をどの程度感じていますか。



○「どちらかという愛着を感じている」と答えた人が42.8%で最も多く、これに「愛着を感じている」(21.8%)をあわせた“愛着を感じている”という人は64.6%となっています。

これに対して、“愛着を感じていない”(「あまり愛着を感じていない」(7.5%)、及び「愛着を感じていない」(2.1%)の合計)は9.6%にとどまり、町への愛着度はかなり高いといえます。

○居住地区別では、“愛着を感じている”率は、宇美小学校区で高く、井野小学校区では低くなっています。



数値の基本的な取り扱いについて

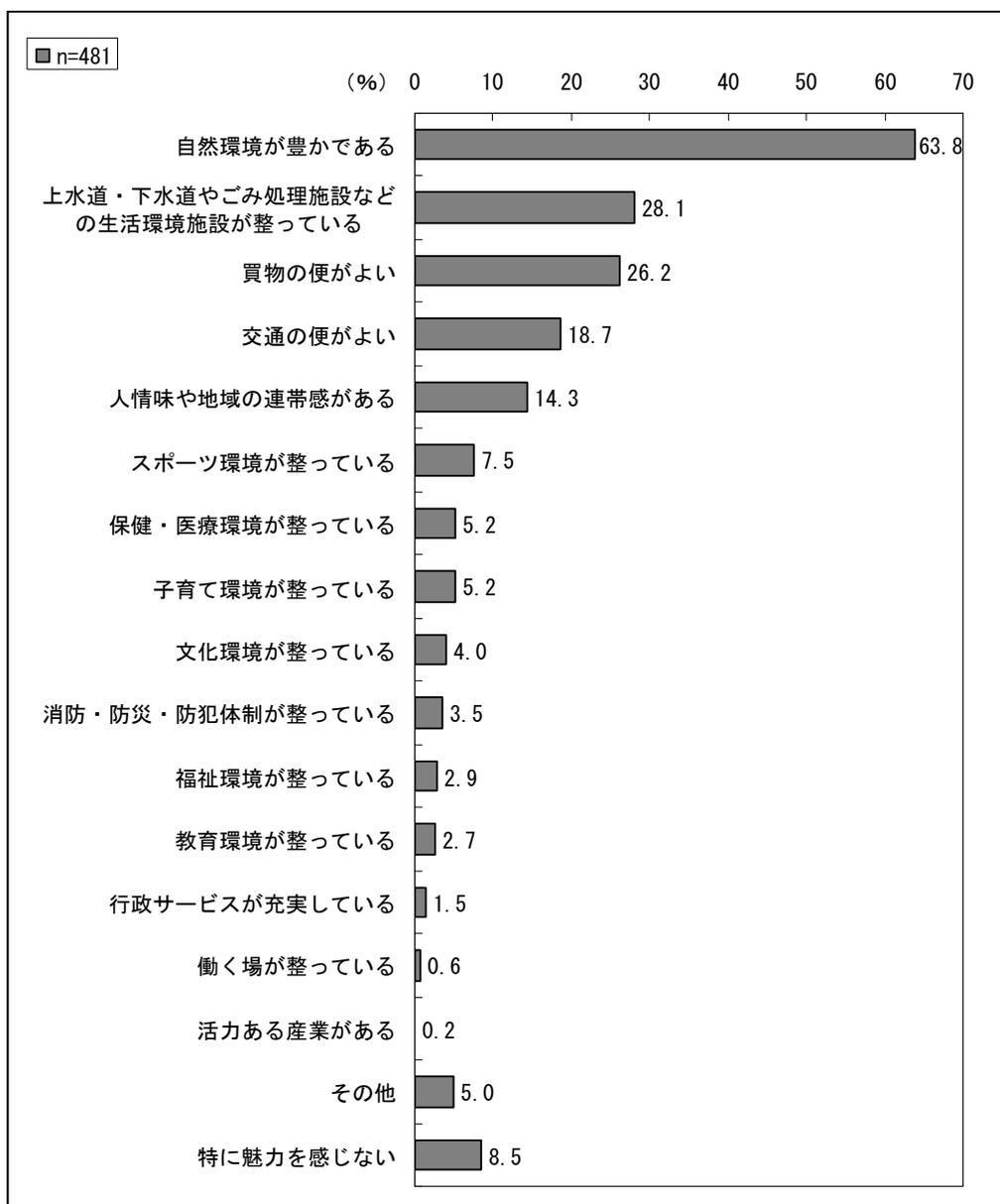
- ①比率はすべて百分率(%)で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。従って、合計が100%を上下する場合があります。
- ②基数となるべき実数は、“n=〇〇〇”として掲載し、各比率はnを100%として算出しています。
- ③質問の終わりに【複数回答】とある問は、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問です。従って、各回答の合計比率は100%を超える場合があります。
- ④グラフの表側は表記のため文字を省略している場合があります。

② 宇美町の魅力

問3 あなたは、宇美町のどのようなところが魅力だと思いますか。【複数回答】



- 「自然環境が豊かである」(63.8%)が突出して高くなっています。
- これに次いで、「上水道・下水道やごみ処理施設などの生活環境施設が整っている」(28.1%)、「買物の便がよい」(26.2%)、「交通の便がよい」(18.7%)、「人情味や地域の連帯感がある」(14.3%)、がやや高くなっています。
- 居住地区別では、町全体で第1位の「自然が豊かである」がどの地区でも第1位となっています。
- 宇美小学校区以外では、第2位は「生活環境施設が整っている」となっていますが、商業施設の集積やJR宇美駅が立地する宇美小学校区においては、第2位は「買い物の便がよい」、第3位は「交通の便がよい」となっており、「生活環境施設が整っている」は第4位になっています。



(単位：%)

		第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全体		自然環境が豊かである 63.8	生活環境施設が整っている 28.1	買物の便がよい 26.2	交通の便がよい 18.7	人情味や地域の連帯感がある 14.3
居住地区	宇美小学校区	自然環境が豊かである 51.2	買物の便がよい 36.6	交通の便がよい 35.8	生活環境施設が整っている 23.6	人情味や地域の連帯感がある 19.5
	宇美東小学校区	自然環境が豊かである 75.0	生活環境施設が整っている 20.2	買物の便がよい 14.3	人情味や地域の連帯感がある 13.1	スポーツ環境が整っている 8.3
	原田小学校区	自然環境が豊かである 64.3	生活環境施設が整っている 32.6	買物の便がよい 25.6	交通の便がよい 10.1	スポーツ環境が整っている 9.3
	桜原小学校区	自然環境が豊かである 72.2	生活環境施設が整っている 30.0	買物の便がよい 25.6	交通の便がよい 21.1	人情味や地域の連帯感がある 16.7
	井野小学校区	自然環境が豊かである 62.7	生活環境施設が整っている 35.3	買物の便がよい 25.5	交通の便がよい 17.6	人情味や地域の連帯感がある 13.7

灰色の塗りつぶしは 30%以上

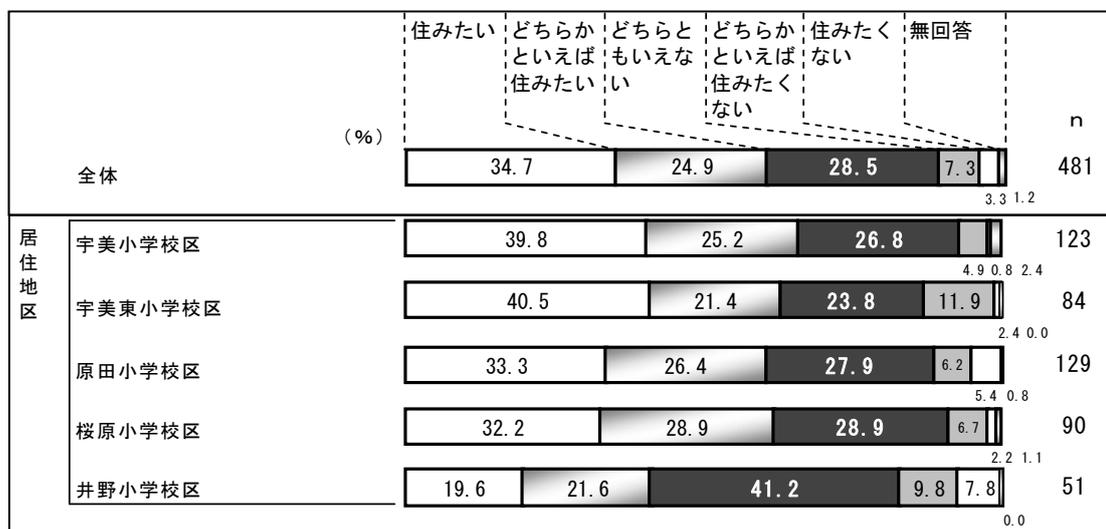
③ 今後の定住意向

問4 あなたは、これからも宇美町に住みたいと思いますか。



○「住みたい」と答えた人が 34.7%と最も多く、これに「どちらかといえば住みたい」(24.9%)をあわせた 59.6%の人が「住み続けたい」という意向を示しています。一方、「どちらかといえば住みたくない」(7.3%)及び「住みたくない」(3.3%)と答えた「住みたくない」という人の合計は 10.6%にとどまり、定住意向は強いといえます。

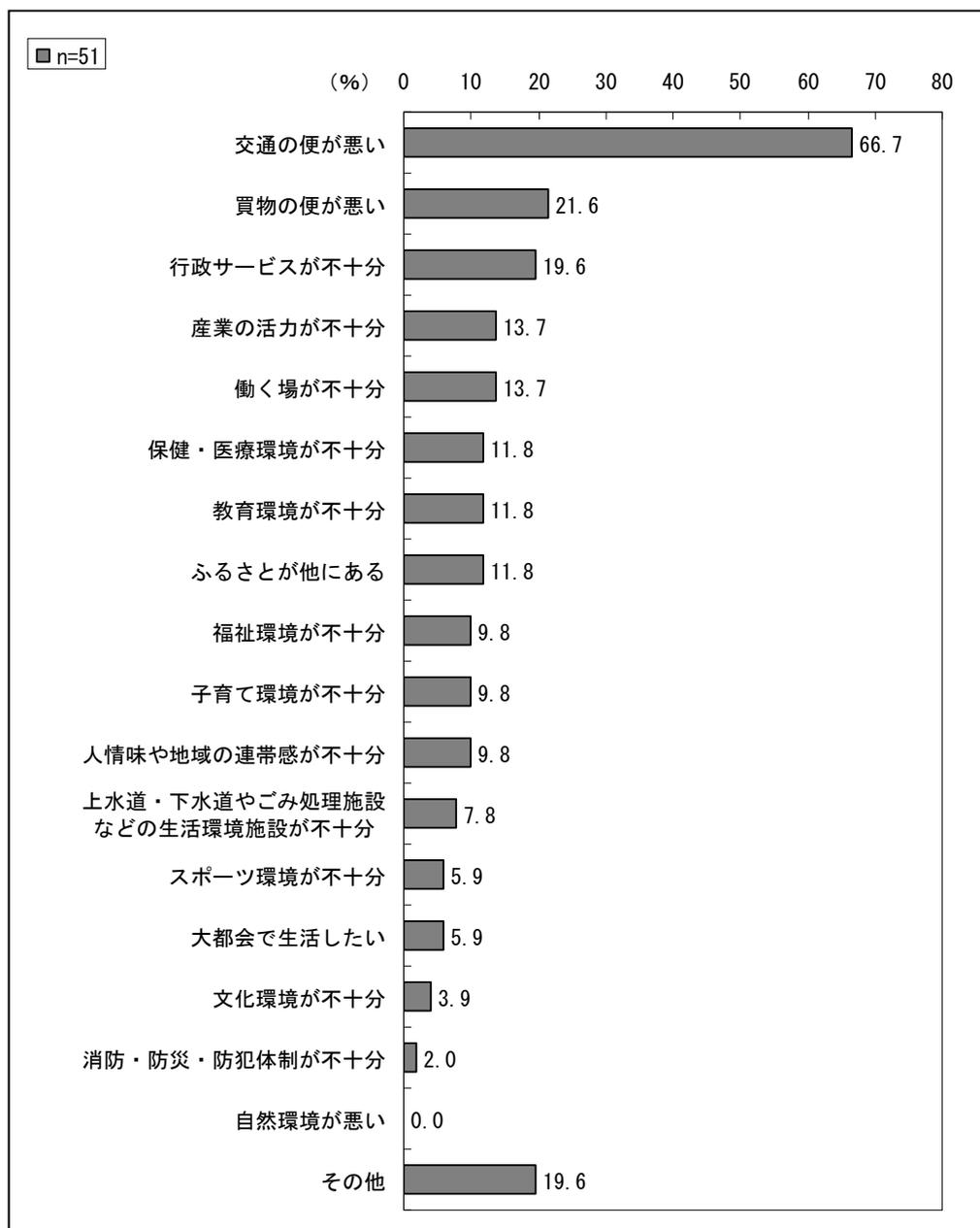
○居住地区別に「住み続けたい」率をみると、宇美小学校区(65.0%)、宇美東小学校区(61.9%)、桜原小学校区(61.1%)、原田小学校区(59.7%)、井野小学校区(41.2%)となっています。



④ 住みたくない主な理由

※問4で「4.」または「5.」と回答した方におたずねします
問4付問 その主な理由はなんですか。【複数回答】

○“住みたくない”と答えた51人(全体の10.6%)に、住みたくない主な理由についてたずねたところ、「交通の便が悪い」(66.7%)が突出して高くなっており、次いで「買物の便が悪い」(21.6%)、「行政サービスが不十分」(19.6%)がやや高くなっています。



(2) 宇美町のまちづくりに対する評価について

① まちの各環境に関する満足度と重要度の相関（優先度）

問5 宇美町では、これまで、各分野にわたる様々な施策を進めてきました。以下の項目についての現状の満足度と、今後の重要度をおたずねします。

(1) 満足度 あなたは、以下の項目について、現在どの程度満足していますか。

(2) 重要度 あなたは、以下の項目について、今後どの程度重視していますか。



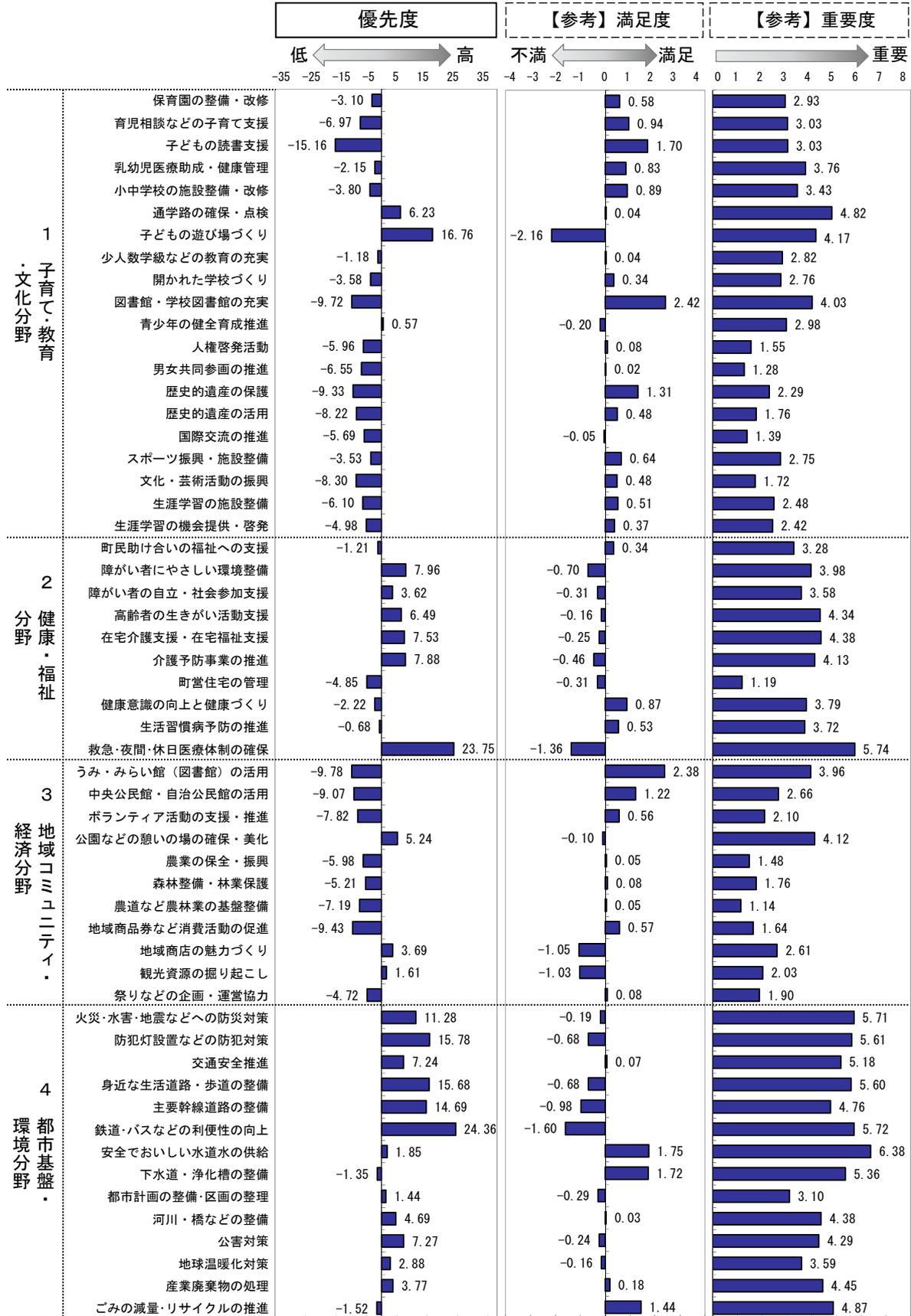
- 満足度と重要度の関係から優先度を整理しました。（※下記、注釈参照）
- 「鉄道・バスなどの利便性の向上」(24.36点)の優先度が最も高く、次いで「救急・夜間・休日医療体制の確保」(23.75点)、「子どもの遊び場づくり」(16.76点)、「防犯灯設置などの防犯対策」(15.78点)、「身近な生活道路・歩道の整備」(15.68点)、「主要幹線道路の整備」(14.69点)、「火災・水害・地震などへの防災対策」(11.28点)となっています。
- 優先度が最も高い「鉄道・バスなどの利便性の向上」については、宇美町に住みたくない主な理由に関する設問で「交通の便が悪い」の回答が最も高くなっていることから、町民に強く求められていると推測できます。
- 居住地区ごとでは、宇美小学校区以外の居住地区で「鉄道・バスなどの利便性の向上」が特に高くなっています。これに次いで身近な生活環境に関する項目が高く、原田小学校区、宇美東小学校区及び桜原小学校区においては「主要幹線道路の整備」が高くなっています。宇美小学校区は、身近な生活環境に関する項目が高くなっています。

※優先度について

- ・満足度が低く、重要度が高いものは「優先度が高く」なります。
- ・逆に、満足度が高く、重要度が低いものは「優先度が低く」なります。

町全体

(単位：評価点)



■居住地区ごとの優先度の上位項目（10点以上）

宇美小学校区

- ① 「救急・夜間・休日医療体制の確保」(25.02点)
- ② 「子どもの遊び場づくり」(21.09点)
- ③ 「通学路の確保・点検」(19.41点)
- ④ 「身近な生活道路・歩道の整備」(16.25点)
- ⑤ 「防犯灯設置などの防犯対策」(15.23点)
- ⑥ 「主要幹線道路の整備」(10.70点)

太文字 : 施設や交通に関する項目
 下線(波線): 上記のうち20点を超える
 下線(直線): 上記のうち15点を超える

優先度の高い項目(施設・交通)

- ・ 身近な生活環境(子どもの遊び場、通学路、生活道路・歩道、防犯対策)
- ・ 主要幹線道路の整備

宇美東小学校区

- ① 「鉄道・バスなどの利便性の向上」(28.10点)
- ② 「救急・夜間・休日医療体制の確保」(22.45点)
- ③ 「防犯灯設置などの防犯対策」(18.63点)
- ④ 「身近な生活道路・歩道の整備」(16.77点)
- ⑤ 「主要幹線道路の整備」(13.74点)
- ⑥ 「高齢者の生きがい活動支援」(12.95点)
- ⑦ 「火災・水害・地震などへの防災対策」(11.06点)
- ⑧ 「介護予防事業の推進」(10.52点)
- ⑨ 「在宅介護支援・在宅福祉支援」(10.15点)

- ・ 鉄道・バスなどの利便性向上
- ・ 身近な生活環境(防犯・防災対策、生活道路・歩道)
- ・ 主要幹線道路の整備

原田小学校区

- ① 「鉄道・バスなどの利便性の向上」(29.88点)
- ② 「救急・夜間・休日医療体制の確保」(24.66点)
- ③ 「防犯灯設置などの防犯対策」(19.35点)
- ④ 「主要幹線道路の整備」(16.85点)
- ⑤ 「火災・水害・地震などへの防災対策」(15.15点)
- ⑥ 「身近な生活道路・歩道の整備」(14.19点)
- ⑦ 「子どもの遊び場づくり」(11.32点)

- ・ 鉄道・バスなどの利便性向上
- ・ 主要幹線道路の整備
- ・ 身近な生活環境(防犯・防災対策、生活道路・歩道、子供の遊び場)

桜原小学校区

- ① 「鉄道・バスなどの利便性の向上」(27.04点)
- ② 「子どもの遊び場づくり」(16.83点)
- ③ 「主要幹線道路の整備」(13.43点)
- ④ 「救急・夜間・休日医療体制の確保」(12.86点)
- ⑤ 「火災・水害・地震などへの防災対策」(12.38点)
- ⑥ 「身近な生活道路・歩道の整備」(10.94点)
- ⑦ 「防犯灯設置などの防犯対策」(10.32点)

- ・ 鉄道・バスなどの利便性向上
- ・ 身近な生活環境(子供の遊び場、防犯・防災対策、生活道路・歩道)
- ・ 主要幹線道路の整備

井野小学校区

- ① 「鉄道・バスなどの利便性の向上」(20.66点)
- ② 「子どもの遊び場づくり」(18.60点)
- ③ 「身近な生活道路・歩道の整備」(16.14点)
- ④ 「救急・夜間・休日医療体制の確保」(14.07点)
- ⑤ 「通学路の確保・点検」(12.91点)
- ⑥ 「公害対策」(10.42点)

- ・ 鉄道・バスなどの利便性向上
- ・ 身近な生活環境(子供の遊び場、生活道路・歩道、通学路)

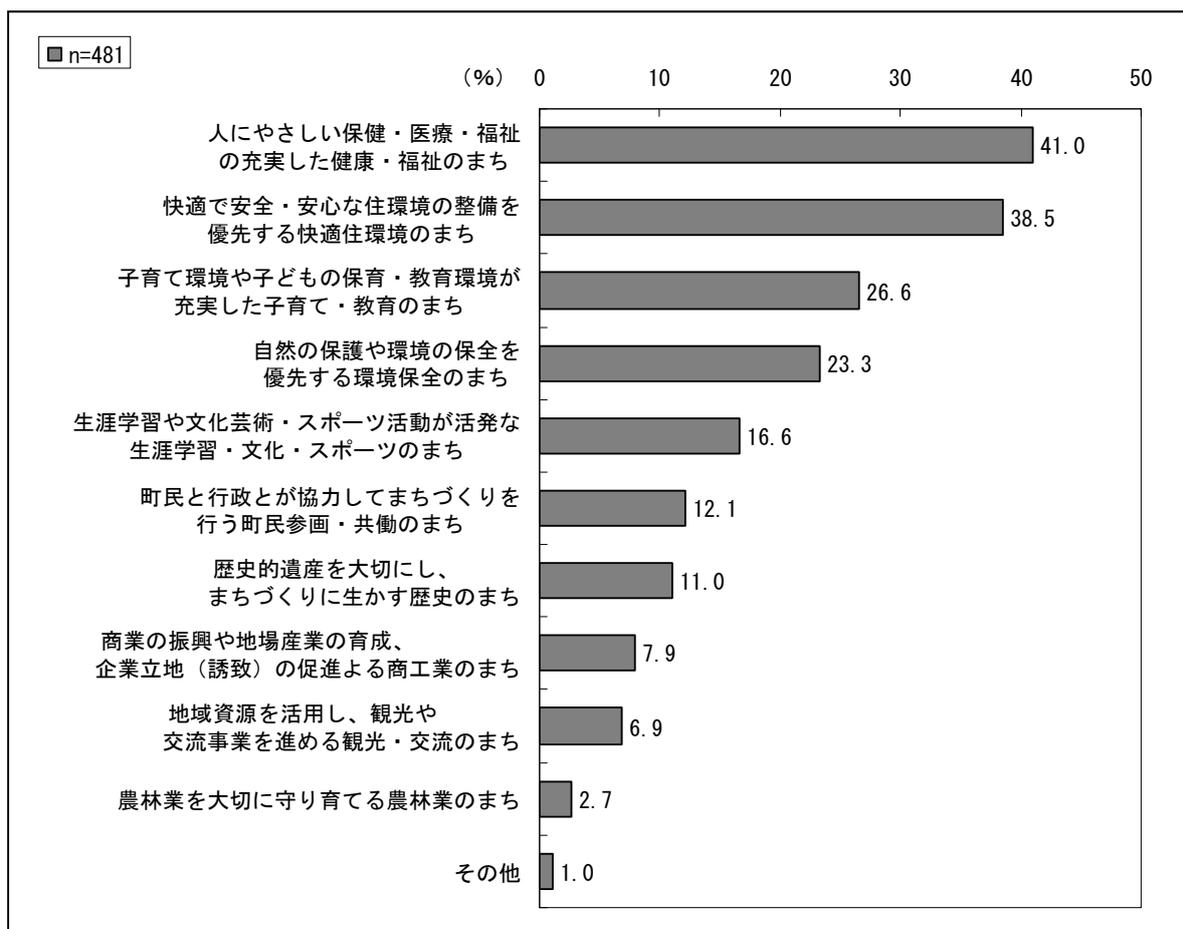
(3) 今後のまちづくりに向けて

① 今後のまちづくりの特色について

問6 あなたは、今後のまちづくりにおいて、宇美町をどのような特色のあるまちにすべきだと考えますか。【複数回答】



- 「人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち」(41.0%)が最も高く、次いで「快適で安全・安心な住環境の整備を優先する快適住環境のまち」(38.5%)、「子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち」(26.6%)、「自然の保護や環境の保全を優先する環境保全のまち」(23.3%)、「生涯学習や文化芸術・スポーツ活動が活発な生涯学習・文化・スポーツのまち」(16.6%)、「町民と行政とが協力してまちづくりを行う町民参画・共働のまち」(12.1%)、「歴史的遺産を大切にし、まちづくりに生かす歴史のまち」(11.0%)となっています。
- 居住地区別では、町全体で第1位の「健康・福祉のまち」、第2位の「快適住環境のまち」が、どの居住地区でも上位を占めています。宇美小学校区では「子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち」、宇美東小学校区では「自然の保護や環境の保全を優先する環境保全のまち」の率が、他の居住地区よりも高くなっています。



(単位：%)

		第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全体		健康・福祉のまち 41.0	快適住環境のまち 38.5	子育て・教育のまち 26.6	環境保全のまち 23.3	生涯学習・文化・ スポーツのまち 16.6
居住地区	宇美 小学校区	健康・福祉のまち 42.3	快適住環境のまち 35.0	子育て・教育のまち 35.0	環境保全のまち 23.6	歴史のまち 14.6
	宇美東 小学校区	健康・福祉のまち 45.2	環境保全のまち 34.5	快適住環境のまち 33.3	子育て・教育のまち 22.6	生涯学習・文化・ スポーツのまち 14.3
	原田 小学校区	快適住環境のまち 43.4	健康・福祉のまち 43.4	子育て・教育のまち 22.5	生涯学習・文化・ スポーツのまち 21.7	環境保全のまち 17.8
	桜原 小学校区	快適住環境のまち 41.1	健康・福祉のまち 31.1	子育て・教育のまち 23.3	環境保全のまち 21.1	生涯学習・文化・ スポーツのまち 15.6
	井野 小学校区	快適住環境のまち 39.2	健康・福祉のまち 39.2	子育て・教育のまち 29.4	環境保全のまち 23.5	歴史のまち 15.7

灰色の塗りつぶしは30%以上

3.2 町民まちづくり検討会

3.2.1 実施概要

実施内容： 住民の考える地区ごとの将来像を把握するため、第1回では、第2回に向けての足慣らしとして「住みたい地域って、どんな地域」をテーマにワールドカフェ方式でフリーディスカッションを行い、第2回・第3回ではワークショップ方式により、5つの小学校区ごとの地区振興計画を作成しました。

第4回では、地区振興計画や宇美町の現況等を踏まえて作成し、策定委員会第3回会議で報告した全体構想を、5つの地域に分割した地域別構想について、それぞれの地域で検討しました。

対象者： 49 行政区ごとの各2～3名の代表者

日時 [参加者]	実施内容
第1回 平成25年11月9日(土) 9時30分～12時30分 [参加者:99名]	「町民まちづくり検討会の立上げ」 ・会議の趣旨説明 ・宇美町のコミュニティの現状と課題の報告 ・ワールドカフェの実施「住みたい地域って、どんな地域？」
第2回 平成25年11月23日(土) 9時30分～12時30分 [参加者:101名]	「地区の将来像の作成」 ・ワークショップの実施「地区振興計画の検討(地域の資源、特性、課題、実施すべき取り組み、将来像の検討)」
第3回 平成25年12月14日(土) 9時30分～12時30分 [参加者:94名]	「コミュニティ推進計画の地区振興計画を固める」 ・検討会の実施「地区振興計画の完成」 ・コミュニティ推進計画のについて ・モデルコミュニティ推進校区について
第4回 平成26年8月23日(土) 9時30分～12時30分 [参加者:85名]	「地域の重点的な取り組みの抽出、都市づくりの目標の設定」 ・宇美町都市計画マスタープラン『全体構想』の報告 ・地域の都市づくりの内容確認 ・地域の重点的な取り組みの抽出 ・地域の都市づくりの目標の設定

場所：働く婦人の家(し～ず・うみ) 大ホール

※住民意見の都市計画マスタープランへの反映について：住民の考える地区の将来像は、第2回で検討、第3回で取りまとめた地区振興計画に反映されているため、都市計画マスタープランへ反映する住民意向は「地区振興計画」の内容を「全体構想」に反映しました。この「全体構想」をもとに作成した地域別構想(案)について第4回で検討し、地域別構想に意見を反映しました。また、地域別構想の各地域の都市づくりの目標は、町民まちづくり検討会でいただいたご意見を採用しています。(宇美東地域は他の地域と表現をあわせるため文章化しています。)

※地区振興計画の固有名詞などの表現について：地区振興計画は、住民主体で作成したもので、固有名詞などは作成されたままの表現にしています。

3.2.2 地区振興計画のまとめ

(1) 宇美地区（宇美小学校区）

1. 地区の特性と保有する資源	
位置	・町の中心市街地を含め、町域の最北端から最南端まで縦に長い地域
都市機能	・JR香椎線の宇美駅(福岡市香椎等とを結ぶ)、バス路線を有する ・町の中心市街地としての機能を有する ・公共施設が多く立地(宇美小学校、宇美中学校、武道館、宇美公園、歴史民俗資料館、ハピネス(トレーニング施設)、老人福祉センターなど) ・県道68号線沿いに商業施設や由緒ある酒蔵などが立地
歴史・文化	・歴史と格式のある宇美八幡宮が立地(応神天皇をまつる、境内の多くの樟(湯蓋の森、衣掛の森など)、楽しい催し(稚児行列、神楽、放生会、相撲大会など)) ・文化的史跡が豊富(四王寺史跡、光正寺古墳、神領古墳、貴船神社など) ・四王寺山(国の特別史跡に指定されている大野城跡、四王寺県民の森など)
自然	・豊かな山林などの自然と都市的機能が調和した地区 ・河川環境が豊か(宇美川。内野川のホタルは、大都市近郊において貴重な存在)
2. 地区の抱える課題と課題解決の方向性	
	課題
都市機能	<ul style="list-style-type: none"> 生活道路が狭く交通混雑がある。歩道の拡充等が必要 上下水道の未整備区域の整備推進 福祉巡回バスの利便性の確保 JR宇美駅周辺の環境整備、商業施設の整備・充実 市街地内の駐車場の整備 周遊ルートの案内板の設置、宇美八幡宮と太宰府天満宮を結ぶバス路線の増設等 夜、暗い道への街路灯の整備、災害時の避難等の対策
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> 少子高齢化、若者の地区外流出が進行 役員の成り手が少なく、地区を支える人材の確保が必要 一人暮らしの高齢者の増加は今後の重要な課題
	課題解決の方向性
	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が主体となり行政が後押しする体制の確立(生活の利便性・安全性の確保、道路の整備や河川の整備・美化、高齢者や子どもの居場所の確保など)
3. 地区の将来像	
宇美八幡宮や四王寺を生かし、人と人がつながり、心と地区経済が豊かなにぎわいのある地区	
4. 地区における重点的な取り組み	
歴史・自然資源を活用した魅力と緑あふれる人と人のつながりが感じられるまちづくりを目指す。	
都市機能	<ul style="list-style-type: none"> 通学路の安全確保(学校(PTA)・役場と緊密な連携をとり、問題箇所の選定と対策を図る) 災害時避難施設の確保(災害に強い施設) 交通混雑解消に向けた道路整備 県民の森周辺の土地を整備し、集客を進める 上下水道の設置(区長、近隣区の区長及び住民が協力して役場に協力設置の取り組みを行う)
観光	<ul style="list-style-type: none"> 歴史民俗資料館や宇美八幡があるのでミニ観光案内を中心部に設置 駅、商店街、酒蔵などの周遊ルートの整備 地区観光マップの作成(光正寺古墳～四王寺)
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> 地区コミュニティの充実(老人会・育成会・婦人会など)、行事の実施(運動会・夏まつりなど)による交流促進 宇美小学校・中学校行事への参加(運動会・宇美小まつり・環境整備・コミュニティスクール) 土砂災害・水害への具体的取り組み(行政)の区民への効果的な周知方法の検討、連絡網策定のための基準づくり

(2) 宇美東地区（宇美東小学校区）

1. 地区の特性と保有する資源	
位置	・ 町の最東部に位置し、飯塚市、筑紫野市等と接する
土地利用	・ 住宅地（一戸建てと集合住宅が混在）と三郡山系で構成
都市機能	・ 大小の公園施設が多い（塔ノ尾公園、原の前スポーツ公園、昭和の森、とびたけ緑地公園、とびたけ西公園、とびいちの杜など） ・ 福岡刑務所（九州最大、日本第三の規模。刑務官の地域貢献）を有する
歴史・文化	・ 歴史的な資源が多い（極楽寺跡、正楽寺跡、一滴寺跡、氏神様をはじめ、どんと焼（鬼火焼）の行事等）
自然	・ 自然が豊か（森林資源と水資源。山菜やあけびなどの野草が豊富な山）
コミュニティ	・ 「ラブアース」への参加意識が高く、健康で知識経験豊かな高齢者も多い、水と緑の地区
2. 地区の抱える課題と課題解決の方向性	
課題	
都市機能	・ 交通の便や医療施設、商業施設、住宅地区道路の街路灯などに課題あり
自然・農地	・ 休耕田や耕作放棄地が多い ・ 自然特性から土砂災害などの自然災害と隣り合わせにある
コミュニティ	・ 住宅建設が同時期のため団塊世代が多く、少子高齢化の傾向にある
その他	・ 地区資源が宣伝されていない
課題解決の方向性	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山菜やタケノコ、山の実などの採集や加工の企画や伝統行事の復活・維持（もちつき・どんと焼）などによる地区の魅力の向上とそのPR ・ 若者（会社でも宣伝する）や元気な高齢者の社会参加の拡大 ・ スポーツ活動の活発化、地区内での娯楽機能の整備、カルタ（百人一首）大会の継続などイベントの拡充 ・ 子ども達にとって魅力ある地区にする 	
3. 地区の将来像	
緑と水豊かな元気なまち ～若いも若きもいきいき伸びるひがしの里～	
4. 地区における重点的な取り組み	
みんなの手とみんなの足でつなぐ、年代問わず生きがいのあるまちを目指します。	
都市機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的な住環境の整備（交通、防犯、自然災害） ・ 昭和の森の有効活用（子供の遊び場、山登りの拠点、バーベキュー、デイキャンプ） ・ 施設の利用し易さの確保
景観	・ 景観面による規制と保全、有効活用
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の活性化（盆踊り等） ・ 高齢者対策（生きがいつくり、見守り活動） ・ 官民協力体制（ボランティア活動等）の確立

(3) 原田地区（原田小学校区）

1. 地区の特性と保有する資源									
位置 土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・町のほぼ中央南部に位置し、南側は太宰府市に接する ・古くからの農業地域と、丘の上にある新興住宅地域で構成される平静な町並み、工業団地、山間地から構成 								
都市機能	<ul style="list-style-type: none"> ・総合スポーツ公園、南町民センター、リサイクルセンター、原田保育園、原田小学校、宇美南中学校の公共施設などが立地 ・学校環境が良く、スーパー等の生活利便施設も多い 								
歴史・文化	<ul style="list-style-type: none"> ・貴船神社、勝田四王寺山道等歴史的資源があり、伝統行事(ほんげんぎょう、おこもり、盆綱引き)も行われる 								
自然	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の景観を特徴づける田園や山林、きれいな川の流れは、豊かな自然を感じさせる。緑が多く、ホタルも生息 								
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・自治区の交流が盛んで、とより近所の昔ながらのつながりがある ・高齢者が昔話や古い遊びを子どもたちに教える姿も見られる 								
2. 地区の抱える課題と課題解決の方向性									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課題</th> <th>課題解決の方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市基盤</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・田園景観の整備、自然体験の場の確保 ・あいさつの心がけや地区の広報活動の活性化・通信手段の整備 ・イベント・サークル等の参加したくなる活動の開発、地区、行政、事業者の協力体制の確保 ・交通利便性の向上等 </td> </tr> <tr> <td>コミュニティ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・将来を担う子ども達が誇りと愛着を持てる地区づくり </td> </tr> <tr> <td>自然・農地</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課題	課題解決の方向性	都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・田園景観の整備、自然体験の場の確保 ・あいさつの心がけや地区の広報活動の活性化・通信手段の整備 ・イベント・サークル等の参加したくなる活動の開発、地区、行政、事業者の協力体制の確保 ・交通利便性の向上等 	コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・将来を担う子ども達が誇りと愛着を持てる地区づくり 	自然・農地	
課題	課題解決の方向性								
都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・田園景観の整備、自然体験の場の確保 ・あいさつの心がけや地区の広報活動の活性化・通信手段の整備 ・イベント・サークル等の参加したくなる活動の開発、地区、行政、事業者の協力体制の確保 ・交通利便性の向上等 								
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・将来を担う子ども達が誇りと愛着を持てる地区づくり 								
自然・農地									
都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の交通手段の確保(公共交通が少なく、車がないと生活できないなど) ・道路の安全対策・段差の解消 ・町営住宅や住宅の老朽化対策 ・住宅地への街路灯の整備 ・空き家対策 ・未整備地区への上下水道の整備 								
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・世代間、地形(距離)のギャップによるコミュニティのかい離 ・高齢化への対応、 ・地区の活性化対策 								
自然・農地	<ul style="list-style-type: none"> ・荒廃林、荒廃田への対策 								
3. 地区の将来像									
<p>原田っ子が「誇り」と「愛着」を持てる地区づくり ～豊かな人づくり、お隣さんづくり、顔と声を広げる運動の推進～</p>									
4. 地区における重点的な取り組み									
<p>新旧住民の交流により世代を超えて地区を守り育てることを目指します。</p>									
都市機能	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもからお年寄りまで気軽に集える場所の確保 ・井戸端会議ができる場所を増やす 								
観光	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡のPR、有効活用(観光資源に！) 								
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統やよいならわし、知恵を熟知している高齢者と子どもの交流 ・親子一緒に自然体験(収穫体験、川あそび、山菜とり、タケノコほり) ・簡単な託児(遊んでもらう)→サロン ・学校行事を活かしての地区の活性化 ・競技場を開放して地区ぐるみの運動会等の開催 ・老人会対抗のイベント(運動会・歌合戦など)を定期的に行いお年寄りに元気になってもらう ・自治会に入る人を増やす ・公民館の有効利用を考える ・声掛け運動の実施 								

(4) 桜原地区（桜原小学校区）

1. 地区の特性と保有する資源		
位置 土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・町の北部に位置し、東西に長い地区で、須恵町に接する ・新興住宅などの住宅地と農業地域で構成。閑静な住宅地区 ・西部は若い世代が多く、東部は高齢化が進む 	
都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・宇美公園、図書館、中央公民館等の公共施設、医院などの生活利便施設が立地するが、東部地域からは遠く、コミュニティバスの増便等による利便性向上が必要 ・県道60号及び35号は交通量が多く、商業的資源になる 	
歴史・文化	<ul style="list-style-type: none"> ・神社の行事がある ・旧炭鉱地には古い施設も現存し、撮影などでの活用が期待できる 	
自然	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は四季に寄り添い生活している意識がある 	
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・夏祭り、有志の会、おやじの会など行事参加率が高い ・コミュニティスクール活動が活発、自然体験など子どもの教育環境が豊か ・子どもの数が多く、宝物は子ども 	
2. 地区の抱える課題と課題解決の方向性		
課題		
課題解決の方向性		
都市機能	<ul style="list-style-type: none"> ・県道35号の拡幅に伴い、高齢者等の歩行者の横断が難しくなるなど、都市化による弊害がある ・居住区域で問題点が異なる 	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数での訪問や声かけなどによる地区活動への参加促進
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化傾向にあり、独居老人の増加・孤立化が懸念される ・子ども会育成会の入会者、役員のみが少なく ・地区活動には、高齢な方の参加が多いが、40～50歳代の参加が少ない。これらの層の参加促進と情報交流活動が重要 ・子どもや高齢者の居場所づくり、地域の美化運動や健康づくり活動、住民の意識・マナーの向上などが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館の活用等による交流機会の増加 ・子どもや高齢者の見守りの拡充 ・社会活動を担える高齢者の登録による、高齢者の活動団体（組織）の構築
3. 地区の将来像		
むこう 100 軒両隣り手と手をとるあい自然と街が交わる桜原校区		
4. 地区における重点的な取り組み		
町に足を入れた時に花で輝いている地区づくり、あいさつ声かけ運動などによる地区の活性化を目指します。		
都市機能	<ul style="list-style-type: none"> ・散歩道のルート作り ・道路花壇（花あふれる、美しいきれいなまちづくり）づくり 	
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの区に問題を共有する経験・キャリア・趣味嗜好別サポートクラブの立ち上げと事務局の設置（年齢問わない） ・卓球、バレー、グランドゴルフ、カメラ、ジョギング、ウォーキング等の活動の展開 ・公民館活動の活発化、イベントの開設（もちつき大会・料理教室・盆踊りとおみこしの復活） ・いきいきサロン（月2回）の開設 ・演芸会・夏まつり（子ども中心のイベント）の実施 ・健康に関する行動企画イベントの開催 ・高齢者と児童の交流のために具体的イベントの実施（例：ハロウィン） ・育成会、老人会に区切らずみんなできりかめる仕組みづくり ・登下校の学童の送り迎え ・高齢者の人達が出てきやすいコミュニケーションの確保 ・地区内でお互いが気持ちよく挨拶を出来る雰囲気づくり ・イルミネーションの設置（防犯面） 	

(5) 井野地区（井野小学校区）

1. 地区の特性と保有する資源									
位置 土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・町の最西部に位置し、大野城市、志免町に接する ・主にひばりが丘団地と田園地帯で構成。森林や河川等自然環境も豊か ・新旧住宅が混在。近年、アパート等の増加により、世帯数が増加 								
都市機能	<ul style="list-style-type: none"> ・井野小学校、福岡県立宇美商業高等学校、公園やグラウンド、工業施設が立地 								
自然	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の景観を特徴づける井野山は散歩、学習の場として活用され、住民の交流資源としても貴重な存在 								
文化	<ul style="list-style-type: none"> ・祭りや風習は、観音浦古墳などとともに文化的環境をつくり出している 								
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会育成会の活動や小学校との合同運動会を通じて住民相互のコミュニケーションを図る 								
2. 地区の抱える課題と課題解決の方向性									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課題</th> <th>課題解決の方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 都市機能 <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道の整備 ・都市計画道路、町道、県道の整備等による交通渋滞緩和 ・登山者が急増している井野山林道の整備 ・少子高齢化への対応 ・冠水・土砂崩れ対策、災害時等に対する安全安心まちづくり ・くつろげる場の整備等 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・声かけ、見守り運動の推進 ・井野山を活用した交流の活性化や環境保全のための、井野山環境を守る会等の立ち上げ ・災害時のう回路の整備 ・防犯灯の設置等 </td> </tr> <tr> <td> コミュニティ <ul style="list-style-type: none"> ・新旧住民のコミュニケーションが必要 ・高齢化と農業の後継者不足が課題 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの投棄への対応 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課題	課題解決の方向性	都市機能 <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道の整備 ・都市計画道路、町道、県道の整備等による交通渋滞緩和 ・登山者が急増している井野山林道の整備 ・少子高齢化への対応 ・冠水・土砂崩れ対策、災害時等に対する安全安心まちづくり ・くつろげる場の整備等 	<ul style="list-style-type: none"> ・声かけ、見守り運動の推進 ・井野山を活用した交流の活性化や環境保全のための、井野山環境を守る会等の立ち上げ ・災害時のう回路の整備 ・防犯灯の設置等 	コミュニティ <ul style="list-style-type: none"> ・新旧住民のコミュニケーションが必要 ・高齢化と農業の後継者不足が課題 		その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの投棄への対応 	
課題	課題解決の方向性								
都市機能 <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道の整備 ・都市計画道路、町道、県道の整備等による交通渋滞緩和 ・登山者が急増している井野山林道の整備 ・少子高齢化への対応 ・冠水・土砂崩れ対策、災害時等に対する安全安心まちづくり ・くつろげる場の整備等 	<ul style="list-style-type: none"> ・声かけ、見守り運動の推進 ・井野山を活用した交流の活性化や環境保全のための、井野山環境を守る会等の立ち上げ ・災害時のう回路の整備 ・防犯灯の設置等 								
コミュニティ <ul style="list-style-type: none"> ・新旧住民のコミュニケーションが必要 ・高齢化と農業の後継者不足が課題 									
その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの投棄への対応 									
3. 地区の将来像									
<p align="center">井野山・井野川の自然と共生し、安全・安心に生活できる 街づくり！！ 「スローライフ INO」</p>									
4. 地区における重点的な取り組み									
<p>豊かな自然環境のもと、住民相互のコミュニケーションのとれた安全・安心なまちづくりを目指します。</p>									
都市機能	<ul style="list-style-type: none"> ・井野川・内野川をホタルの舞う川に 								
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・地区住民と井野山利用者との共働（自然を守る活動など） ・ボランティアの募集（井野山を守る会（仮）への入会の呼びかけ） ・パトロールの継続（防犯意識の持続） ・一人住まいの高齢者との連絡（声掛け） ・子どもたちへの声掛け、見守り活動 ・お互いが笑顔でかわす「あいさつ」ができる地区づくり 								

3.2.3 第4回のまとめ

第4回で検討された「都市づくりの目標」、「重点的な取り組み内容」を、項目ごとに整理しました。

宇美地域

都市づくりの目標

歴史・文化を感じる 住み良い 賑わいある 宇美地域

重点的な取り組み内容

- ①中心拠点市街地の形成(中心地の活性化。西鉄ストア前の連続した歩道の確保。駐車場の確保(役場駐車場が満杯のことが多い))
- ②地域資源を活用した賑わい形成(宇美八幡宮への案内板の設置。地区の回遊コースの整備)
- ③転入しやすくなるような住環境の構築(安全な道の確保)
- ④緑道利用環境の向上(沿道の景観形成。緑道沿いの河川の美化)
- ⑤(都)志免宇美線の南側延伸部の早期整備

宇美東地域

都市づくりの目標

自然(川、森) 防災 住みやすい・住み続けたい里 老いも若きも(少子高齢化解消)

重点的な取り組み内容

- ①生活利便施設の立地誘導
- ②地域公共交通対策(バスが少なく陸の孤島となっている)
- ③防災対策(河川改修。山の保水機能(管理の促進)。ハザードマップの周知・啓発。防災無線を明瞭に聞こえるようにする)

[その他の意見]

- ・専用住宅地の良好な住環境の保全
- ・住宅地近くでの工場立地対策(立地前に地区への十分な説明が必要。トラックを通行規制する時間を設けるなど道路の安全性を確保する。用途未指定箇所の指定を検討する)
- ・自然の有効活用(公園を地域住民の要望に応じた活用ができるように住民も共働で管理する)
- ・道の駅の整備((都)粕屋宇美線の整備に合わせて配置する)



町民まちづくり検討会の様子

原田地域

都市づくりの目標

原田っ子が「誇り」と「愛着」を持てる安全・安心で快適な地区づくり

～豊かな人づくりお隣さんづくり 顔と声を広げる運動の推進～

重点的な取り組み内容

- ①防災対策(旧炭鉱住宅地等での防火水槽の貯水容量・貯水状況の確認。避難所の収容可能人数の確認(町民センターも活用))
- ②安全な道路環境の整備(歩道・信号整備。安全に歩ける通学路の確保。(都)木河太宰府線を横断する歩道橋のバリアフリー化)
- ③既存公園の改良(ボール遊びを可能にするなど地域要望に応じた規制の見直し。原田公園における降雨時の土砂流出抑制。総合スポーツ公園を一般利用者が利用しやすいように)
- ④(都)木河太宰府線と(都)粕屋宇美線を繋ぐ安全な道路の確保(既存道路は急なカーブが多く危険)
- ⑤バスの利便性向上(バス停周辺の草刈り(共働))

桜原地域

都市づくりの目標

自然と笑顔がいっぱい 安心安全で元気なまち桜原

重点的な取り組み内容

- ①地域内の道路全般の交差点改良(特に(都)辻荒木佐谷線と(都)粕屋宇美線との交差点)
- ②多自然川づくり(河川沿いの歩道整備も実施する)
- ③がけ崩れ危険区域の対策
- ④林崎運動公園の有効利用
- ⑤旧炭鉱住宅等の環境改善
- ⑤バスの乗り換え空間の整備(セルフカフェ(公民館の活用)等の設置)

井野地域

都市づくりの目標

井野山・井野川の自然と共生し、安全・安心に生活できる 街づくり！！

「スローライフ INO」

重点的な取り組み内容

- ①安全・安心(危険箇所の把握(造成地の地盤の安全性。大雨時の地下水の湧出箇所等地区全般を対象に地区住民が知る危険箇所を整理)。→地域のハザードマップを地域で作成。→通学路等重点的に取り組む場所から優先的に安全対策を実施)
- ②防災訓練の実施(町の支援が必要。訓練を通じて危険箇所を把握する)
- ②ひばりが丘から(都)志免宇美線を繋ぐ道路の整備(緊急輸送道路としての機能確保)

[その他の意見]

- ・平成地区(転入者との交流。店舗の立地に際し住環境との調和に配慮する)
- ・避難施設の安全性の確認

4 都市づくりの基本的課題

宇美町の現況、上位・関連計画での位置づけ、住民意向から、都市づくりの基本的課題を整理します。

	現況	上位・関連計画での位置づけ	
将来像・都市構造	<ul style="list-style-type: none"> 戦後しばらくまで石炭産業が繁栄。高度経済成長政策とエネルギー革命以降は、福岡市の成長とともにベットタウン化が進行 人口は平成17年をピークに減少に転じ、今後も減少が予測される。近年の減少は、転出による影響が大きい。世帯数は増加傾向 周辺市町と比べて高齢化の進行は緩やかなものの少子高齢化が進展 通勤通学は福岡市との結びつきが強い 就業構造は第三次産業が7割を占め、第一次産業はわずか 人口当たりの製造品出荷額は周辺市町に比べて高い 人口当たりの小売業の商品販売額は県平均・周辺市町に比べて低い 	<ul style="list-style-type: none"> みんなが健康で生き生きと暮らせるまちづくり、自然と環境を大切にしたい快適な活力あるまちづくり、住民と行政がひとつになったまちづくり【県区域マス】 まなびの森に育む地域力で築く共働きのまちづくり【町総合計画】 	
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 町の東側の森林部を除いて都市計画区域が指定。市街地を形成する北西部一帯で用途地域が指定 都市計画区域内の6割が自然的土地利用と自然豊か 用途地域内の土地利用は住宅系が約3割、工業系が約1割を占める 新興住宅地を中心に近年人口が増加 用途地域に隣接し人口密度が高い原田地区などでは用途地域が未指定 	<ul style="list-style-type: none"> 田園環境共生ゾーン【県都市計画基本方針】 拠点に位置づけられるJR宇美駅周辺への大規模集客施設などの都市機能の集積。拠点以外での大規模集客施設の立地抑制【県区域マス】 主要地方道福岡太宰府線(68号)、飯塚大野城線(60号)沿線を近隣商業地として郊外型大型店舗と地元商店街との共存を図る【県区域マス】 主要地方道筑紫野古賀線(35号)、福岡太宰府線(68号)の道路整備に合わせ用途地域を見直す【県区域マス】 	
都市施設	[道路]	<ul style="list-style-type: none"> 九州縦貫自動車道、主要地方道3路線が周辺市町を結び、町の骨格を形成 都市計画道路の未整備区間が多い 自動車利用による移動が多い 	<ul style="list-style-type: none"> サブ拠点を結ぶ連携軸【県都市計画基本方針】 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化促進【町耐震改修促進計画】 道路のバリアフリー化【町次世代育成支援対策行動計画・高齢者保健福祉計画・町障害者基本計画】 交通事故防止と抑制に向けた交通安全施設設備の整備【高齢者保健福祉計画】
	[公共交通]	<ul style="list-style-type: none"> JR香椎線の終着駅が用途地域の中心部に位置し博多駅を35分程度で結ぶ 路線バスは、西鉄バスが福岡市、大野城市、太宰府市方面などを結ぶ 路線バス網を補完する福祉巡回バスが運行 	<ul style="list-style-type: none"> バス停等のバリアフリー化【町障害者基本計画】 福祉巡回バスの継続運行【町障害者基本計画】 要介護者への福祉タクシー助成事業等の実施【高齢者保健福祉計画】

住民意向	都市づくりの基本的課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の町への愛着度は高い ・ 豊かな自然が町の魅力 ・ まちづくりの特色として「人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち」「快適で安全・安心な住環境の整備を優先する快適住環境のまち」への要望が強い ・ 少子高齢化の進展 	<p>■豊かな自然環境に恵まれた快適な住環境の形成と産業振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 快適な住環境形成 ・ 産業の振興 ・ 将来の人口減少や少子高齢化への対応 ・ 豊かな自然が町の魅力 ・ 共働のまちづくり
<p>〈地区ごとの将来像〉町民まちづくり検討会より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宇美八幡宮や四王寺を生かし、人と人とがつながり、心と地区経済が豊かにぎわいのある地区（宇美） ・ 緑と水豊かな元気なまち ～老いも若きもいきいき伸びるひがしの里～（宇美東） ・ 原田っ子が「誇り」と「愛着」を持てる地区づくり ～豊かな人づくり、お隣さんづくり、顔と声を広げる運動の推進～（原田） ・ むこう 100 軒両隣り手と手を取りあい自然と街が交わる桜原校区（桜原） ・ 井野山・井野川の自然と共生し、安全・安心に生活できる 街づくり！！「スローライフ INO」（井野） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 町の中心としての機能を持つ JR 宇美駅周辺の駐車場などの環境整備、商業施設の充実 ・ 交通量の多い県道 60 号・35 号の沿道への商業的施設の誘導 	<p>■中心地の都市機能充実など地区ポテンシャルを活かした土地利用の誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心地となる JR 宇美駅周辺市街地の都市機能の充実 ・ 土地利用の適正な誘導（大規模集客施設※の中心地への配置、その他の区域での立地規制。県道沿道への商業施設の立地誘導、用途地域未指定箇所の指定検討など） <p>※立地の影響が町の範囲内に留まる程度（原則床面積 3,000㎡から 10,000㎡）の商業施設、映画館等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要幹線道路の整備が強く求められる ・ 新たに整備される道路での安全な横断環境の構築 ・ 道路花壇づくり <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通の利便性向上が強く求められる（特に宇美東・原田・桜原・井野小学校区） ・ 福祉巡回バスの利便性確保 	<p>■広域道路網の構築と公共交通の利便性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要幹線道路（都市計画道路）の整備推進 ・ 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の促進 ・ 道路のバリアフリー化の推進 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉巡回バスなどの公共交通の利便性の向上

	現況	上位・関連計画での位置づけ
都市施設	[公園・緑地] ・ 計画された公園は全て整備済み	・ 公園のバリアフリー化【町障害者基本計画】
	[河川・上下水道] ・ 町内の山地を源とした宇美川や井野川が市街地を貫流 ・ 上水道の普及率は96%。山間部に水源保護地域が指定 ・ 下水道は都市計画決定区域のうち72%が整備済み	
	[公共公益施設等] ・ 用途地域内に主要な施設が集積	・ 公共施設や公共性の高い民間建築物のバリアフリー化【町次世代育成支援対策行動計画・町障害者基本計画】 ・ 特定建築物の耐震化促進【町耐震改修促進計画】 ・ 庁舎の建替え検討
景観形成・自然環境	・ 三郡山や宇美川など、豊かな自然を身近に感じる	・ 緑の自然軸、水と緑のネットワーク【県都市計画基本方針】 ・ 水源保護地域【町水道水源保護条例】
住環境	・ 用途地域内の住宅・商業・工業・公益施設用地のうち、住宅用地は約6割	・ 旧炭鉱住宅等の密集した住宅地における居住環境の改善【県区域マス】 ・ 生活道路における通過車両の進入や速度抑制等【町次世代育成支援対策行動計画】 ・ 町営住宅の建替えや修繕【町営住宅長寿命化計画】 ・ 住宅の耐震化促進【町耐震改修促進計画】
その他	・ 宇美八幡宮や大野城跡などの歴史・文化資源を有す ・ 主な観光資源は宇美八幡宮、四王寺県民の森、一本松公園（昭和の森）、三郡山で、観光客数は年間約90万人※（大半が県内・日帰り利用者）	

【県区域マス】: 宇美都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

※福岡県観光入込客推計調査

住民意向	都市づくりの基本的課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の森、一本松公園（昭和の森）の有効活用 ・ 子どもの遊び場の確保 	<p>■公園の適正配置と既存公園の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の森や一本松公園などの大規模な公園の有効活用 ・ 公園の適正配置・バリアフリー化
<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇美川、井野川、内野川の保全 ・ 市街地の冠水や土砂崩れなどの自然災害への対応 ・ 上下水道の整備推進 	<p>■上下水道の計画的整備推進と河川の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の保全 ・ 自然災害対策 ・ 上下水道の整備推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の避難施設の確保 ・ 救急・夜間・休日医療体制の確保 	<p>■生活サービス施設の利便性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設や公共性の高い民間建築物のバリアフリー化 ・ 特定建築物の耐震化促進 ・ 庁舎の建替え検討 ・ 災害時の避難施設の確保 ・ 救急・夜間・休日医療体制の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊かな自然が町の魅力【再掲】 ・ 登山者が急増している井野山林道の整備 ・ 休耕田や耕作放棄地、荒廃林対策、田園景観の整備 ・ 農業や自然体験の場の確保 ・ 景観面の規制と保全 	<p>■豊かな自然的環境の保全と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境や田園などの保全・活用 ・ 農業や自然体験の場の確保 ・ 景観面の規制と保全
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定住意向が強い傾向 ・ 防犯対策、生活道路、防災対策といった身近な生活環境の改善が強く求められる ・ 買い物の利便性は地域により異なる ・ 町営住宅や一般住宅の老朽化対策や空家対策 ・ 子どもからお年寄りまで気軽に集える場所の確保やくつろげる場の整備 ・ 公民館の有効活用 ・ 同時期に供給された住宅地での居住者の年齢に偏り ・ 独居老人への対策 ・ 子ども達が誇りと愛着を持てる地区づくり 	<p>■快適に安心して暮らせる住環境の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な生活環境の維持・改善 ・ 旧炭鉱住宅などの密集住宅地の居住環境改善 ・ 町営住宅の老朽化対策 ・ 一般住宅の耐震化促進や空家対策 ・ コミュニティ活動を支える空間の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史・文化資源が豊富 ・ 旧炭鉱地に古い施設が現存 ・ 観光案内施設や周遊ルートの整備などによる地区資源の有効活用 	<p>■地域資源を活かした魅力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史・文化資源の保全及び有効活用

5 都市づくりの理念及び基本方針

5.1 都市づくりの理念（将来像）

本町は、戦後のエネルギー革命以降、福岡市の発展とともに、土地区画整理事業や住宅地開発などが実施され、居住都市としての性格を有する都市として発展してきました。

町の市街地は、三郡山などの山々が取り囲み、これらを源とする宇美川や井野川が流れ、豊かな自然を身近に感じることができます。また、宇美八幡宮や大野城跡など歴史・文化資源も豊富に残っており、こうした豊かな自然や歴史・文化資源を有効に活用し、さらに魅力ある住環境を形成していくことが望まれます。

町内での移動は自動車を中心となっているものの、都市の骨格を形成し周辺市町を結ぶ幹線道路網整備は完了しておらず、周辺市町や町内地域間の交流促進のため、一層の整備推進が必要となっています。

本町は、「町民等¹と行政は、暮らしやすい町を築いていくためにパートナーシップを確立し、それぞれの責務と役割を認識しあい、認め合い、尊重しあい、対等な立場で、共に考え、共に協力し、共に行動していくまちづくりの実現を目指す」“共働”のまちづくりを推進しています。

また、今後は、これまでに整備してきた都市基盤が更新時期をむかえ、財政状況も厳しくなることが予測されます。そのため、これまで以上に新たな公共投資を行うことは困難になり、選択と集中による取り組みが必要となります。

以上を踏まえ、これまでに形成されてきた市街地の魅力を高める取り組みを重点的・集中的に行うことを基本に、「過去から継承してきた豊かな自然や歴史・文化を未来へとつなげ」、「交通網の構築によって周辺市町や地域間をつなぎ」、「ひととひとをつなぐ共働の都市づくりを推進し」、住みたい・住み続けたいと思える『豊かな自然と快適な住環境を地域力ではぐくむまち 宇美』を実現していきます。

都市づくりの理念(将来像)

「過去から未来」「まち」「ひと」がつながる

豊かな自然と快適な住環境を地域力ではぐくむまち 宇美

¹ 町民等：町民、町民活動団体、企業（宇美町共働のまちづくり推進のための指針）

5.2 都市づくりの基本方針

基本方針1 『過去から未来へつなげる都市づくり』

先人たちから引き継がれてきた、自然的環境、歴史・文化、土地を保全するとともに、魅力を高めて未来へつなぐ都市づくりを推進します。

(1) 自然的環境の保全・活用

市街地を取り囲む三郡山などの山々や宇美川などの豊かな自然は、本町の魅力を形成するほか、生態系保護、水源涵養、土砂災害防止などの多面的な機能を有しているため、今後も積極的に保全していきます。また、これらの自然や田園などを、自然・農業体験やレクリエーションなどの交流空間として活用します。

(2) 歴史・文化資源の保全・活用

宇美八幡宮、大野城跡及び光正寺古墳などの歴史・文化資源を積極的に保全・活用します。特に、多くの人を訪れる宇美八幡宮周辺については、歴史的景観に配慮した環境整備の推進により、町民の誇りとなる空間を形成するとともに、来訪者が快適に過ごせる空間形成に努めます。また、国指定特別史跡である大野城跡については、国、県及び関係自治体と連携しながら歴史的景観に配慮した環境整備を推進します。さらに、本町の近代史といえる炭鉱関連の産業遺産の掘り起しを行い、保全・活用に向けた検討を行います。

(3) メリハリある土地利用の実現

誰もが快適に生活・生産活動などが行えるよう、適正な用途地域への見直しや指定などにより、メリハリのある土地利用の実現にむけて取り組みます。特に、事業中の都市計画道路志免宇美線や粕屋宇美線沿道については、幹線道路沿道のポテンシャルを活かした適正な土地利用を誘導します。また、原田地域の住宅地など都市的土地利用がなされる用途地域未指定箇所についても、地域特性に応じて適正な土地利用を誘導します。

基本方針2 『“まち”と“まち”、“地域”と“地域”がつながる都市づくり』

幹線道路網の整備推進、町内の快適移動環境の構築により、まちとまち、地域と地域がつながる都市づくりを推進します。

(1) 幹線道路網の整備推進

周辺市町や町内各地域間の円滑な移動、町民の利便性向上、災害時における物資などの円滑な輸送ルートを確保するため、本町の骨格となる、都市計画道路粕屋宇美線(主要地方道筑紫野古賀線(35号))や都市計画道路志免宇美線などの幹線道路の整備を促進します。

(2) 町内の快適移動環境の構築

町内のどこからでも誰もが快適に移動できる環境整備を推進します。特に、鉄道・路線バス・福祉巡回バス(ハピネス号)などの地域公共交通の利便性を高めるとともに、交通結節点となる JR 宇美駅から周囲の役場などの主要施設を結ぶ経路のバリアフリー化を推進します。

基本方針3 『“ひと”と“ひと”がつながる都市づくり』

中心市街地の機能充実による住民の交流、良好な住環境の形成による地域住民のコミュニティの強化、地域資源を活用した観光振興による観光客との交流、共働の都市づくりを通じた交流により、ひととひとがつながる都市づくりを推進します。

(1) 中心市街地の機能充実

本町の中心地である JR 宇美駅周辺については、町の顔づくりと生活サービスの充実を重点的に推進します。JR 宇美駅周辺は、路線バスの各系統の経由地であり、現状でも役場や大規模商業施設をはじめ、宇美八幡宮などの歴史・文化施設などがコンパクトに集まっているため、これらを活かして環境整備を推進し、利便性の高い、歩いて生活できる、魅力ある中心地を形成します。

(2) 良好な住環境の形成

住宅地開発や土地区画整理事業によって形成された良好な住環境を機能維持するとともに、既成市街地における住環境の改善を重点的に実施します。特に、子供の遊び場や、安全に歩ける生活道路の整備・改善、地域住民の交流の場の形成など、身近な生活環境の向上にむけた取り組みを推進します。また、旧炭鉱住宅などの密集住宅地の居住環境の改善や老朽化が進む昭和町町営住宅の建替えなどを実施し、町民が安全で快適に生活できる良好な住環境を形成します。

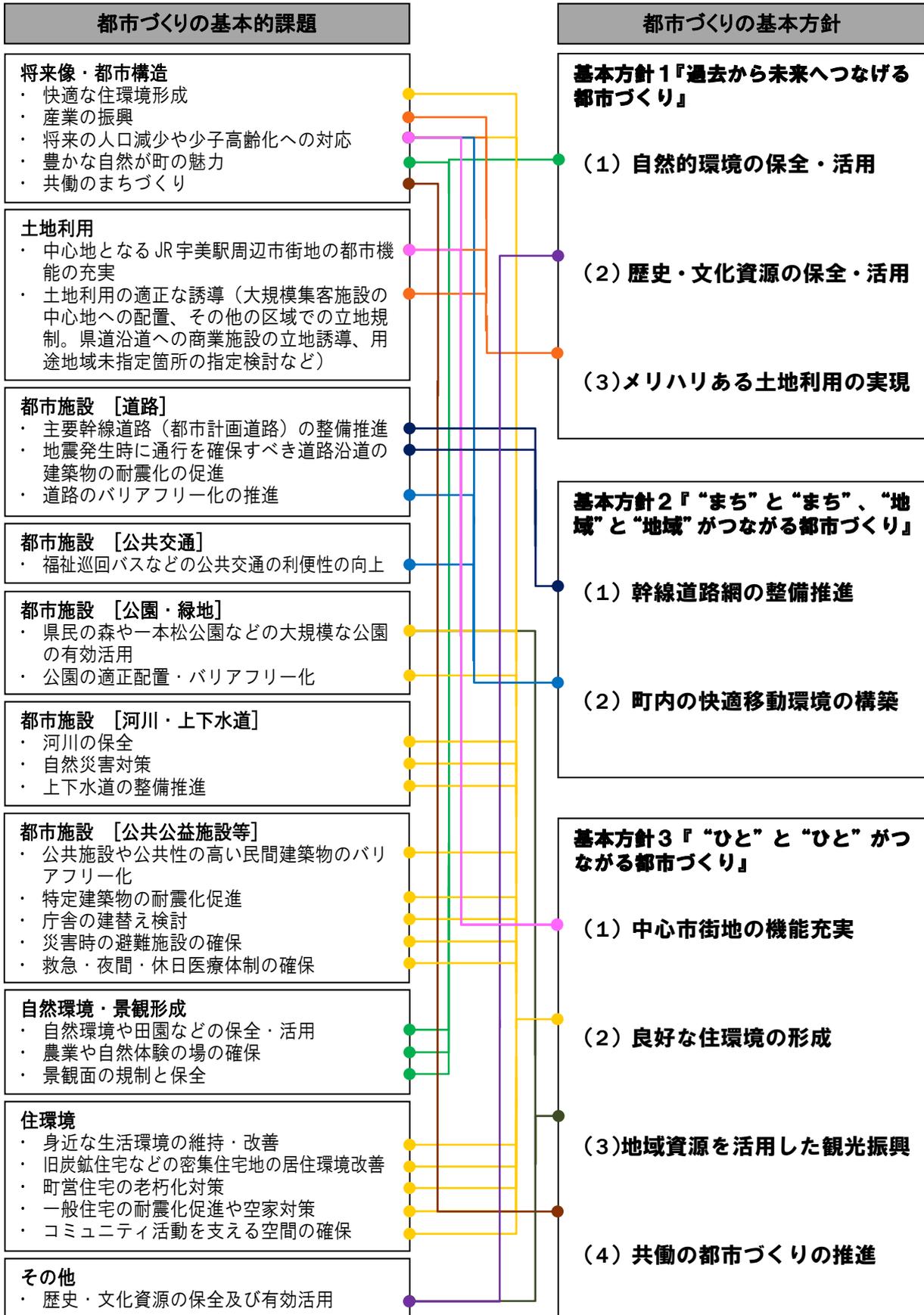
(3) 地域資源を活用した観光振興

豊かな自然的環境や歴史・文化資源をはじめ、一本松公園(昭和の森)などの地域資源を住民や観光客との交流に寄与する観光資源として有効に活用します。

(4) 共働の都市づくりの推進

都市づくりの理念に掲げた「豊かな自然と快適な住環境を地域力ではぐくむまち 宇美」の実現にむけて、町民等・行政それぞれが取り組む共働の都市づくりを推進します。

【参考】「都市づくりの基本的課題」と「都市づくりの基本方針」の関係



6 全体構想

6.1 将来都市構造

都市づくりの理念(将来像)『**豊かな自然と快適な住環境を地域力ではぐくむまち 宇美**』の実現にむけた将来都市構造を示します。

本町は、まとまった領域に市街地が形成され、その周囲を田園集落や森林部が取り囲む構造となっているため、これらを「市街地ゾーン」「田園居住ゾーン」「森林ゾーン」に位置づけ、各ゾーン特性に応じた土地利用を形成します。

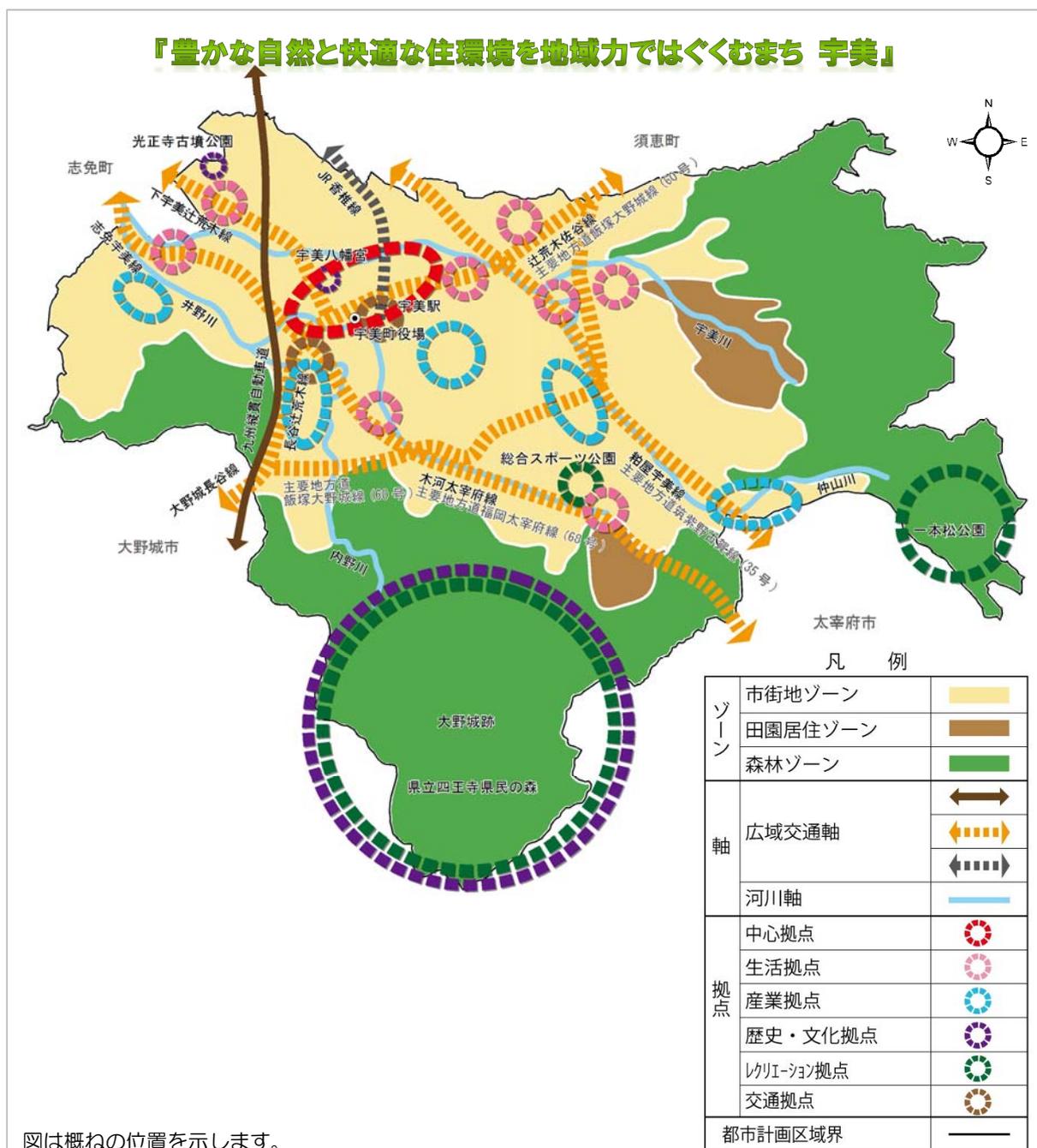
「市街地ゾーン」は、都市的土地利用を中心とした活力に満ちたまとまりのある市街地環境を構築します。JR宇美駅周辺を本町の中心地として「中心拠点」に位置づけ、各地域には地域の生活を支える「生活拠点」を配置します。また、工場や流通業務施設が集積する区域を「産業拠点」に、JR宇美駅や西鉄バス宇美営業所を「交通拠点」に、宇美八幡宮や光正寺古墳公園を「歴史・文化拠点」に、総合スポーツ公園を「レクリエーション拠点」にそれぞれ位置づけ、これら各拠点と他都市を鉄道、九州縦貫自動車道、主要地方道及び都市計画道路長谷辻荒木線で構成される「広域交通軸」で結びます。

「中心拠点」には、役場庁舎、大規模商業施設、中央公民館及び宇美八幡宮などが集積し、路線バスの各系統が経由する交通の要衝ともなっており、本町の中心地としての役割を担っています。そのため、既存施設の機能維持・拡充に加え、さらなる都市機能の集約化を図るとともに、主要施設を結ぶ経路や主要施設のバリアフリー化を推進し、町民や来訪者が歩いて利用できる利便性の高い市街地を構築します。また、身近な公園を整備するなど住環境の改善を行い、利便性が高く誰もが快適に暮らせる住環境を構築します。

「田園居住ゾーン」は、市街地ゾーンと森林ゾーンの緩衝帯として、田園と里山に包まれた良好な集落環境を保全します。

「森林ゾーン」は、歴史・文化資源や豊かな森林を保全するとともにレクリエーションなどの交流空間を構築します。中でも、大野城跡を「歴史・文化拠点」に、県立四王寺県民の森や一本松公園を「レクリエーション拠点」に位置づけ活用を促進します。

宇美川や井野川などを各ゾーンにうるおいをもたらす「河川軸」に位置づけます。



将来都市構造図

ゾーン	市街地ゾーン	活力に満ちたまとまりのある市街地
	田園居住ゾーン	田園と里山に包まれた良好な環境を有する集落
	森林ゾーン	町の特徴ともいえる豊かな森林
軸	広域交通軸	各拠点と他都市を結ぶ広域的な交通の骨格
	河川軸	市街地にうるおいをもたらす河川によって構成される骨格
拠点	中心拠点	町の中心地としての役割を担う拠点
	生活拠点	地域の生活を支える拠点
	産業拠点	工場や流通業務施設が集積する産業の拠点
	歴史・文化拠点	本町の歴史・文化の象徴となる拠点
	レクリエーション拠点	レクリエーション活動の中核となる拠点
	交通拠点	交通の要衝としての拠点

6.2 土地利用に関する方針

6.2.1 市街地ゾーン

① 中心商業地

- ・ 都市計画道路辻荒木佐谷線のJR宇美駅周辺から志免宇美線までの沿道については、大規模商業施設をはじめとする商業・業務・行政施設などの集積を図り、活力ある中心商業地としての適正な土地利用を誘導します。

② 近隣商業・沿道サービス地

- ・ 各生活拠点における近隣住民の生活を支える生活利便施設の立地にむけて、近隣商業・沿道サービス地を設定し、利便性の高い適正な土地利用を誘導します。
- ・ 事業中の都市計画道路志免宇美線沿道や粕屋宇美線沿道については、広域交通軸としてのポテンシャルを活かした適正な土地利用を誘導します。

③ 工業・流通業務地

- ・ 早見工業団地や若草工業団地などの工場や流通業務施設が集積する区域については、工業・流通業務地と設定し、活力ある工場・流通業務施設などの誘致推進による適正な土地利用の誘導や雇用の維持・創出を図るとともに、周辺と調和した操業環境の維持に努めます。
- ・ 本町の産業振興に寄与する工場などの立地を促進するため、適地選定について検討します。

④ 低層住宅地

- ・ 住宅地開発や土地区画整理事業によって形成された一団の住宅地については、良好な住環境を有する低層住宅地としての土地利用を維持します。
- ・ 建ぺい率や容積率については良好な低層の住環境を維持する範囲で、地域住民の意向を踏まえ適宜見直しを行います。

⑤ 中高層住宅地

- ・ 中高層の住宅が立地する区域や低層住宅地に比べて密度の高い住宅地については、良好な住環境を有する中高層住宅地としての土地利用を維持します。

⑥ 一般住宅地

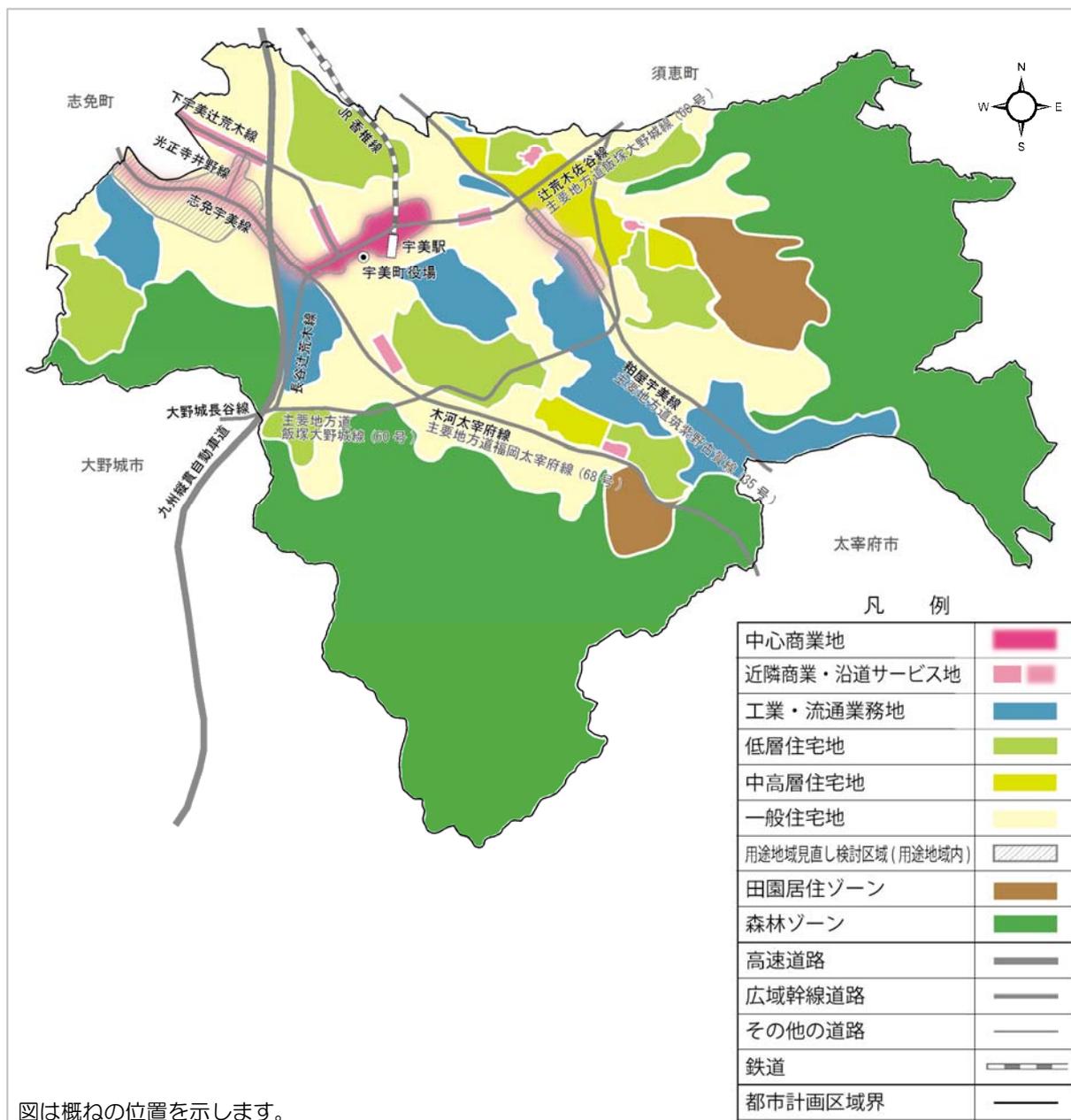
- ・ 市街地ゾーン内の上記を除く市街地については、一般住宅地と位置づけ、住環境と商業・業務施設などとの調和を図ります。特に、JR宇美駅周辺においては、利便性の高い立地特性を活かした良好な住環境の構築に努めます。
- ・ 事業中の都市計画道路志免宇美線が横断する平成地区においては、適正な土地利用を誘導します。
- ・ 原田地域の住宅地など都市的土地利用がなされる用途地域未指定箇所についても、地域特性に応じて適正な土地利用を誘導します。

6.2.2 田園居住ゾーン

- ・ 田園居住ゾーンについては、田園と里山に包まれた良好な田園居住地としての土地利用を維持します。

6.2.3 森林ゾーン

- ・ 生態系保護、水源涵養、土砂災害防止などの多面的な機能を発揮できるよう、今後も積極的に保全し森林地としての土地利用を維持します。



土地利用方針図

6.3 都市施設の整備等に関する方針

6.3.1 道路・交通

(1) 道路ネットワークの形成

① 広域幹線道路

- ・ 本町と他都市、町内各地域間を結び、本町の骨格を形成する都市計画道路粕屋宇美線、(同)下宇美辻荒木線、(同)志免宇美線、(同)木河太宰府線、(同)大野城長谷線、(同)長谷辻荒木線、(同)辻荒木佐谷線及び主要地方道飯塚大野城線については広域交通軸を担う広域幹線道路に位置づけ、都市計画道路粕屋宇美線、(同)志免宇美線の未整備区間の整備を推進します。また、都市計画決定されてから長期間未着手となっている区間については町全体の交通網や交通需要などを把握し整備の方向性を検討します。
- ・ 広域幹線道路ネットワークの構築にむけ、周辺市町の未整備区間については周辺市町や県と連携を図り整備を促進します。

② 都市内幹線道路

- ・ 広域幹線道路を補完し、都市内の移動を支える道路を都市内幹線道路に位置づけ、整備済み区間の維持管理及び未整備区間の整備を推進し、町内の交通ネットワークを構築し、町内交通の利便性と定時性の確保に努めます。

③ 生活道路

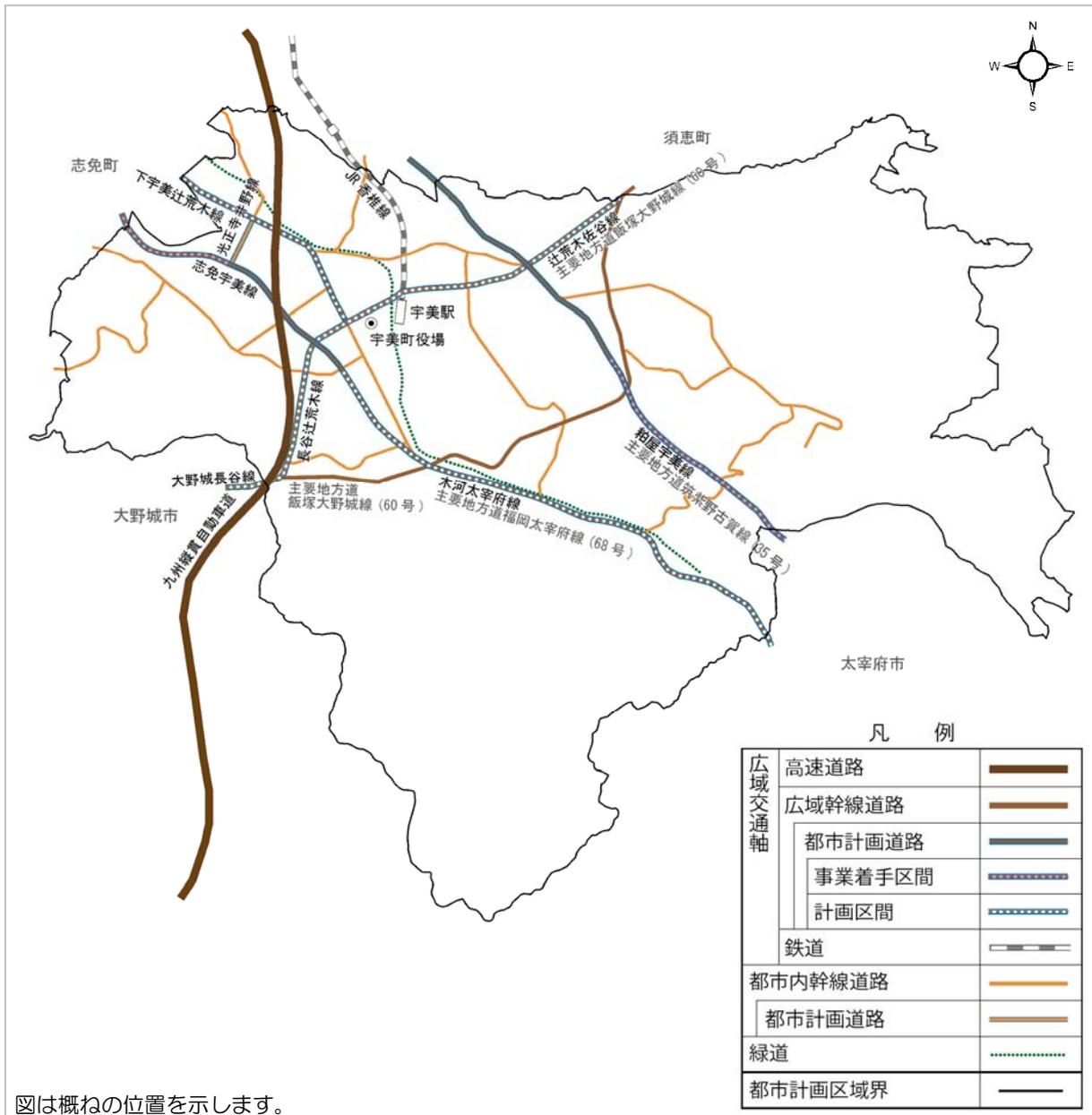
- ・ 生活道路においては、通過車両の進入や速度の抑制などの路面表示、通学路への防犯灯の設置などを、地域の要望に応じて実施し、地域の安全性向上に努めます。

④ 緑道

- ・ 旧国鉄勝田線跡地を利用した、原田橋付近から総合スポーツ公園や光正寺古墳公園を経て志免町を結ぶ全長約 4.6km の緑道は、主に自転車・歩行者道として骨格を形成しています。また、沿道には緑豊かな公園が配置され四季折々のうおいをもたらしています。そのため、適正に維持管理を行い良好な利用環境を維持します。

(2) 地域公共交通ネットワークの形成

- ・ 本町には鉄道や路線バスが運行するほか、路線バスを補完する形で福祉巡回バスを運行していますが、これら鉄道やバスの利便性に対する町民の満足度は低くなっています。また、今後の高齢化社会の進展を見据えると、これら地域公共交通の重要性はますます増加します。そのため、地域の公共交通網の確保にむけ、地域公共交通の今後のあり方について検討します。
- ・ 交通拠点となるJR宇美駅周辺においては、交通結節機能の機能充実を図り地域公共交通の乗継利便性の向上に努めます。



都市施設整備方針図(道路)



6.3.2 公園・緑地

- ・公園・緑地は、町民生活に安らぎやうるおいをもたらす都市環境の向上に資する施設であることから、今後とも既存施設の適切な維持管理を行います。また、子どもから高齢者・障がい者をはじめ誰もが快適に利用できるように、バリアフリー化を推進します。
- ・レクリエーション拠点である県立四王寺県民の森、一本松公園及び総合スポーツ公園並びに歴史・文化拠点である大野城跡及び光正寺古墳公園については、余暇の充実や交流の拡大にむけさらなる機能の拡充を図ります。
- ・JR 宇美駅周辺などでの良好な環境の形成にむけ、緑の基本計画¹を策定し、公園や緑地の適正配置を検討します。



総合スポーツ公園

6.3.3 その他の都市施設

- ・町民に安全で良質な水を安定的に供給するため、上水道の老朽化した施設や配管の更新を計画的に推進するとともに、事業認可区域における未整備区域の整備を推進します。
- ・衛生的な住環境の保全に加え、河川の水質保全のためにも公共下水道の既存施設の維持管理や未整備区域の整備を推進します。
- ・資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみを志免町と共同で処理する「宇美志免リサイクルセンター」や「一般廃棄物最終処分場」が本町に立地し、可燃ごみを周辺5町で共同処理する「クリーンパークわかすぎ RDF 化施設」が篠栗町に立地しています。これら各施設を適正に維持管理するとともに、町民へのごみ減量にむけた取り組みを周知し、資源循環型社会の実現を目指します。



宇美志免リサイクルセンター

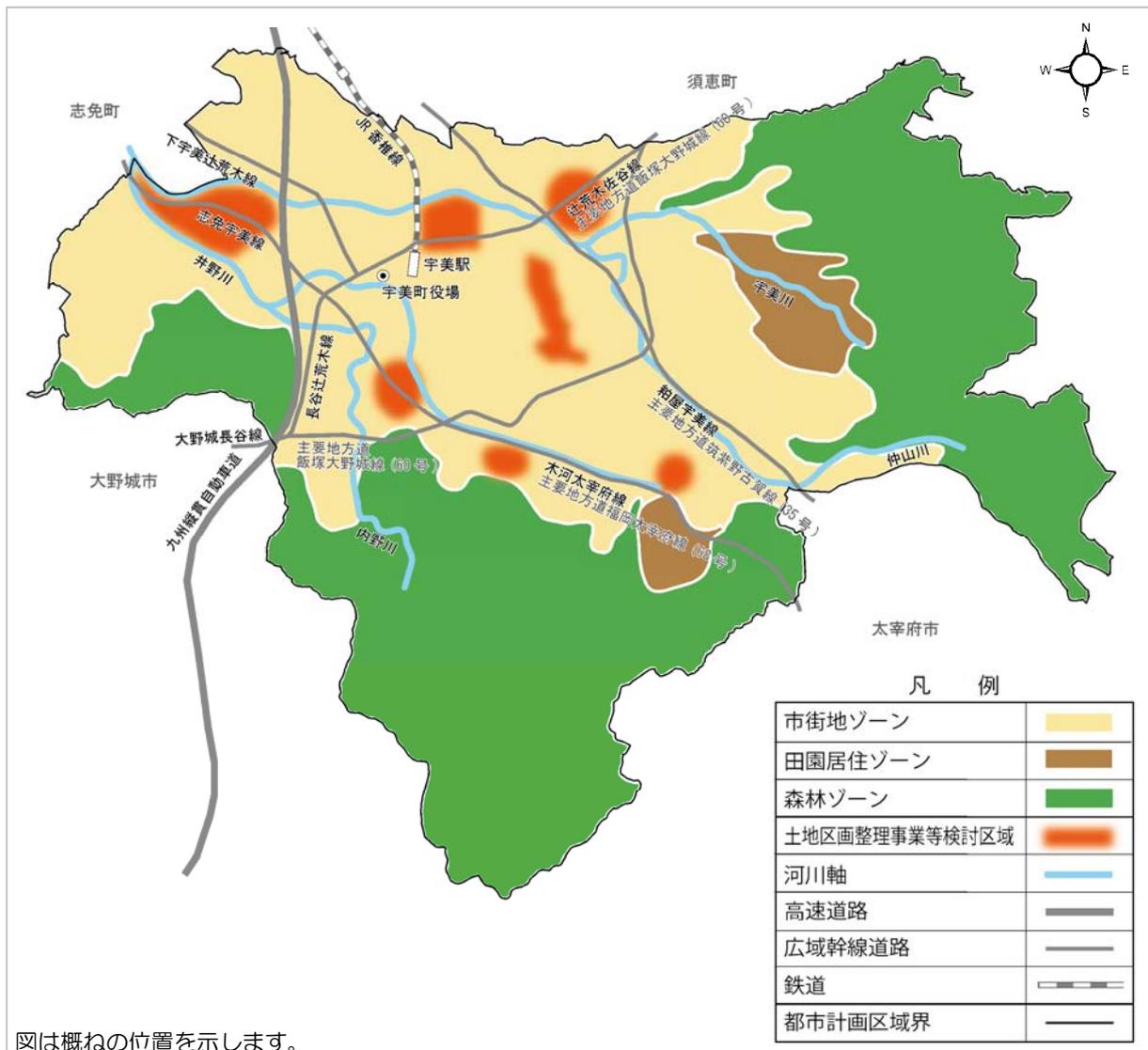


一般廃棄物最終処分場

¹ 緑の基本計画：市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める都市緑地法に基づく基本計画。

6.4 市街地開発事業等に関する方針

- ・ JR 宇美駅の東側については、駅に近接する立地ポテンシャルを活かした中心拠点にふさわしい市街地の形成にむけ、土地区画整理事業などの導入を検討します。
- ・ 平成地区については、都市計画道路志免宇美線の整備に合わせた良好な沿道街区形成と後背地の良好な市街地環境の構築にむけ、土地区画整理事業などの導入を検討します。当区域の西側は浸水想定区域となっており、河川改修や調整池整備などの総合的な浸水対策を推進するとともに、嵩上げなどの対策についても検討します。
- ・ 旧炭鉱住宅などの密集住宅地においては、住環境の改善にむけ、住民の理解を得ながら土地区画整理事業や地区計画などの導入にむけた検討を行います。



市街地開発事業等に関する方針図

6.5 自然的環境の保全等に関する方針

(1) 田園居住ゾーン

- ・ 田園居住ゾーンについては、田園と里山に包まれた良好な集落環境を保全するため、環境の悪化を招く建築物の立地抑制にむけて検討します。
- ・ また、県や田畑所有者と協力しながら農業体験を実施し、交流空間として活用します。

(2) 森林ゾーン

- ・ 本町の魅力ともいえる豊かな森林は、生態系保護、水源涵養、土砂災害防止などの多面的な機能を発揮できるよう、自然公園や保安林などの指定により、今後も積極的に保全するとともに、自然体験やレクリエーションなどの交流空間として活用します。
- ・ 水道水源の保護を目的に、町条例による既存の水源保護地域の指定を継続します。

(3) 河川軸

- ・ 本町の骨格を形成する河川については、河川改修による市街地への浸水抑制や、多自然川づくりによる整備を促進し、町民にうるおいをもたらす、多様な生物が生息できる環境を構築します。

6.6 都市景観の形成に関する方針

- ・ 本町における良好な景観を形成するため、地区計画や福岡県が定める屋外広告物条例を活用するとともに、必要に応じて既存制度の見直しや景観計画の策定などにより良好な景観の形成にむけて取り組みます。
- ・ 各施設の適正な維持管理や、町民等との共働による清掃活動を推進し、清潔でこちよい都市景観を形成します。

(1) JR宇美駅周辺における方針

- ・ JR宇美駅周辺においては、町の玄関口としての魅力を高めるため、良好な景観形成にむけて取り組みます。

(2) 幹線道路沿道や河川沿いにおける方針

- ・ 多くの人が行き来する広域幹線道路の沿道や河川については、都市の景観的魅力向上やうるおいをもたらす町の骨格として、良好な景観形成にむけて取り組みます。

(3) 歴史・文化的景観に関する方針

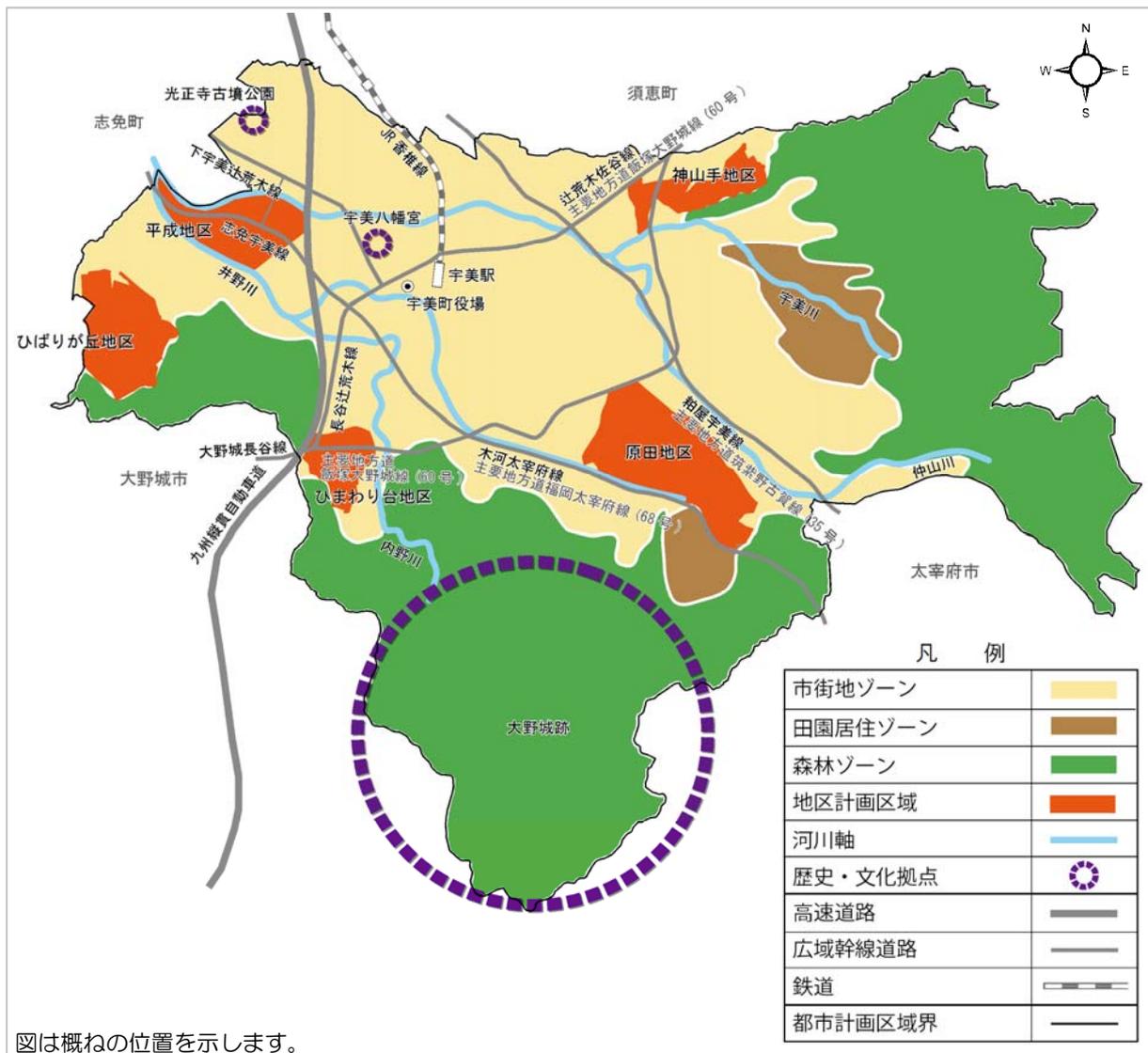
- ・ 歴史・文化拠点である宇美八幡宮、大野城跡及び光正寺古墳公園の歴史・文化資源を積極的に保全・活用します。
- ・ 特に、多くの人を訪れる宇美八幡宮周辺については、歴史的景観に配慮した環境整備の推進により、町民の誇りとなる空間を形成するとともに、来訪者が快適に過ごせる空間形成に努めます。

また、国指定特別史跡である大野城跡については、国、県及び関係自治体と連携しながら歴史的景観に配慮した環境整備を推進します。

- ・ 本町の近代史といえる炭鉱関連の産業遺産の掘り起しを行い、保全・活用にむけた検討を行います。

(4) 住宅地における方針

- ・ ひまわり台地区(貴船三丁目の一部、五丁目)、原田地区、ひばりが丘地区、神の手地区については、地区計画によって建物の意匠などの制限を行っているため、引き続き当制度を活用し良好な景観の形成にむけて取り組みます。
- ・ その他の住宅地においても、地区計画を新たに指定するなど、住民の意向を確認しながら良好な景観形成にむけた取り組みを検討します。
- ・ 平成地区については都市計画道路志免宇美線の整備による土地利用の見直しにあわせて適正な景観誘導を行います。



図は概ねの位置を示します。

自然的環境の保全及び都市景観形成方針図

6.7 安全で安心して暮らせる都市づくりに関する方針

(1) 災害に強い都市づくり

- ・ 特定建築物や住宅の耐震化を促進します。特に、地震発生時に通行を確保すべき道路(主要地方道筑紫野古賀線、主要地方道飯塚大野城線、主要地方道福岡太宰府線、町道柳原～大名坂線、町道宇美～林崎線)沿道の特定建築物や住宅については重点的に耐震化を促進します。
- ・ 老朽化が進む役場庁舎については建替えや現庁舎の耐震化にむけた検討を行い、安全な利用環境を構築します。
- ・ 小・中学校施設については、建物調査を実施し、必要に応じて補修などを実施し、安全で快適に利用できる教育環境を構築します。
- ・ 旧炭鉱住宅などの密集住宅地においては、住民の理解を得ながら土地区画整理事業や地区計画などの導入にむけた検討を行います。また、老朽化が進む昭和町町営住宅については建替えなどを実施し、安全な住環境の構築にむけて取り組みます。
- ・ 市街地の浸水を軽減するため、調整池の整備、宇美川や井野川での対策など、県と連携した総合的な治水対策を推進します。
- ・ 災害による被害をできるだけ最小限にとどめるため、ハザードマップによる情報提供、防災無線の活用、学校における防災教育、自主防災組織の充実、避難体制の強化など、ソフト施策を積極的に推進します。



宇美東小学校校舎の耐震補強の様子



消防団活動の様子

(2) 歩いて安心して暮らせる都市づくり

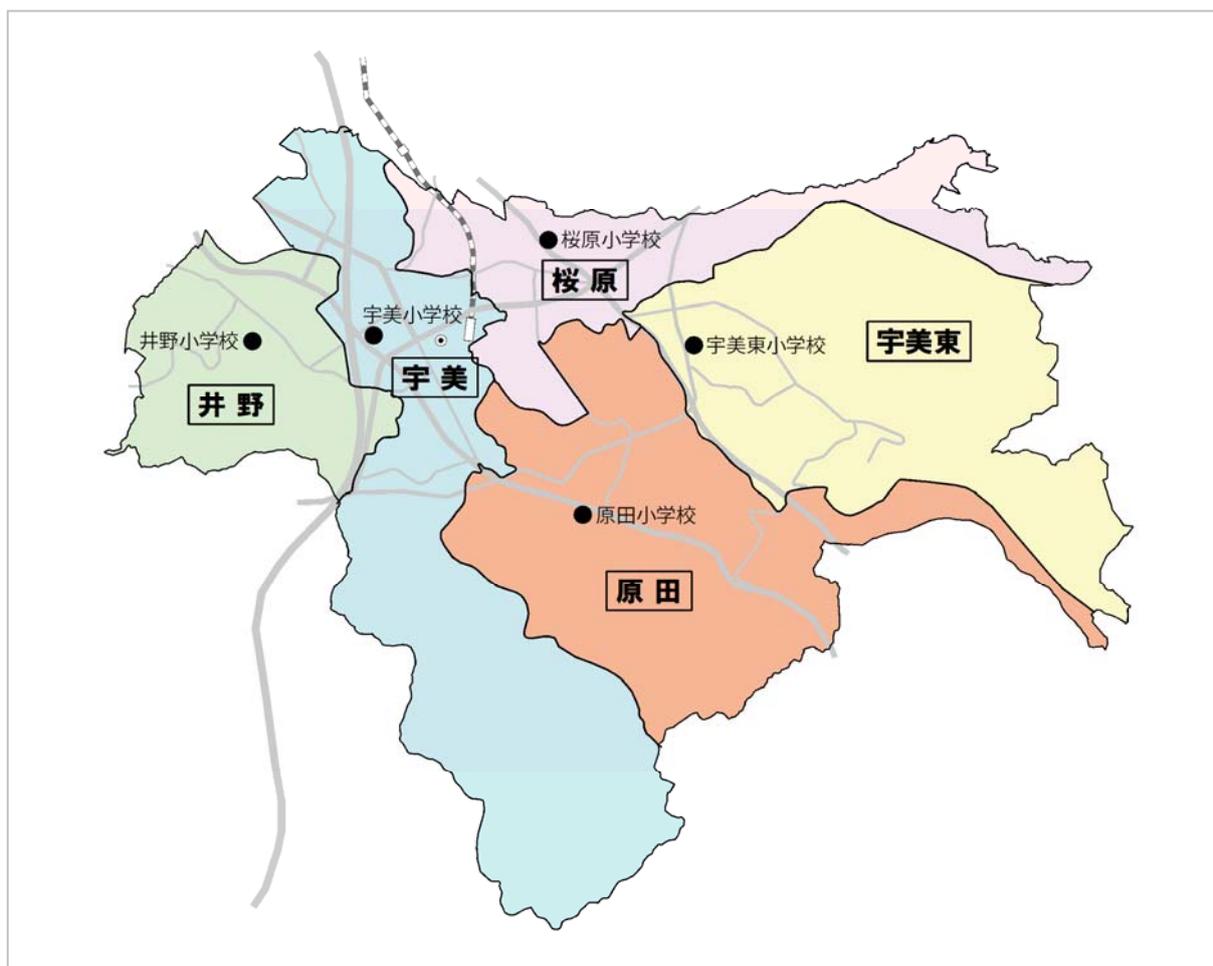
- ・ 「中心拠点」には、役場庁舎、大規模商業施設、中央公民館及び宇美八幡宮などが集積し、路線バスの各系統が経由する交通の要衝ともなっており、本町の中心地としての役割を担っています。そのため、既存施設の機能維持・拡充に加え、さらなる都市機能の集約化を図るとともに、主要施設を結ぶ経路や主要施設のバリアフリー化を推進し、町民や来訪者が歩いて利用できる利便性の高い市街地を構築します。
- ・ 生活空間における通過交通の流入抑制や歩道のない道路空間における歩行者空間の明示など、安全に歩くことができる道路空間を構築します。
- ・ 施設整備にあたっては、高齢者、子ども、障がい者をはじめ誰もが利用しやすくなるようにユニバーサルデザインに配慮した整備を推進します。
- ・ 各地域において日常的な買い物などが歩いてできるように、生活拠点へは日常的な生活の利便性を高める生活利便施設の立地を誘導します。

7 地域別構想

7.1 全体構想から地域別構想への展開

全体構想においては、本町の都市計画区域全体の都市づくりの構想を示しましたが、地域別構想においては、地域ごとにより具体的な内容を示します。

本町では小学校区を範囲とする地域コミュニティが推進されていることから、5つの小学校区ごとに地域別構想を示します。



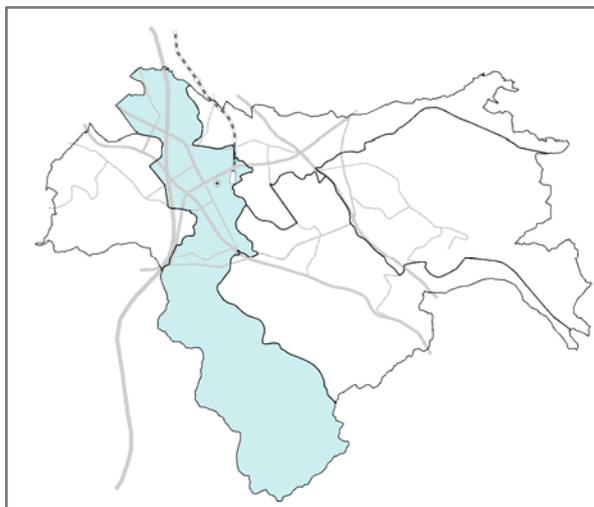
地域区分図

7.2 宇美地域

7.2.1 概況

- ・ 宇美地域は、都市計画区域の最北端から最南端まで縦に長い、人口約9千人の地域です。
- ・ 地域内には、町内唯一の鉄道駅の JR 宇美駅、主要地方道飯塚大野城線及び福岡太宰府線が通るほか、役場庁舎、大規模商業施設、宇美八幡宮をはじめ多様な施設が集積し、町の中心市街地としての機能を有しています。
- ・ また、南部には大野城跡を有する豊かな森林が広がっています。
- ・ 転出入者数や人口の増加が町内で最も多く、年少人口割合も高くなっています。

■位置図



■人口の動向

	宇美地域			町全体		
	H17	H22	増加率	H17	H22	増加率
人口	8,591人	9,034人	4.9%	37,846人	37,903人	0.2%
～14歳	16.9%	18.3%	1.4%	15.0%	15.1%	0.2%
15～64歳	65.1%	62.3%	-2.8%	69.2%	66.6%	-2.6%
65歳～	18.0%	19.4%	1.4%	15.9%	18.2%	2.4%
自然増減	-	-	2.4%	-	-	0.7%
社会増減	-	-	1.3%	-	-	-1.0%

■主要な施設

名称
宇美町役場
宇美交番
健康福祉センター（うみハピネス）
こども療育センター（すくすく）
老人福祉センター（くすの杜）
歴史民俗資料館
光正寺古墳
宇美八幡宮
貴船保育園
宇美小学校
宇美中学校
弓道場
武道館
西鉄バス宇美営業所
JR宇美駅
宇美バス停（高速バス）
県立四王寺県民の森センター

■土地利用面積割合

	区分	宇美地域	町全体
都市的 土地 利用	住宅用地	12.4%	14.5%
	商業用地	1.8%	1.3%
	工業用地	2.6%	6.9%
	公益施設用地	2.4%	3.1%
	公共空地	0.7%	1.1%
	道路・交通施設用地	7.6%	8.0%
	その他の空地等	1.7%	1.6%
	計	29.1%	36.5%
自然 的 土地 利用	田・畑	5.0%	6.1%
	山林	57.2%	47.0%
	水面	2.9%	2.2%
	その他の自然地	5.8%	8.2%
	計	70.9%	63.5%

※都市計画区域内のみ

7.2.2 都市づくりの主要課題

(1) 土地利用に関する課題

① 中心市街地の機能充実

JR 宇美駅周辺においては、交通利便性や各種施設の集積を活かし、各種施設のさらなる充実や移動しやすい道路網の構築など、**中心市街地としての機能充実**が必要です。

② 土地利用の適正な誘導

快適に住み続けられる利便性の高い生活環境や産業振興の実現などにむけた適正な土地利用誘導が必要です。

(2) 都市施設に関する課題

① 道路網の構築と公共交通の利便性向上

日常のみならず災害時でも円滑に移動できる道路網や、地域の公共交通網の充実を図る必要があります。

② 公園の適正配置と既存公園の活用

身近に利用できる公園の配置や既存公園のバリアフリー化などの機能充実が必要です。

③ その他都市施設

宇美川や井野川などの保全や**上下水道の整備推進**、生活サービス施設の利便性向上に向けた取り組みが必要です。

(3) 自然環境・景観形成に関する課題

県立四王寺県民の森を含む森林の保全・活用、景観面の規制と保全にむけた取り組みが必要です。また、来訪者の多い**宇美八幡宮周辺での歴史的景観に配慮した景観整備**が必要です。

(4) 住環境に関する課題

増加する人口の受け皿ともなる身近な生活環境の維持・改善や、**旧炭鉱住宅などの居住環境の改善**、一般住宅の耐震化促進など快適に安心して暮らせる住環境の形成にむけた取り組みが必要です。

(5) その他の課題

宇美八幡宮や大野城跡などの歴史的資源の保全やこれらを含む**地域資源の都市づくりへの活用**が必要です。

7.2.3 都市づくり構想

(1) 都市づくりの目標

歴史・文化を感じる 住み良い 賑わいある 宇美地域

(2) 都市づくり構想

① 宇美町の中心地にふさわしい魅力ある拠点づくり

JR 宇美駅周辺は、交通の利便性が高く、商業・業務施設、公共施設などが集積する本町の中心市街地としての機能を有しています。そのため、**今後も多様な施設の集約化を図るとともに、主要施設を結ぶ経路のバリアフリー化や景観づくり、目的に見合った使いやすい駐車場の確保を推進し、利便性が高く快適に利用できる活力ある環境を構築します。**また、JR 宇美駅の東側については、駅に近接する立地特性を活かし、**中心地としての市街地形成にむけて土地区画整理事業などの導入について検討します。**

② 快適に暮らせる都市づくり

土地区画整理事業によって整備されたひまわり台地区(貴船三丁目の一部、五丁目)の良好な住環境の保全、主要地方道福岡太宰府線沿道への近隣住民の日常生活を支える生活利便施設の立地誘導、用途地域未指定箇所への指定などを推進しメリハリのある土地利用を実現します。また、生活道路の安全性向上、公園の適正配置、既存公園の機能充実、**上下水道の整備推進**など、**快適に暮らせる都市づくり**を推進します。

③ 安全で安心して暮らせる都市づくり

地震発生時などにおける被害抑制や円滑な避難活動が行える環境を構築するため、老朽化の進む民間の特定建築物や住宅、通行を確保すべき道路※沿道の建築物の耐震化を促進します。また、土砂災害などの対策や土砂災害警戒区域などのハザードマップによる周知、避難体制などの構築を推進します。

また、**旧炭鉱住宅は住宅が密集し災害発生時に被害が拡大する可能性があるため、市街地整備などによる環境改善**について検討します。

※主要地方道飯塚大野城線(旧道)、主要地方道福岡太宰府線、町道柳原～大名坂線、町道宇美～林崎線

④ 移動しやすい都市づくり

道路や地域公共交通によってネットワークされた移動しやすい都市づくりを推進します。特に、**都市計画道路志免宇美線及び木河太宰府線の整備を推進**するとともに、JR 宇美駅周辺における**交通結節機能の向上**、旧国鉄勝田線跡地に整備された**緑道の利用環境の向上**に努めます。

また、**長期未着手となっている都市計画道路については整備の方向性について検討**します。

・本文中のゴシック体(太文字)は、地域で特記すべき内容の項目を示します。
 ・アンダーライン部は、地域の重点的な取り組みとして意見のあった項目(第4回まちづくり検討会より)を示します。

⑤ 活力のある都市づくり

事業中の都市計画道路志免宇美線沿道については、ポテンシャルを活かした適正な土地利用を誘導します。また、貴船の工場集積地では周辺と調和した操業環境を維持します。併せて、本町の産業振興に寄与する利用可能な土地の選定を検討します。

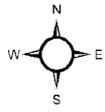
⑥ うるおいのある都市づくり

宇美八幡宮や大野城跡などの地域資源の都市づくりへの活用、豊かな森林や河川の保全、道路や河川空間での景観形成などにより、うるおいのある都市づくりを推進します。特に、宇美八幡宮周辺においては歴史的景観に配慮した環境整備や周遊ルートの整備を推進し、町民の誇りとなる空間を形成するとともに、来訪者が快適に過ごせる空間形成に努めます。また、宇美川や井野川などにおいては多様な生物が生息できる河川環境整備を促進します。

・本文中のゴシック体(太文字)は、地域で特記すべき内容の項目を示します。
・アンダーライン部は、地域の重点的な取り組みとして意見のあった項目(第4回まちづくり検討会より)を示します。

都市づくりの目標

歴史・文化を感じる 住み良い 賑わいある 宇美地域



拠点	中心拠点		広域交通軸	高速道路	
	生活拠点			広域幹線道路	
	産業拠点			都市計画道路	
	歴史・文化拠点			事業着手区間	
	レジャー・ジョブ拠点			計画区間	
	交通拠点			鉄道	
ゾーン	市街地ゾーン	中心商業地		都市内幹線道路	
	近隣商業・沿道サービス地	工業・流通業務地		都市計画道路	
		低層住宅地		緑道	
		中高層住宅地		河川	
	一般住宅地		土地区画整理事業等検討区域		
	田園居住ゾーン		用途地域見直し検討区域(用途地域内)		
	森林ゾーン		都市計画区域境界		

・図は概ねの位置を示します。
 ・アンダーライン部は、地域の重点的な取り組みとして意見のあった項目(第4回まちづくり検討会より)を示します。

・森林の保全
 ・県立四王寺県民の森の機能向上
 ・大野城跡の歴史的景観に配慮した環境整備

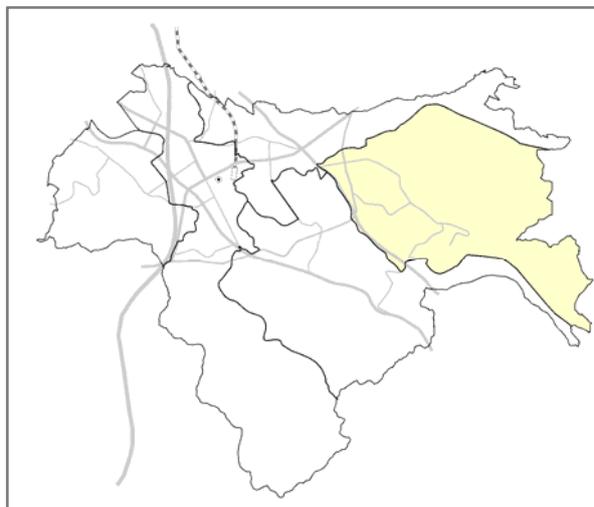
構想図(宇美地域)

7.3 宇美東地域

7.3.1 概況

- ・ 宇美東地域は、町最東部に位置する人口約6千人の地域です。
- ・ 地域内には、主要地方道筑紫野古賀線及び飯塚大野城線が通り、これらに近接して一戸建てと集合住宅で構成される住宅地が形成され、その東側には地域の約6割を占める田園や森林で構成され、自然豊かな地域となっています。
- ・ 高齢者の割合は町の平均的な値ですが、平成17年からの5年間の増加率は町内で最も高くなっています。また、転出者数が転入者数を上回り、転出入により減少する人口の地域人口に占める割合は町内では2番目に高くなっています。

■位置図



■人口の動向

	宇美東地域			町全体		
	H17	H22	増加率	H17	H22	増加率
人口	6,324人	6,293人	-0.5%	37,846人	37,903人	0.2%
～14歳	13.4%	14.7%	1.2%	15.0%	15.1%	0.2%
15～64歳	72.5%	67.0%	-5.6%	69.2%	66.6%	-2.6%
65歳～	14.0%	18.4%	4.3%	15.9%	18.2%	2.4%
自然増減	-	-	1.1%	-	-	0.7%
社会増減	-	-	-2.7%	-	-	-1.0%

■主要な施設

名称
研修所（まなびや・うみ）
柳原保育園
宇美東小学校
原の前スポーツ公園
一本松公園（昭和の森）

■土地利用面積割合

	区分	宇美東地域		町全体	
		宇美東地域	町全体	宇美東地域	町全体
都市的 土地 利用	住宅用地	10.5%	14.5%		
	商業用地	0.3%	1.3%		
	工業用地	3.0%	6.9%		
	公益施設用地	4.5%	3.1%		
	公共空地	0.9%	1.1%		
	道路・交通施設用地	6.5%	8.0%		
	その他の空地等	1.4%	1.6%		
	計	27.0%	36.5%		
自然 的 土地 利用	田・畑	8.3%	6.1%		
	山林	55.7%	47.0%		
	水面	2.5%	2.2%		
	その他の自然地	6.3%	8.2%		
	計	73.0%	63.5%		

※都市計画区域内のみ

7.3.2 都市づくりの主要課題

(1) 土地利用に関する課題

① 土地利用の適正な誘導

快適に住み続けられる利便性の高い生活環境や産業振興の実現などにむけた適正な土地利用誘導が必要です。

(2) 都市施設に関する課題

① 道路網の構築と公共交通の利便性向上

日常のみならず災害時でも円滑に移動できる道路網や、地域の公共交通網の充実を図る必要があります。

② 公園の適正配置と既存公園の活用

身近に利用できる公園の配置や既存公園のバリアフリー化などの機能充実が必要です。

③ その他都市施設

宇美川や仲山川の保全や下水道の整備推進、生活サービス施設の利便性向上に向けた取り組みが必要です。

(3) 自然環境・景観形成に関する課題

一本松公園を含む森林や農地の保全・活用、景観面の規制と保全にむけた取り組みが必要です。

(4) 住環境に関する課題

進行する高齢化に対応した身近な生活環境の維持・改善、一般住宅の耐震化促進など快適に安心して暮らせる住環境の形成にむけた取り組みが必要です。

7.3.3 都市づくり構想

(1) 都市づくりの目標

自然の保全と活用、防災力の向上により、若いも若きも住みやすい・住み続けたいなる里

(2) 都市づくり構想

① 快適に暮らせる都市づくり

住宅地開発によって整備された低層住宅地や中高層住宅地の良好な住環境の保全、主要地方道筑紫野古賀線沿道などの生活拠点への近隣住民の日常的な生活を支える生活利便施設の立地誘導、用途地域未指定箇所への指定などを推進しメリハリのある土地利用を実現します。また、生活道路の安全性向上、公園の適正配置、既存公園の機能充実、下水道の整備推進など、快適に暮らせる都市づくりを推進します。

② 安全で安心して暮らせる都市づくり

地震発生時などにおける被害抑制や円滑な避難活動が行える環境を構築するため、老朽化の進む民間の特定建築物や住宅、通行を確保すべき主要地方道筑紫野古賀線沿道の建築物の耐震化を促進します。また、土砂災害などの対策や土砂災害警戒区域などのハザードマップによる周知、避難体制などの構築を推進します。

③ 移動しやすい都市づくり

道路や地域公共交通によってネットワークされた移動しやすい都市づくりを推進します。特に、都市計画道路粕屋宇美線の整備を推進するとともに、生活の移動を支える地域公共交通の機能を維持します。

④ 活力のある都市づくり

事業中の都市計画道路粕屋宇美線沿道については、ポテンシャルを活かした適正な土地利用を誘導します。また、障子岳南の工場集積地では周辺と調和した操業環境を維持します。併せて、本町の産業振興に寄与する利用可能な土地の選定を検討します。

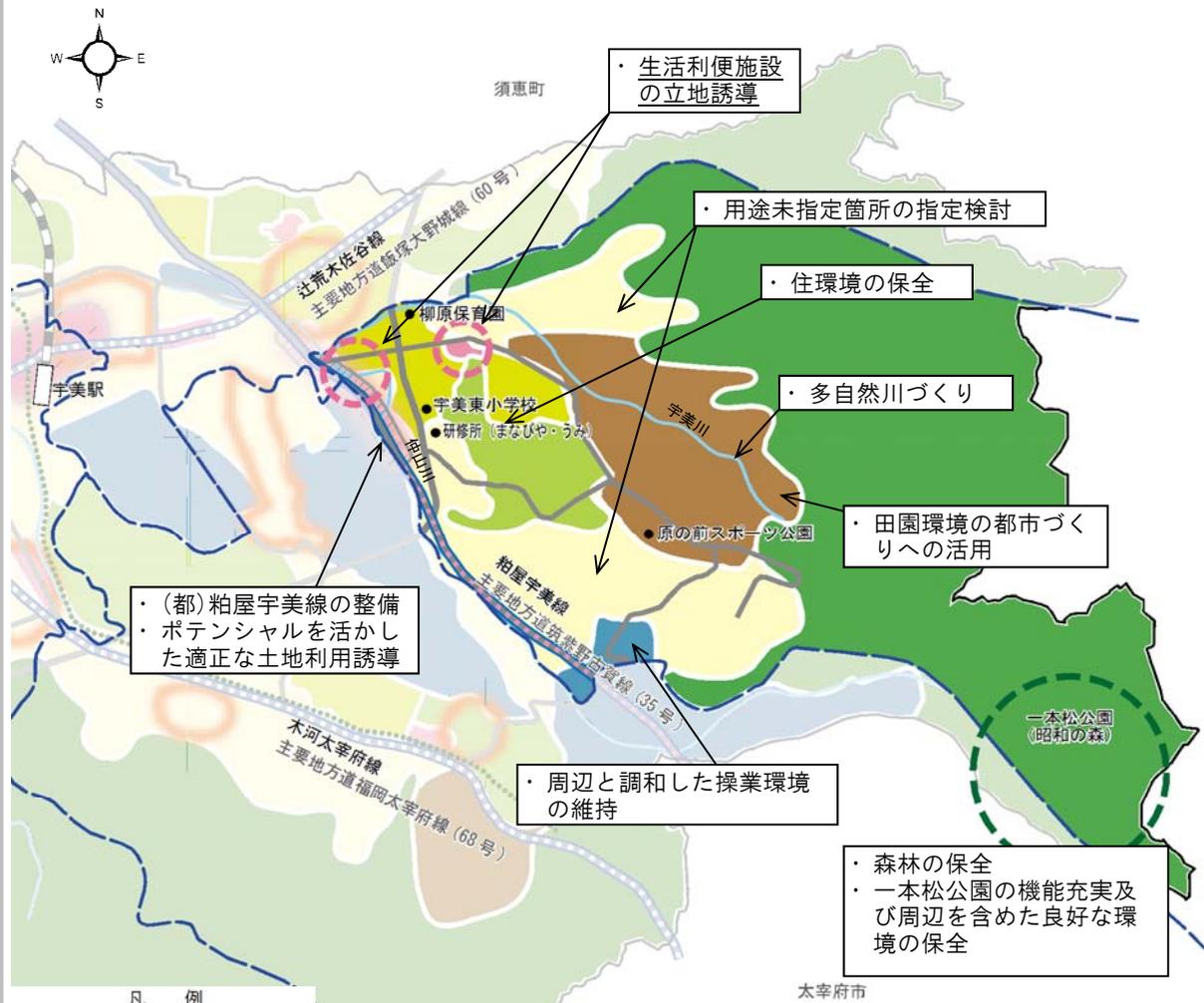
⑤ うるおいのある都市づくり

田園環境の都市づくりへの活用、豊かな森林や河川の保全、道路や河川空間での景観形成などによりうるおいのある都市づくりを推進します。特に、一本松公園の機能充実を推進するとともに周辺を含めた良好な環境を保全し、町民や来訪者の余暇の充実や交流の拡大に寄与する空間形成に努めます。また、宇美川や仲山川における多様な生物が生息できる河川環境整備を促進します。

・本文中のゴシック体(太文字)は、地域で特記すべき内容の項目を示します。
・アンダーライン部は、地域の重点的な取り組みとして意見のあった項目(第4回まちづくり検討会より)を示します。

都市づくりの目標

自然の保全と活用、防災力の向上により、老いも若きも住みやすい・住み続けたい里



凡 例

拠点	中心拠点		広域交通軸	高速道路	
	生活拠点			広域幹線道路	
	産業拠点			都市計画道路	
	歴史・文化拠点			事業着手区間	
	レクリエーション拠点			計画区間	
	交通拠点			鉄道	
ゾーン	市街地ゾーン	中心商業地		都市内幹線道路	
	近隣商業・沿道サービス地	工業・流通業務地		都市計画道路	
		低層住宅地		緑道	
		中高層住宅地		河川	
	一般住宅地		土地区画整理事業等検討区域		
	田園居住ゾーン		用途地域見直し検討区域(用途地域内)		
	森林ゾーン		都市計画区域境界		

- ・ 図は概ねの位置を示します。
- ・ アンダーライン部は、地域の重点的な取り組みとして意見のあった項目（第4回まちづくり検討会より）を示します。

〈地域全体を対象〉

- ・ 生活道路の安全性向上
- ・ 公園の適正配置
- ・ 既存公園の機能充実
- ・ 下水道の整備推進
- ・ 道路や河川などの景観形成
- ・ 建築物の耐震化促進
- ・ 土砂災害などの対策
- ・ 土砂災害警戒区域などのハザードマップによる周知
- ・ 避難体制の構築
- ・ 防災施設の適切な管理
- ・ 地域公共交通の機能維持
- ・ 産業振興に寄与する利用可能な土地の選定

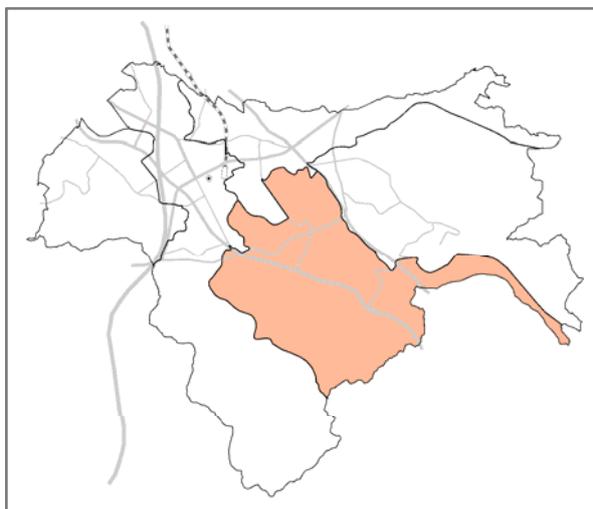
構想図(宇美東地域)

7.4 原田地域

7.4.1 概況

- ・ 原田地域は、町のほぼ中央南部に位置する人口約1万人の地域です。
- ・ 地域内には、主要地方道飯塚大野城線、筑紫野古賀線及び福岡太宰府線が通り、これらに近接して、新興住宅地や工業団地などで構成される市街地が形成しており、その南部に田園や森林が広がっています。
- ・ 高齢化の進行は町内では遅い方ですが、平成17年からの5年間の人口減少率は町内で最も高くなっています。これは転出が転入を大きく上回っていることが要因となっています。

■位置図



■人口の動向

	原田地域			町全体		
	H17	H22	増加率	H17	H22	増加率
人口	10,126人	9,837人	-2.9%	37,846人	37,903人	0.2%
～14歳	15.6%	14.0%	-1.6%	15.0%	15.1%	0.2%
15～64歳	71.4%	70.6%	-0.8%	69.2%	66.6%	-2.6%
65歳～	13.0%	15.4%	2.4%	15.9%	18.2%	2.4%
自然増減	-	-	-0.2%	-	-	0.7%
社会増減	-	-	-2.8%	-	-	-1.0%

■主要な施設

名称
宇美南町民センター
早見保育園
原田保育園
原田小学校
宇美東中学校
宇美南中学校
勤労者体育センター
衛生センター
総合スポーツ公園

■土地利用面積割合

	区分	原田地域	町全体
都市的 土地 利用	住宅用地	14.0%	14.5%
	商業用地	1.3%	1.3%
	工業用地	12.4%	6.9%
	公益施設用地	3.3%	3.1%
	公共空地	1.9%	1.1%
	道路・交通施設用地	8.7%	8.0%
	その他の空地等	1.1%	1.6%
	計	42.7%	36.5%
自然 的 土 地 利 用	田・畑	2.9%	6.1%
	山林	44.0%	47.0%
	水面	1.0%	2.2%
	その他の自然地	9.4%	8.2%
計	57.3%	63.5%	

※都市計画区域内のみ

7.4.2 都市づくりの主要課題

(1) 土地利用に関する課題

① 土地利用の適正な誘導

快適に住み続けられる利便性の高い生活環境や産業振興の実現などにむけた適正な土地利用誘導が必要です。

(2) 都市施設に関する課題

① 道路網の構築と公共交通の利便性向上

日常のみならず災害時でも円滑に移動できる道路網や、地域の公共交通網の充実を図る必要があります。

② 公園の適正配置と既存公園の活用

身近に利用できる公園の配置や既存公園のバリアフリー化などの機能充実が必要です。

③ その他都市施設

井野川や仲山川の保全や下水道の整備推進、生活サービス施設の利便性向上に向けた取り組みが必要です。

(3) 自然環境・景観形成に関する課題

県立自然の森を含む森林や農地の保全・活用、景観面の規制と保全にむけた取り組みが必要です。

(4) 住環境に関する課題

進行する高齢化に対応した身近な生活環境の維持・改善や、旧炭鉱住宅などの居住環境の改善、一般住宅の耐震化促進など快適に安心して暮らせる住環境の形成にむけた取り組みが必要です。

(5) その他の課題

大野城跡といった歴史的資源の保全やこれらを含む地域資源の都市づくりへの活用が必要です。

7.4.3 都市づくり構想

(1) 都市づくりの目標

原田っ子が「誇り」と「愛着」を持てる安全・安心で快適な地区づくり

～豊かな人づくりお隣さんづくり 顔と声を広げる運動の推進～

(2) 都市づくり構想

① 快適に暮らせる都市づくり

土地区画整理事業によって整備された低層住宅地の良好な住環境の保全、生活拠点への近隣住民の日常的な生活を支える生活利便施設の立地誘導、用途地域未指定箇所への指定などを推進しメリハリのある土地利用を実現します。また、生活道路の安全性向上、公園の適正配置、既存公園の機能充実、下水道の整備推進など、快適に暮らせる都市づくりを推進します。

② 安全で安心して暮らせる都市づくり

地震発生時などにおける被害抑制や円滑な避難活動が行える環境を構築するため、老朽化の進む民間の特定建築物や住宅、通行を確保すべき主要地方道福岡太宰府線沿道の建築物の耐震化を促進します。また、土砂災害などの対策や土砂災害警戒区域などのハザードマップによる周知、避難体制の構築、避難場所や防火水槽などの防災施設の適切な管理などを推進します。

また、旧炭鉱住宅は住宅が密集し災害発生時に被害が拡大する可能性があるため、市街地整備などによる環境改善について検討します。

③ 移動しやすい都市づくり

道路や地域公共交通によってネットワークされた移動しやすい都市づくりを推進します。特に、都市計画道路木河太宰府線の整備を推進するとともに、生活の移動を支える地域公共交通の利便性向上、旧国鉄勝田線跡地に整備された緑道の利用環境の維持に努めます。また、都市計画道路木河太宰府線と都市計画道路粕屋宇美線を繋ぐ安全に通行できる道路の整備について検討します。

④ 活力のある都市づくり

障子岳南や若草の工場集積地では周辺と調和した操業環境を維持します。併せて、本町の産業振興に寄与する利用可能な土地の選定を検討します。

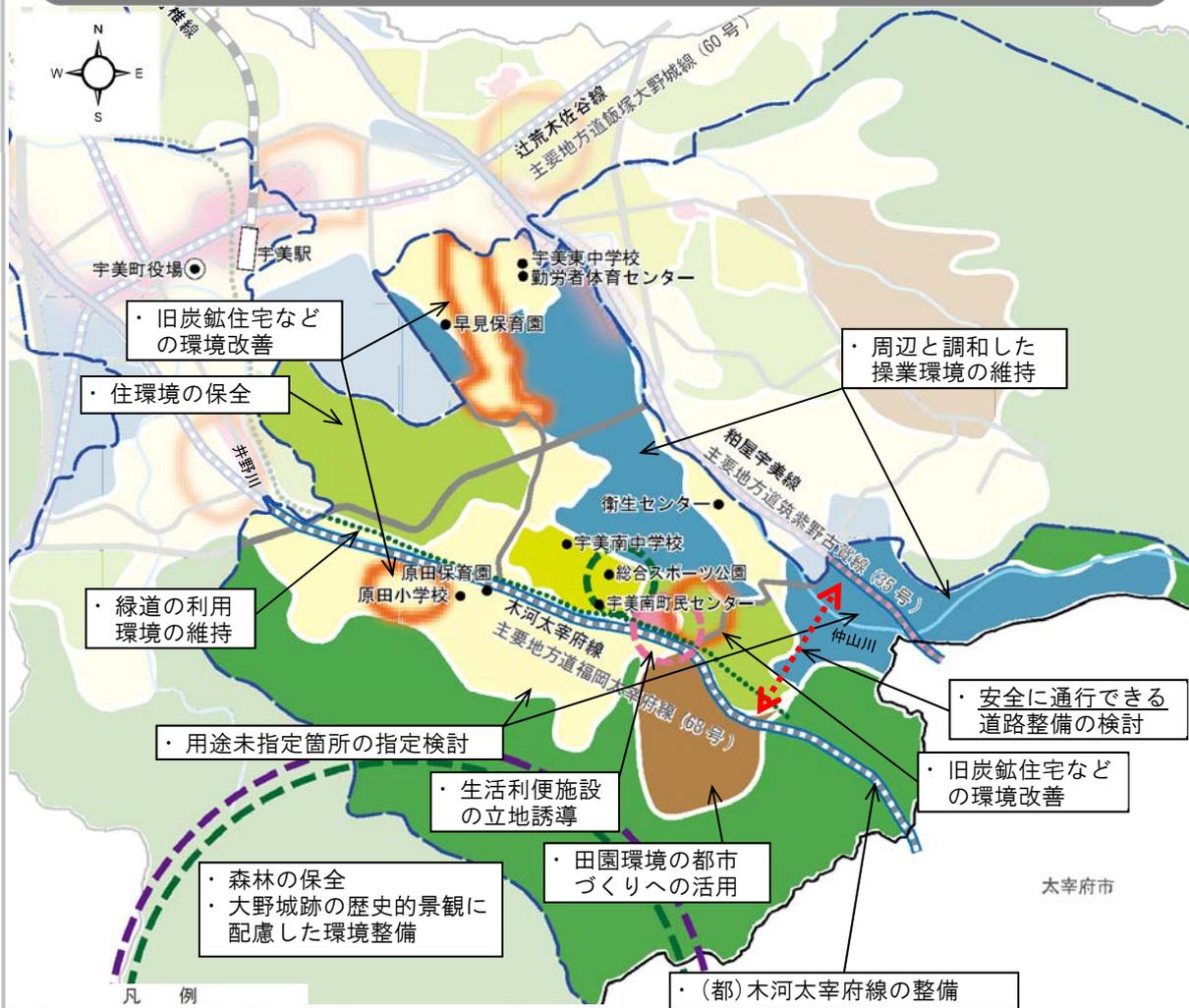
⑤ うるおいのある都市づくり

大野城跡といった歴史的資源、田園環境の都市づくりへの活用、豊かな森林やホタルが生息する河川の保全、道路や河川空間での景観形成などによりうるおいのある都市づくりを推進します。

・本文中のゴシック体(太文字)は、地域で特記すべき内容の項目を示します。
・アンダーライン部は、地域の重点的な取り組みとして意見のあった項目(第4回まちづくり検討会より)を示します。

都市づくりの目標

原田っ子が「誇り」と「愛着」を持てる安全・安心で快適な地区づくり
 ～豊かな人づくりお隣さんづくり 顔と声を広げる運動の推進～



凡 例

拠点	中心拠点	生活拠点	産業拠点	歴史・文化拠点	レクリエーション拠点	交通拠点
ゾーン	中心商業地	近隣商業・沿道サービス地	工業・流通業務地	低層住宅地	中高層住宅地	一般住宅地
	田園居住ゾーン	森林ゾーン				
広域交通軸	高速道路	広域幹線道路	都市計画道路	事業着手区間	計画区間	鉄道
	都市内幹線道路	都市計画道路	緑道	河川	土地区画整理事業等検討区域	用途地域見直し検討区域(用途地域内)
					都市計画区域界	

・ 図は概ねの位置を示します。
 ・ アンダーライン部は、地域の重点的な取り組みとして意見のあった項目（第4回まちづくり検討会より）を示します。

- 〈地域全体を対象〉
- ・ 生活道路の安全性向上
 - ・ 公園の適正配置
 - ・ 既存公園の機能充実
 - ・ 下水道の整備推進
 - ・ 道路や河川などの景観形成
 - ・ 建築物の耐震化促進
 - ・ 土砂災害などの対策
 - ・ 土砂災害警戒区域などのハザードマップによる周知
 - ・ 避難体制の構築
 - ・ 防災施設の適切な管理
 - ・ 地域公共交通の利便性向上
 - ・ 産業振興に寄与する利用可能な土地の選定
 - ・ 多自然川づくり

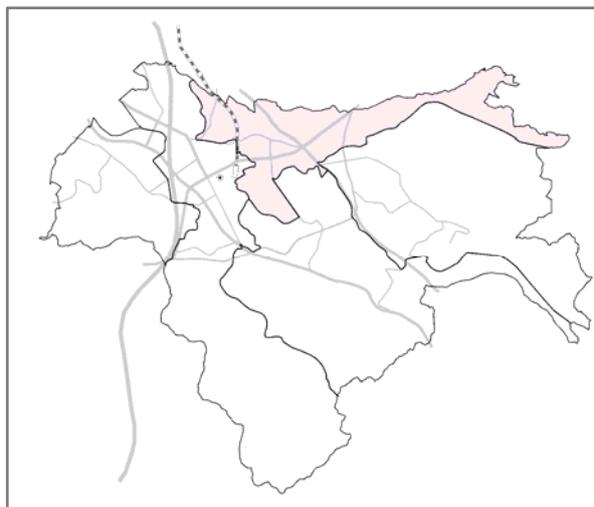
構想図(原田地域)

7.5 桜原地域

7.5.1 概況

- ・ 桜原地域は、町の北部に位置する東西に長い人口約8千人の地域です。
- ・ 地域内には、主要地方道飯塚大野城線及び筑紫野古賀線が通り、これらに近接して新興住宅地や工業団地で構成される市街地や農地などで構成されています。
- ・ 人口の減少は大きくないものの、少子高齢化の進行は町内で最も進んでいます。

■位置図



■人口の動向

	桜原地域			町全体		
	H17	H22	増加率	H17	H22	増加率
人口	7,998人	7,941人	-0.7%	37,846人	37,903人	0.2%
～14歳	13.8%	13.8%	0.0%	15.0%	15.1%	0.2%
15～64歳	65.2%	63.6%	-1.7%	69.2%	66.6%	-2.6%
65歳～	21.0%	22.6%	1.7%	15.9%	18.2%	2.4%
自然増減	-	-	-1.7%	-	-	0.7%
社会増減	-	-	0.8%	-	-	-1.0%

■主要な施設

名称
子育て支援センター（ゆうゆう）
働く婦人の家（し～ず・うみ）
住民福祉センター
地域交流センター（うみ・みらい館）
中央公民館
桜原小学校
宇美公園
林崎公園

■土地利用面積割合

区分		桜原地域	町全体
都市的 土地 利用	住宅用地	25.8%	14.5%
	商業用地	1.6%	1.3%
	工業用地	9.3%	6.9%
	公益施設用地	3.4%	3.1%
	公共空地	1.6%	1.1%
	道路・交通施設用地	12.2%	8.0%
	その他の空地等	2.4%	1.6%
計		56.3%	36.5%
自然 的 土 地 利 用	田・畑	5.9%	6.1%
	山林	24.9%	47.0%
	水面	3.2%	2.2%
	その他の自然地	9.6%	8.2%
計		43.7%	63.5%

※都市計画区域内のみ

7.5.2 都市づくりの主要課題

(1) 土地利用に関する課題

① 中心市街地の機能充実

JR 宇美駅周辺においては、交通利便性や各種施設の集積を活かし、各種施設のさらなる充実や移動しやすい道路網の構築など、**中心市街地としての機能充実**が必要です。

② 土地利用の適正な誘導

快適に住み続けられる利便性の高い生活環境や産業振興の実現などにむけた適正な土地利用誘導が必要です。

(2) 都市施設に関する課題

① 道路網の構築と公共交通の利便性向上

日常のみならず災害時でも円滑に移動できる道路網や、地域の公共交通網の充実を図る必要があります。

② 公園の適正配置と既存公園の活用

身近に利用できる公園の配置や既存公園のバリアフリー化などの機能充実が必要です。

③ その他都市施設

宇美川の保全や下水道の整備推進、生活サービス施設の利便性向上に向けた取り組みが必要です。

(3) 自然環境・景観形成に関する課題

森林の保全・活用、景観面の規制と保全にむけた取り組みが必要です。

(4) 住環境に関する課題

進行する高齢化に対応した身近な生活環境の維持・改善や、**旧炭鉱住宅などの居住環境の改善**、一般住宅の耐震化促進など快適に安心して暮らせる住環境の形成にむけた取り組みが必要です。

7.5.3 都市づくり構想

(1) 都市づくりの目標

自然と笑顔がいっぱい 安心安全で元気なまち桜原

(2) 都市づくり構想

① 宇美町の中心地にふさわしい魅力ある拠点づくり

JR 宇美駅周辺は、交通の利便性が高く、商業・業務施設、公共施設などが集積する本町の中心市街地としての機能を有しています。そのため、**今後も多様な施設の集約化を図るとともに、主要施設を結ぶ経路のバリアフリー化や景観づくりを推進し、利便性が高く快適に利用できる環境を構築します。**また、JR 宇美駅の東側については、駅に近接する立地特性を活かし、**中心地としての市街地形成にむけて土地区画整理事業などの導入について検討します。**

・本文中のゴシック体(太文字)は、地域で特記すべき内容の項目を示します。

② 快適に暮らせる都市づくり

住宅地開発によって整備された低層住宅地や中高層住宅地の良好な住環境の保全、都市計画道路粕屋宇美線沿道などの生活拠点への近隣住民の日常的な生活を支える生活利便施設の立地誘導、用途地域未指定箇所への指定などを推進しメリハリのある土地利用を実現します。また、生活道路の安全性向上、公園の適正配置、既存公園の機能充実、下水道の整備推進、**住民による道路空間における植栽の実施や散歩道のルート設定**など、快適に暮らせる都市づくりを推進します。

③ 安全で安心して暮らせる都市づくり

地震発生時などにおける被害抑制や円滑な避難活動が行える環境を構築するため、老朽化の進む民間の特定建築物や住宅、通行を確保すべき道路^{*}沿道の建築物の耐震化を促進します。また、土砂災害などの対策や土砂災害警戒区域などのハザードマップによる周知、避難体制などの構築を推進します。

また、**旧炭鉱住宅は住宅が密集し災害発生時に被害が拡大する可能性があるため、市街地整備などによる環境改善**について検討します。

※主要地方道飯塚大野城線(旧道)、主要地方道筑紫野古賀線、町道柳原～大名坂線

④ 移動しやすい都市づくり

道路や地域公共交通によってネットワークされた移動しやすい都市づくりを推進します。特に、**都市計画道路辻荒木佐谷線の整備や地域内道路の交差点改良**を推進します。また、生活の移動を支える地域公共交通の機能を維持するとともに、**快適なバスの乗り換え空間の整備**について検討します。

⑤ 活力のある都市づくり

事業中の都市計画道路粕屋宇美線沿道については、**ポテンシャルを活かした適正な土地利用を誘導**します。また、若草などの工場集積地では周辺と調和した操業環境を維持します。併せて、本町の産業振興に寄与する利用可能な土地の選定を検討します。

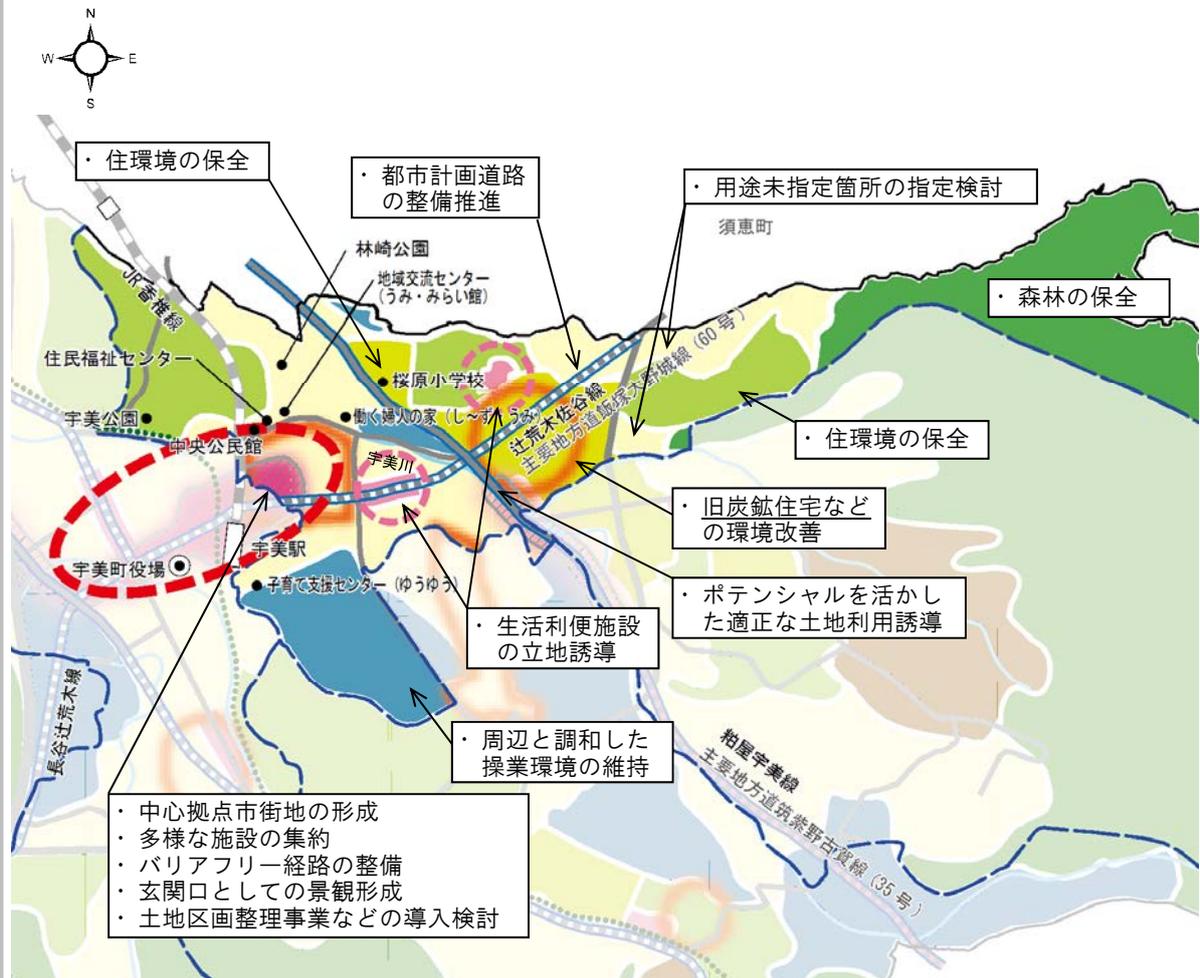
⑥ うるおいのある都市づくり

既存公園の機能充実、豊かな森林や河川の保全、道路や河川空間での景観形成などによりうるおいのある都市づくりを推進します。特に、宇美公園の機能充実を推進し、町民や来訪者の余暇の充実や交流の拡大に寄与する空間形成に努めます。また、宇美川における多様な生物が生息できる河川環境整備を促進するとともに河川沿いの遊歩道整備についても検討します。さらに、**炭鉱関連の産業遺産の掘り起しを行い、保全・活用にむけた検討**を行います。

・本文中のゴシック体(太文字)は、地域で特記すべき内容の項目を示します。
・アンダーライン部は、地域の重点的な取り組みとして意見のあった項目(第4回まちづくり検討会より)を示します。

都市づくりの目標

自然と笑顔がいっぱい 安心安全で元気なまち桜原



凡例

拠点	中心拠点		広域交通軸	高速道路	
	生活拠点			広域幹線道路	
	産業拠点			都市計画道路	
	歴史・文化拠点			事業着手区間	
	レジャー・ジョブ拠点			計画区間	
交通拠点		鉄道			
ゾーン	中心商業地		都市内幹線道路		
	近隣商業・沿道サービス地		都市計画道路		
	工業・流通業務地		緑道		
	低層住宅地		河川		
	中高層住宅地		土地区画整理事業等検討区域		
	一般住宅地		用途地域見直し検討区域(用途地域内)		
	田園居住ゾーン		都市計画区域界		
森林ゾーン					

・図は概ねの位置を示します。
 ・アンダーライン部は、地域の重点的な取り組みとして意見のあった項目(第4回まちづくり検討会より)を示します。

〈地域全体を対象〉

- ・交差点改良
- ・生活道路の安全性向上
- ・公園の適正配置
- ・既存公園の機能充実
- ・下水道の整備推進
- ・道路や河川などの景観形成
- ・建築物の耐震化促進
- ・土砂災害などの対策
- ・土砂災害警戒区域などのハザードマップによる周知
- ・避難体制の構築
- ・防災施設の適切な管理
- ・地域公共交通の機能維持
- ・快適なバス乗り換え空間の整備検討
- ・産業振興に寄与する利用可能な土地の選定
- ・炭鉱関連の産業遺産の掘り起し
- ・多自然川づくり・河川沿いの遊歩道整備の検討

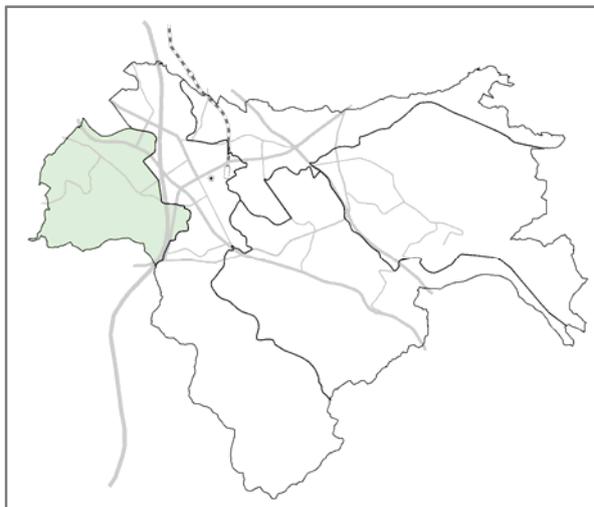
構想図(桜原地域)

7.6 井野地域

7.6.1 概況

- ・ 井野地域は、町の最西部に位置する人口約5千人の地域です。
- ・ 地域内では、都市計画道路志免宇美線の整備が進められており、平地部の田園が混在する市街地と、丘陵部にかけて工業団地とひばりが丘の住宅団地が形成され、これらの南側には森林が広がっています。
- ・ 高齢者の割合は町内で最も低く、生産年齢人口の割合が最も高くなっています。また、出生数が死亡数を上回ることでの人口の増加割合が町内で最も高いものの、転出による人口減少が多く人口の増加には至っていません。

■位置図



■人口の動向

	井野地域			町全体		
	H17	H22	増加率	H17	H22	増加率
人口	4,807人	4,798人	-0.2%	37,846人	37,903人	0.2%
～14歳	14.1%	14.3%	0.2%	15.0%	15.1%	0.2%
15～64歳	73.8%	71.1%	-2.7%	69.2%	66.6%	-2.6%
65歳～	12.0%	14.6%	2.5%	15.9%	18.2%	2.4%
自然増減	-	-	2.9%	-	-	0.7%
社会増減	-	-	-2.4%	-	-	-1.0%

■主要な施設

名称
井野小学校
県立宇美商業高校

■土地利用面積割合

	区分	土地利用面積割合	
		井野地域	町全体
都市的 土地 利用	住宅用地	15.9%	14.5%
	商業用地	0.7%	1.3%
	工業用地	11.0%	6.9%
	公益施設用地	3.8%	3.1%
	公共空地	0.9%	1.1%
	道路・交通施設用地	10.7%	8.0%
	その他の空地等	1.7%	1.6%
	計	44.8%	36.5%
自然 的 土地 利用	田・畑	10.9%	6.1%
	山林	28.1%	47.0%
	水面	2.2%	2.2%
	その他の自然地	14.0%	8.2%
	計	55.2%	63.5%

※都市計画区域内のみ

7.6.2 都市づくりの主要課題

(1) 土地利用に関する課題

① 土地利用の適正な誘導

快適に住み続けられる利便性の高い生活環境や産業振興の実現などにむけた適正な土地利用誘導が必要です。特に、平成地区においては、**都市計画道路志免宇美線の整備に併せたポテンシャルを活かした適正な土地利用誘導と周辺の良い市街地環境の構築**が必要です。

(2) 都市施設に関する課題

① 道路網の構築と公共交通の利便性向上

日常のみならず災害時でも円滑に移動できる道路網や、地域の公共交通網の充実を図る必要があります。

② 公園の適正配置と既存公園の活用

身近に利用できる公園の配置や既存公園のバリアフリー化などの機能充実が必要です。

③ その他都市施設

宇美川や井野川などの保全や**上下水道の整備推進**、生活サービス施設の利便性向上に向けた取り組みが必要です。

(3) 自然環境に関する課題

森林の保全・活用にむけた取り組みが必要です。

(4) 市街地環境に関する課題

身近な生活環境の維持・改善、**市街地の浸水対策の推進**、一般住宅の耐震化促進など快適に安心して暮らせる住環境の形成にむけた取り組みが必要です。

7.6.3 都市づくり構想

(1) 都市づくりの目標

井野山・井野川の自然と共生し、安全・安心に生活できる 街づくり！！
「スローライフ INO」

(2) 都市づくり構想

① 快適に暮らせる都市づくり

住宅地開発によって整備された低層住宅地の良好な住環境の保全、都市計画道路志免宇美線沿道への近隣住民の日常的な生活を支える生活利便施設の立地誘導、用途地域未指定箇所への指定などを推進しメリハリのある土地利用を実現します。また、生活道路の安全性向上、公園の適正配置、既存公園の機能充実、**上下水道の整備推進**など、快適に暮らせる都市づくりを推進します。

② 安全で安心して暮らせる都市づくり

地震発生時などにおける被害抑制や円滑な避難活動が行える環境を構築するため、老朽化の進む民間の特定建築物や住宅、通行を確保すべき主要地方道飯塚大野城線(旧道)沿道の建築物の耐震化を促進します。また、土砂災害などの対策や土砂災害警戒区域などのハザードマップによる周知、避難体制などの構築を推進します。平成地区の一部の区域は浸水想定区域となっているため、河川改修や調整池整備などの総合的な浸水対策を推進するとともに、護岸及び地盤の嵩上げなどの対策についても検討します。

③ 移動しやすい都市づくり

道路や地域公共交通によってネットワークされた移動しやすい都市づくりを推進します。特に、**都市計画道路志免宇美線の整備を推進**するとともに、生活の移動を支える地域公共交通の機能を維持します。また、ひばりが丘から都市計画道路志免宇美線を結ぶ道路の整備について検討します。

④ 活力のある都市づくり

事業中の都市計画道路志免宇美線沿道のポテンシャルを活かした適正な土地利用の誘導と、周辺の良い市街地環境の構築にむけ土地区画整理事業などの導入について検討します。また、工場集積地では周辺と調和した操業環境を維持します。併せて、本町の産業振興に寄与する利用可能な土地の選定を検討します。

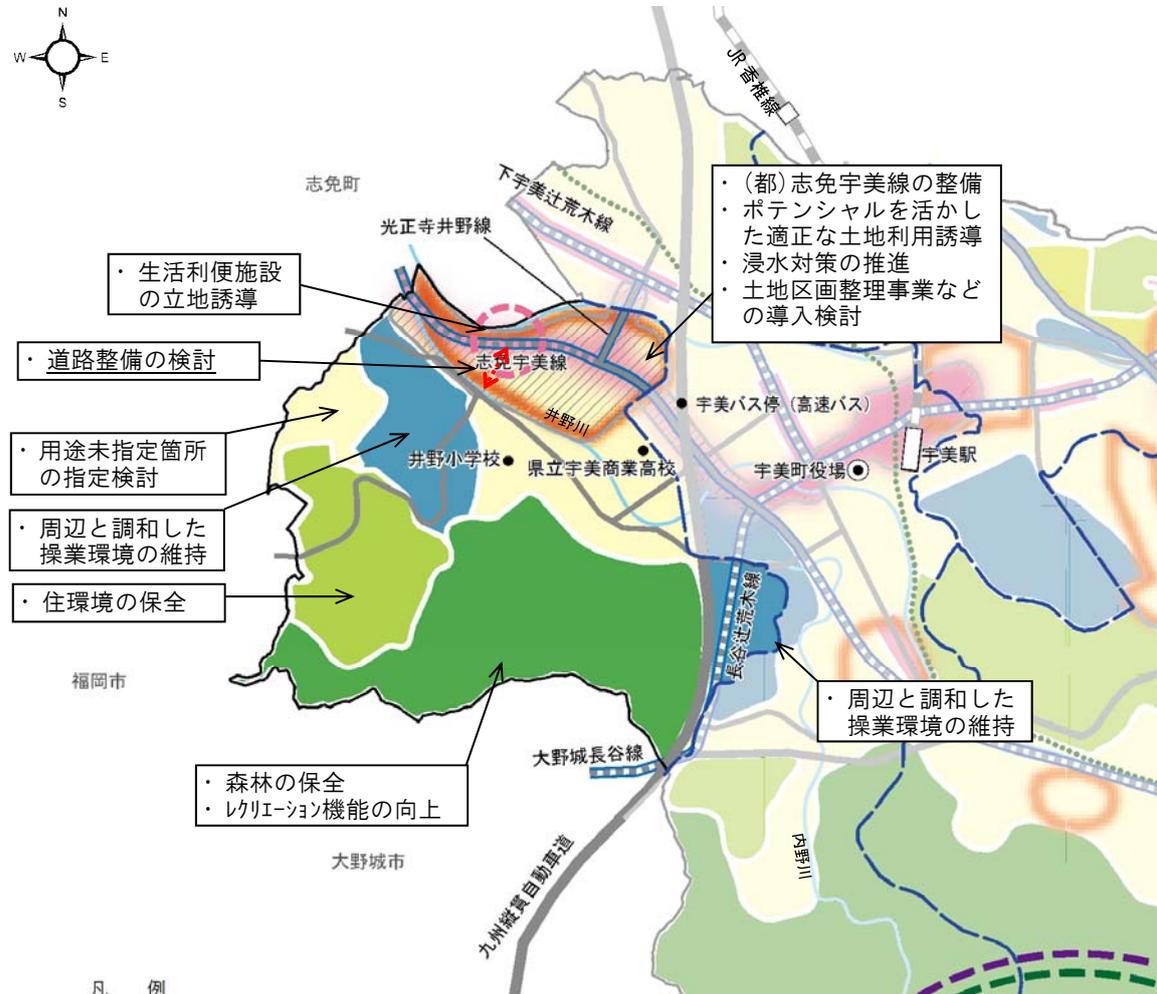
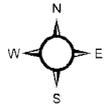
⑤ うるおいのある都市づくり

既存公園の機能充実、豊かな森林や河川の保全、道路や河川空間での景観形成などによりうるおいのある都市づくりを推進します。特に、井野山におけるレクリエーション機能の向上により、町民や来訪者の余暇の充実、交流の拡大に寄与する空間形成に努めます。また、宇美川や井野川などにおける多様な生物が生息できる河川環境整備を促進します。

・本文中の**ゴシック体(太文字)**は、地域で特記すべき内容の項目を示します。
・アンダーライン部は、地域の重点的な取り組みとして意見のあった項目(第4回まちづくり検討会より)を示します。

都市づくりの目標

井野山・井野川の自然と共生し、安全・安心に生活できる 街づくり！！
「スローライフ INO」



凡 例

拠点	中心拠点		広域交通軸	高速道路	
	生活拠点			広域幹線道路	
	産業拠点			都市計画道路	
	歴史・文化拠点			事業着手区間	
	クリエイション拠点			計画区間	
	交通拠点			鉄道	
ゾーン	市街地ゾーン	中心商業地		都市内幹線道路	
		近隣商業・沿道サービス地		都市計画道路	
	工業ゾーン	工業・流通業務地		緑道	
	低層住宅ゾーン	低層住宅地		河川	
		中高層住宅地	土地区画整理事業等検討区域		
		一般住宅地	用途地域見直し検討区域(用途地域内)		
	田園居住ゾーン	田園居住ゾーン	都市計画区域界		
	森林ゾーン	森林ゾーン			

- ・図は概ねの位置を示します。
- ・アンダーライン部は、地域の重点的な取り組みとして意見のあった項目（第4回まちづくり検討会より）を示します。

〈地域全体を対象〉

- ・生活道路の安全性向上
- ・公園の適正配置
- ・既存公園の機能充実
- ・上下水道の整備推進
- ・道路や河川などの景観形成
- ・建築物の耐震化促進
- ・土砂災害などの対策
- ・土砂災害警戒区域などのハザードマップによる周知
- ・避難体制の構築
- ・防災施設の適切な管理
- ・地域公共交通の機能維持
- ・産業振興に寄与する利用可能な土地の選定
- ・多自然川づくり

構想図(井野地域)

8 実現化方策

8.1 今後の都市づくりの取り組み方針

宇美町都市計画マスタープランは、都市づくりの理念(将来像)『**豊かな自然と快適な住環境を地域力ではぐくむまち 宇美**』の実現を目指し、各種分野や地区ごとの都市づくりの方向性を示すものです。今後は、都市計画マスタープランに基づいた具体的な都市づくりを進めていく必要があります。

都市づくりにあたっては、町民等と行政が一体となった共働の取り組みが必要不可欠であり、以下に示す3つの視点に重点を置き、都市づくりを進めます。

- 1 都市計画マスタープランの周知と都市づくり情報の共有化
- 2 町民等と行政による共働の都市づくりの推進
- 3 都市計画マスタープランの適切な管理と見直し

8.1.1 都市計画マスタープランの周知と都市づくり情報の共有化

都市計画マスタープランの実現を図るには、まず、都市づくりの主役となる町民等や行政が十分に都市計画マスタープランを理解し、都市づくりに関する情報を共有することが重要です。

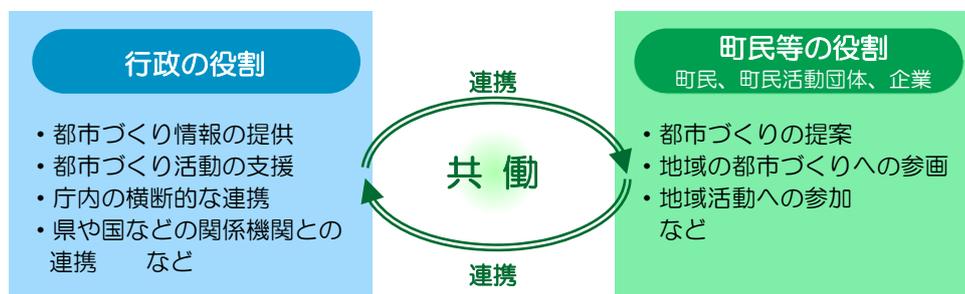
このため、行政は、関係各課が各々の役割を明確に認識するとともに、都市計画マスタープランの積極的な周知に努め、町民等との対話により、計画内容の共通認識とお互いの役割把握に努めます。具体的には、広報やホームページ、説明会などによって、情報の公開・意見聴取を行います。

8.1.2 町民等と行政による共働の都市づくりの推進

都市計画マスタープラン策定にあたっては、町民代表、学識経験者などによる策定委員会、住民参加による町民まちづくり検討会、住民アンケートなど多くの町民等の方々に参加していただきました。

今後も、都市計画マスタープランを実現化していくため、行政はもとより町民等それぞれが、適切な役割分担のもとに協力しあう共働により都市づくりを進めることが重要です。

このため、各施策実施においては、計画段階から町民等の積極的な参加を促すとともに、維持・管理段階における町民等の積極的な参加を支援します。



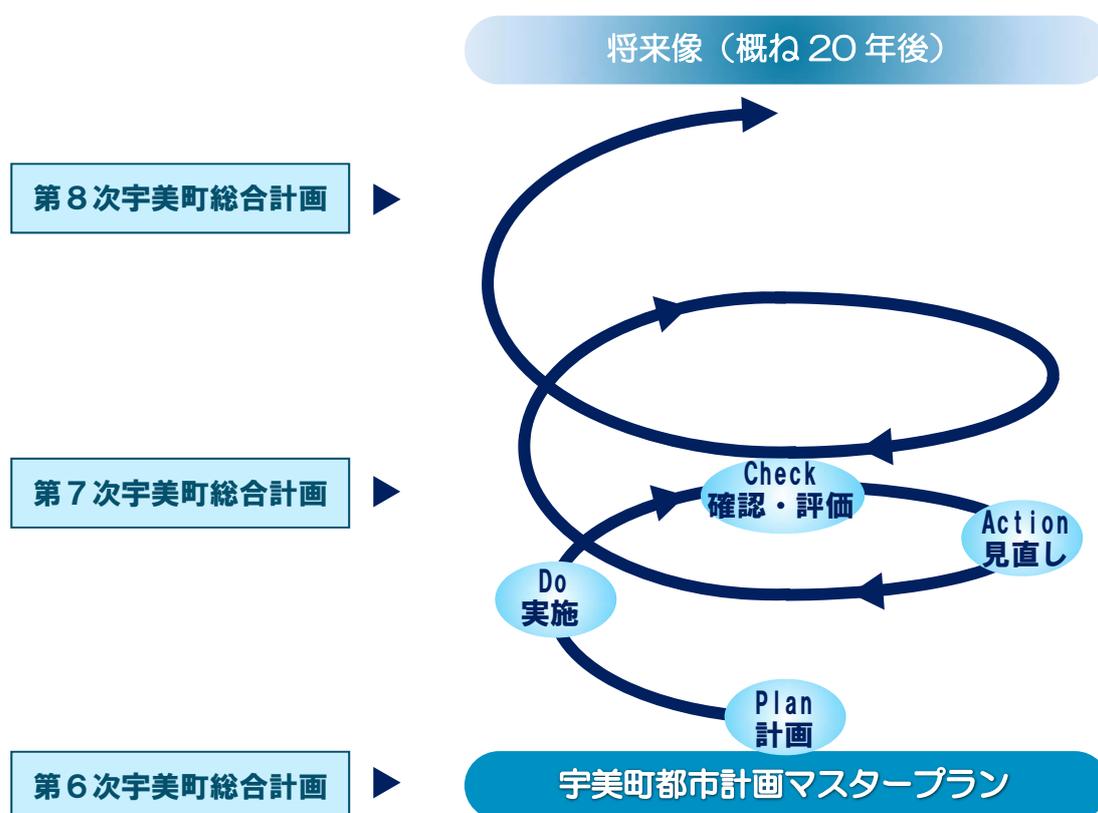
共働の都市づくりの体制のイメージ

8.1.3 都市計画マスタープランの適切な管理と見直し

本町の今後の都市づくりは、都市計画マスタープランに基づき、各種制度や事業を活用し実行していくこととなりますが、実行段階において、都市づくりの進捗状況を確認・評価し、必要に応じて見直しを行うといった、都市づくり全般の適切な管理を行っていく必要があります。

また、都市計画マスタープランは、概ね20年後を目標に策定していますが、それまでには、地域の状況や社会・経済状況の変化、また、上位計画の見直しなどが考えられます。

そこで、時代の変化や多様化する町民ニーズに柔軟に対応するため、都市計画マスタープランの見直しを行い、内容の充実に努めます。



都市計画マスタープランの適切な管理と見直しのイメージ

8.2 実現化に向けたシナリオ

宇美町都市計画マスタープランに掲げる将来都市構造の実現にむけ、各地区や各分野の整備構想や計画を策定するとともに、各種都市計画の見直しや各種事業などを推進します。

「中心拠点」や「平成地区及びその周辺」については、多くの施策が関連するため、これらの区域ごとに施策内容を整理します。「中心拠点」は全体構想の将来都市構造に位置づけた中心拠点を、「平成地区」は平成地区地区計画区域を示します。

(1) 中心拠点

中心拠点については、誰もが快適に暮らせ歩いて利用できる利便性の高い市街地の構築にむけ、(都)辻荒木佐谷線の見直しや宇美八幡宮周辺における環境整備などの検討にあわせて、中核エリアである JR 宇美駅周辺を対象とした整備構想などを策定し、これらの検討結果にもとづき各種施策を実施します。

項目		短期 (約5年以内)	中期 (約10年以内)	長期 (約10年以上)
土地利用・市街地開発事業等	土地利用の見直し	JR 宇美駅周辺整備構想などの策定	必要に応じて、用途地域の変更などの実施	
	良好な住環境の構築		各種取組の実施	
	多様な施設の集約		各種取組の実施	
	JR 宇美駅の東側の土地区画整理事業などの導入検討		必要に応じて、土地区画整理事業などの実施	
道路・交通	交通結節機能の向上		改修などに合わせた機能充実	
	使いやすい駐車場の確保		駐車場の確保(民間との連携)	
景都市	玄関口としての景観形成		改修などに合わせた道路などの修景整備の実施 周辺建築物の景観誘導策の検討	
安心・安全	バリアフリー経路の確保		バリアフリー化の推進	
交通道路	(都)辻荒木佐谷線の見直し		見直し検討。見直し結果に合わせた整備などの実施	
都市景観	宇美八幡宮周辺の歴史的景観に配慮した環境整備や周遊ルートの整備		整備構想などの策定 環境整備などの推進	
安心・安全	役場庁舎の建替えや耐震化などの検討	建替えなどの検討	建替えなどの実施	
		既存施設の耐震化		

(2) 平成地区及びその周辺

平成地区及びその周辺については、(都)志免宇美線の整備に合わせ、良好な沿道街区形成と後背地の良好な市街地環境の構築にむけた土地区画整理事業などの導入、適正な土地利用の誘導や景観の形成、浸水対策の推進などについて整備構想などを策定し、これらの検討結果にもとづき各種施策を実施します。

項目	短期 (約5年以内)	中期 (約10年以内)	長期 (約10年以上)
適正な土地利用の誘導・景観の形成	整備構想などの検討	用途地域や地区計画の変更などの実施	
土地区画整理事業などの導入検討		必要に応じて、土地区画整理事業などの実施	
浸水対策の推進		護岸及び地盤の嵩上げなどの実施(県との連携)	
(都)志免宇美線の整備		整備推進(志免町・県との連携)	

(3) 上記を除く都市計画区域

■土地利用・市街地開発事業等

項目	短期 (約5年以内)	中期 (約10年以内)	長期 (約10年以上)
(都)粕屋宇美線沿道の用途地域の見直し	見直し検討	用途地域の変更などの実施	
産業振興に寄与する工場などの立地を促進するための適地選定	適地の選定検討	必要に応じて、用途地域の変更などの実施	
低層住宅地の建ぺい率や用途地域などの見直し	地域要望に応じた見直しの検討		
生活拠点への生活利便施設の立地誘導	施設誘導策の検討	各種取組の実施	
用途地域外での適正な土地利用誘導	土地利用誘導策の検討	用途地域の指定などの実施	
旧炭鉱住宅などの密集住宅地の住環境の改善	改善方策(土地区画整理事業や地区計画など)の検討		改善方策の実施
その他	国土利用計画の見直し		

■道路・交通

項目	短期 (約5年以内)	中期 (約10年以内)	長期 (約10年以上)
(都)志免宇美線、粕屋宇美線、木河太宰府線の整備	整備推進(周辺市町や県との連携)		
都市計画道路の見直し検討(長期未着手道路)	見直し検討	都市計画道路の変更・整備(周辺市町や県との連携)などの実施	
緑道の利用環境の向上	地域要望に応じた問題箇所の改善の実施		
生活道路の安全性向上	地域要望に応じた問題箇所の改善の実施		
地域公共交通のあり方検討	あり方の検討	公共交通の提供(事業者との連携)	

■公園・緑地

項目	短期 (約5年以内)	中期 (約10年以内)	長期 (約10年以上)
公園や緑地の適正配置の検討	緑の基本計画の策定	必要に応じて、都市計画公園などの指定、整備推進	
既存公園の機能充実	バリアフリー化などの推進		
一本松公園の周辺を含めた良好な環境の保全	保全方策の検討	規定や指定区域などの見直し	

■その他の都市施設

項目	短期 (約5年以内)	中期 (約10年以内)	長期 (約10年以上)
上水道の未整備区域の整備	事業認可区域における未整備区域の整備		
下水道の未整備区域の整備	未整備区域の整備		

■ 自然環境の保全等

項目	短期 (約5年以内)	中期 (約10年以内)	長期 (約10年以上)
田園居住ゾーンや森林ゾーンの保全・活用	保全や交流空間としての活用策の推進(県や土地所有者などとの連携)		
河川整備	河川改修や多自然川づくりの促進(県との連携)		

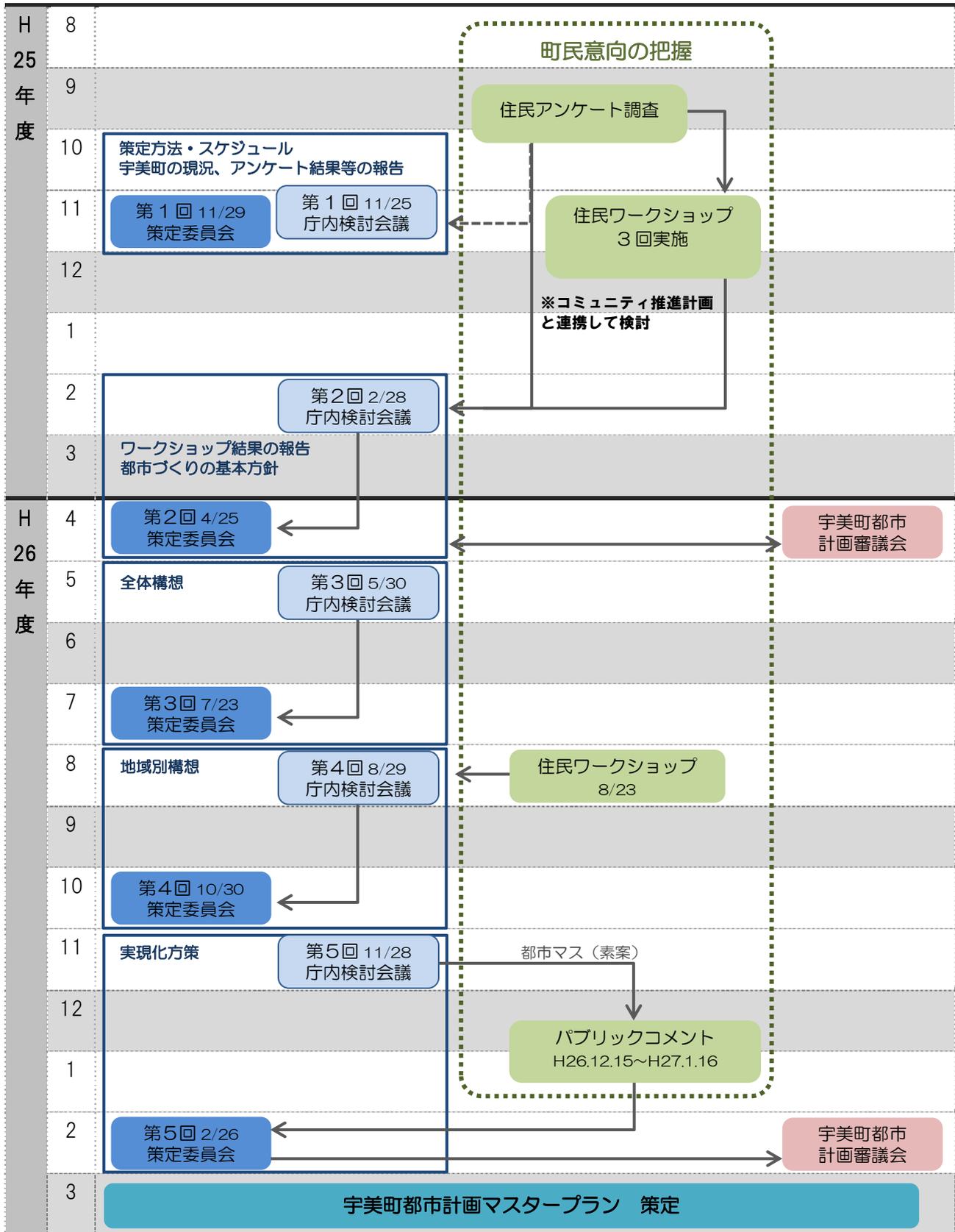
■ 都市景観

項目	短期 (約5年以内)	中期 (約10年以内)	長期 (約10年以上)
町全体の良好な景観形成にむけた取組	景観計画などの策定検討	景観誘導策の実施	
大野城跡の歴史的景観に配慮した環境整備	整備構想などの検討	環境整備の推進(国・県・協議会との連携)	
炭鉱関連の産業遺産の掘り起し	掘り起し、保全・活用の検討	必要に応じて保全・活用策の実施	
その他歴史・文化資源の保全・活用	保全・活用策の実施		
住宅地における良好な景観形成にむけた取組	地域要望に応じた誘導方策の検討		

■安全・安心

項目	短期 (約5年以内)	中期 (約10年以内)	長期 (約10年以上)
特定建築物の耐震化促進	耐震改修の促進		
住宅の耐震化促進	耐震改修の促進		
地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化促進	耐震改修の促進		
小・中学校施設の安全向上策の実施	建物調査の実施	安全向上策の実施	
昭和町町営住宅の建替えなどの実施	建替えなどの実施		
総合的な治水対策の実施	総合的な治水対策の実施(県との連携)		
土砂災害などの対策の実施	土砂災害などの対策の実施(県との連携)		
災害による被害軽減に向けたソフト施策の実施	ハザードマップの周知や避難体制などの構築の推進		
ユニバーサルデザインによる施設整備	ユニバーサルデザインに配慮した施設整備の推進		

■ 参考資料
策定スケジュール



○宇美町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(平成 25 年 10 月 25 日告示第 59 号)

(目的及び設置)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号) 第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき本町の都市計画に関する基本的な方針として、宇美町都市計画マスタープラン(以下「都市計画マスタープラン」という。)を策定するに当たり、公正かつ専門的な意見を踏まえ、総合的かつ体系的な計画づくりを行うため、宇美町都市計画マスタープラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、都市計画マスタープランの案を作成し、町長に報告する。

- (1) 全体構想に関すること。
- (2) 地域別構想に関すること。
- (3) 実現化方策に関すること。
- (4) その他都市計画マスタープランの策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 策定委員会の委員は、12 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 宇美町都市計画審議会の委員
- (4) 政策調整監の職にある町職員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から都市計画マスタープランの策定が完了する日までとする。

(委員長)

第 5 条 策定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 委員長は、都市計画マスタープラン策定のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、都市整備課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱を定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
(会議の招集の特例)
- 2 この告示の施行後最初に開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。
(告示の失効)
- 3 この告示は、都市計画マスタープランを公表した翌日からその効力を失う。

宇美町都市計画マスタープラン策定委員会 名簿

区 分	氏 名	所 属	備 考
学識経験者	辰巳 浩	福岡大学教授(工学博士)	委員長
関係行政機関	赤星 健太郎	福岡県建築都市部都市計画課長	
都市計画 審議会委員	安河内 武士	識見を有する者(商工会)	
	木村 隆晴	識見を有する者(司法書士)	
	平島 忠雄	識見を有する者(監査委員)	
	安川 利文	識見を有する者(農業委員会)	H26.7 まで
	加藤 貞二郎	識見を有する者(農業委員会)	H26.9 から
	垣内 京子	町議会の議員(総務文教常任委員会)	H26.3 まで
	飛賀 貴夫	町議会の議員(総務文教常任委員会)	〃
	西依 和彦	町議会の議員(建設厚生常任委員会)	〃
	鳴海 圭矢	町議会の議員(建設厚生常任委員会)	〃
	藤木 匠	町議会の議員(厚生文教常任委員会)	H26.4 から
	南里 正秀	町議会の議員(厚生文教常任委員会)	〃
	黒川 悟	町議会の議員(総務建設常任委員会)	〃
	時任 裕史	町議会の議員(総務建設常任委員会)	〃
町役場 政策調整監	田中 博之	総務課長(総務文教部門)	H26.3 まで
	吉岡 憲二郎	総務課長	H26.4 から

(敬称略・順不同)

宇美町都市計画マスタープラン庁内検討会議 名簿

担当課	職名	氏名	備考
	副町長	高場 英信	H26.7 から
総務課	安全安心担当課長	松田 久富	
総合政策経営課	課長	梅野 朋紀	
共働のまちづくり課	課長	安川 茂伸	
健康福祉課	課長	藤木 泰	
子育て支援課	課長	安川 忠行	
環境課	主幹	瓦田 浩一	
産業振興課	農林振興担当課長	太田 一男	H26.4 から
上下水道課	課長	藤木 史朗	
学校教育課	課長	安川 禎幸	H26.4 から
社会教育課	課長	中西 敏光	
都市整備課	課長	一木 孝敏	H26.7 から

(敬称略・順不同)

都市整備課事務局

主幹	山崎 秀則	H26.3 まで
主幹	前田 友博	H26.7 から
係長	久我 政克	
主査	飯野 晋介	

■ 用語解説

〔か行〕

河川空間

河川や河川敷一帯。

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地法に基づき、傾斜度が30度以上などの一定の地形的条件で人家、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれがあり、一定の行為を制限する必要がある地区について知事が指定する区域。

空間形成

道路や建物などを景観面や利用面などにおいて良好な状態にすること。

景観計画

景観法に基づき、景観行政団体となった自治体が対象となる区域、良好な景観の形成に関する方針及び行為の制限などを定めた景観行政を進めるための基本的な計画。

景観形成

建物や自然などの目に映るものを良好な状態にすること。

建ぺい率

敷地面積に対する建築面積の割合。

交通結節点

鉄道駅、バスターミナルなど複数の交通手段(徒歩を含む)が集中的に結節し乗り継ぎが行われる場所。

交通結節機能

交通結節点において乗り継ぎなどを行う際に使用するもの。

コミュニティ

居住地域を同じくし、利害をともにする共同体。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。

コミュニティバス

地方自治体が住民福祉の向上を図るため交通空白地域・不便地域の解消、高齢者の外出促進などを目的として、自らが主体的に運行を確保するバス。

〔さ行〕

砂防指定地

砂防法に基づき、治水上砂防のため砂防えん堤などの砂防設備が必要と判断される土地、または一定の行為を禁止、若しくは制限を行う必要がある土地について国土交通大臣が指定する区域。

市街地開発事業

都市計画法に基づき、一定のエリア内で公共施設の整備と宅地の開発を総合的、一体的に行う事業。土地区画整理事業や市街地再開発事業などがある。

資源循環型社会

使用されなくなった物品などの資源を再利用、再利用などすることにより、処分するものを極力減らし、環境への負担ができる限り低減された社会。

自然公園

自然公園法に基づき、優れた自然の風景を保護するとともに、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように指定された公園で、開発行為等が制限されている。

主要幹線道路

主として地方生活圈や主要な都市圏域の骨格を構成するとともに、地方生活圈を相互に連絡する道路。

浸水想定区域

対象河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。

生活空間

日常生活に使用する場所。

生活利便施設

金融機関やスーパーマーケットなど日常生活にあると重宝する施設。

操業環境

機械などを動かして作業する周囲の状態。

〔た行〕

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために行う河川管理。

炭鉱住宅

炭鉱労働者やその家族が生活した住宅。

地域森林計画対象民有林

森林法に基づき、森林の保続培養と森林生産力の増進を図るため指定された民有林で、開発行為等を制限する区域。

地区計画

公共施設の配置や規模、建築物の用途や形態などに関する事項を定め、開発行為や建築行為を適正に誘導、規制する地区レベルの都市計画。

道路空間

道路やその沿道一帯。

特定用途制限地域

都市計画法で定めることのできる地域地区の一つ。用途地域の指定のない土地(市街化調整区域を除く)において良好な環境を形成・保持するため、人の集中・騒音・振動などを発生させるおそれのある施設等の建設が制限される。

特別用途地区

都市計画で定めることのできる地域地区の一つで、用途地域内において特別の目的を持つ土地利用の増進と環境の保護等を図るために定める地区。

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための「土地利用」、「都市施設の整備」及び「市街地開発事業」に関する計画。

都市計画区域

中心市街地から郊外の山林のある地域に至るまで、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域で、県が指定する。

都市計画道路

都市の基盤的施設として都市計画で決定された道路。

都市公園

都市の基盤的施設として都市計画で決定された公園・緑地、都市計画区域内の公園・緑地のうち地方公共団体が設置するものなど。

都市施設

道路、公園、下水道など、円滑な都市活動を支え、良好な都市環境を確保する上で必要な施設。

土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊などが発生した場合に住民の生命などに危害が生ずるおそれがある区域で、当区域での土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として、都道府県知事が指定する区域。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内において、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために、土地の区画形質の変更や道路、公園、広場などの公共施設の新設又は変更を図る事業。

〔は行〕

パートナーシップ

2名以上が共同してものごとに取り組む関係。

ハザードマップ

大雨や地震発生時がけ崩れや土石流が発生するおそれのある区域や、河川の氾濫により浸水が想定される区域などの危険箇所や避難場所などを示した地図。

パブリックコメント

公的な機関が計画などを策定しようとするときに、広く公に意見などを求める手続。

バリアフリー

高齢者や障がい者などの社会生活における物理的・制度的な障がい・障壁が取り除かれた状態。

福祉巡回バス（ハピネス号）

誰でも無料で利用することができる町内を巡回する福祉目的のバスで、町が民間事業者に運行を委託している。

福祉タクシー助成事業

介護が必要な方などがタクシーを利用する際の助成を町が行うもの。

保安林

森林法に基づき、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公共目的を達成するため指定された森林で、開発行為などを制限する。

〔ま行〕

緑の基本計画

都市緑地法に基づき、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。

〔や行〕

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍・居住地の違いや、障がいの有無、能力の如何などを問わずに利用することができる施設、情報などのデザイン（設計）。

容積率

敷地面積に対する建築物の各階の床面積の合計の割合。

用途地域

都市計画法で定めることのできる地域地区の一つ。市街地のそれぞれの地域の土地利用誘導の方針に応じて、建物の種類や大きさ、高さなどを定める。

〔ら行〕

レクリエーション

仕事・勉強などの肉体的・精神的疲労をいやし、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること。また、その休養や娯楽。

〔わ行〕

ワークショップ

多様な人たちが主体的に参加し、参加者同士の相互作用を通じて創造と学習を生み出す会合形態。

ワールドカフェ

カフェにいるようなリラックスした雰囲気の中で、参加者が少人数でグループごとに対話を行い、ときどき他のグループの参加者と入れ替わりながら話し合いを発展させていく会合形態。



福岡県 宇美町

【発行】

宇美町 都市整備課 都市計画係

〒811-2192 福岡県糟屋郡宇美町宇美五丁目1番1号

TEL 092-932-1111 FAX 092-933-7512